

三三二 論松陰先生投獄

安政六年春頃

入江杉藏

十二月五日、有命以吉田寅二郎投獄、而罪匿名焉、皆知其所係莫大、且以吾輩無所定志也、即夜叩政府某氏、要其名、終無所得、而吾輩亦獲罪、復不名焉、頃或亦數于政府、要求先生罪名、論辨懇至、乃政府頗有悔色、而謂、政府素諒寅二心赤矣、唯一且命出、要而後署名、國家無其典、吾輩在政府一日、擾典決不為也、或曰、遂先生之事、汝以為如何、余反覆思之曰、吾則不白先生罪名、決不措矣、其初深更叩政府、非好事為也、又非固執恩義而已也、固有深疑而甚憂者、故不能少緩、而切要之也、夫先生之心赤、既誠諒之矣、奉^(載) 叔慮、而載^(載) 親書、無復他而已、當此際、國家將有大事之舉、而俗論沸起、正義孤立、人心洶洶、未有所定、是非甚危幾乎、然而此人而有罪、姦邪愈全其說、有志之士、或惑于親書、而二國之人、遂定志矣、其所係不亦大賊、而況若果有罪、而使不明白、則貽國家後世之是非、徒使先生獲虛名、豈非臣子之憾哉、是固國家之是非決也、政府君子、既果知此獄不利于國家矣、又知不名其罪而乃係^中 親書之誠矣、若實有罪而遺名、則過大命矣、而公然臨政府、以舊典、拒論辨、吾誠知其賊也、而若國事何、苟存志勤王、厚信君心、欲忠江家者、先生之罪名、必所不可緩也、余雖微賤、必守此說、若或至終不^レ可白、固有自處焉、賞罰大典也、大臣君子固亦所^レ不得^レ不正之也、聞七月之親書出也、政府某抱^レ之泣下、人皆不知其所以焉、今而思之、其泣下之愛、其果有由也哉、

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟慶)

三三三 松陰東行後書物始末扣

安政六年六月以後

杉梅太郎

辛亥日記○癸丑日記○丙辰日記○丁巳日記 以上一綴之分今日返壁

右一冊

戊午文稿

二冊

×和作^レ返壁

(△杉藏筆 ×和作並)

己未同

一冊

×同斷

擬明史抄

全

×今日返壁

片山對策

全

×杉藏拜借

智囊

二冊

△今日返壁

及門遺範

全

×今日返壁

叢棘隨筆續

全

△杉藏拜借

陳龍川

四冊

×直樑馬島へ行候由

洗心洞割記

二冊

△今日返壁

陸象山

全部

西洋步兵論

全部

×今日返壁

列陣ノ圖

全部

×同

關係雜纂

一家私言

× 同

弘道館記述義

× 杉藏拜借

坤輿圖識

× 同斷

默霖書翰

× 今日返壁

○ 通鑑抄

× 獄舍問答之中
= 在リ

× 外ノ春艸堂詩集二册返壁

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟曠)

三四 井原孫右衛門日記

安政六年八月十四日
十月廿七日

安政六己未年 (井原は奥向きの役人
で當時江戸に在った)

八月十四日 晴天、涼夕陰又蒸、

一、飛脚参り候由、御用狀等参り、先月廿六日頃迄之日帳、書拔モ参り、兒玉へ廻シ候、御觸達共之事有レ之、都合御靜謐、

杉百合之助へ引渡候、蟄居申付之浪人吉田寅次郎、六月九日御尋ニ罷出、直ニ入牢公儀人其外付添出候、

飯田小右衛門廿五日夜半出足、木曾路通罷歸候由、

十八日ニ被ニ仰渡ニ廿一日兒玉主殿参着、虎十郎更代、麻布へ歸候而飯田出足申出候、而廿五日夜半罷出木曾路通罷下リ候答○町奉行石谷因幡守殿評定所へ御呼出、吉田罷出候、寅次郎鷲門ヨリ與力へ引渡、公儀人井上御玄關ニ控居候、寅次郎御評席ニ

被ニ召出候、寺社御奉行松平伯耆守様、大御目付久具因幡守殿、御勘定奉行町御奉行池田播磨守殿、御目付松平久之允殿御出席之上種々御尋有レ之、其後御徒目付朝岡清左衛門其外町與力出會、寅次郎御吟味中揚リ屋入被ニ仰付候間其旨ヲ同主人へ可ニ申開ニ云 (原本上欄) 寺社奉行、勘定奉行、町奉行、大御目付、御目付一席 五手調ヲベト云フ、十月廿七日死刑ニ相成候、

十月廿七日 陰天、夕雨、

一、杉百合之助無給通寅 へ被ニ預置ニ蟄居被ニ仰付候浪人吉田寅次郎事、三十歳 當夏爰元被ニ召登ニ評定所へ被ニ差出ニ

入牢被ニ仰付置候所、今日公儀人同所へ御呼出ニ而、小幡彦七罷出候所、寅次郎一同被ニ呼出、永キ御書渡讀知、

死罪被ニ仰付候、

八月十四日ニ記候通 椽ニ薄縁敷有レ之、伯耆様其外御役人御揃ニ而一間半位之間へ被ニ召出被ニ仰付死罪ニ之御高聲ニ懸ルト、手足へ急ニ取懸リ、締方相成、其場所へ連行乍致ニ切害ニ候由、

其外二十人斗御答人有レ之候由之事

御並方之内ニモ段々有レ之候得共、死罪ハ無レ之遠島追放等之由、御主人御差控被ニ仰出候由、寅次郎ハ浪人故右等之御事ニ不レ及由、其者斗之事ニ而外ニ連座無レ之相濟候、寅次郎ハ吉田大次郎ト而幼年ヨリ書ヲ讀兵學家ニ而講釋能致シ候、上聽ニモ度々出御賞美モ有レ之其後ハ御會之様ニ講釋ニ被ニ召候、於ニ館中ニモ出精門人能取立候、去ル亥之御番手ニ参リ水戸へ参度御暇不レ出内ニ同道人之約ニ不レ背ト而御門外へ罷出歸リ不レ申候故、出奔ニ相成候、其後歸候而御國へ被ニ差返、家名ハ立不レ申、其身ハ浪人同様ニ而稽古被ニ差免ニ世上致ニ徘徊、其後爰元迄モ参居候而、彌學業忿激致シ家名再興之志モ蒙リ候様ニ候所、大膽者ニ而、假初ニモ難キ者ヲ好候由、丑之夏アメリカカ始而參候節彼之船へ乗組本國へ参度ト申事、公儀之御法度ニ支リ被ニ召捕ニ評定所へ被ニ召出候、段々御詮議有レ之、身本杉へ御預蟄居之身分ニ而被ニ差返ニ候、牢舍被ニ仰付候所、御免有レ之、身本へ歸リ居候、山鹿流ハ功者之一人有レ之被ニ立置、業筋ニ付相談モ有レ之候ハ、門人へ相對被ニ仰付候程ニ廿キ近年壯年之者段々参リ、傲言杯致シ候由、去夏頃段々盛ニ有レ之何カ致懸ケ難被ニ事モ相聞、又牢舍被ニ仰付候、其内京都へ内通、梅田源二郎へモ文通致シ、段々事ヲ企候廉有レ之、公邊御聞込ニ而、當夏被ニ召登、段々御吟味被ニ爲レ在、長キ御書下ヲ以而誅伐被ニ仰付候、無レ是非次第ニ候、是モ要地ニ在候面々依情有レ之内々被ニ用候趣モ有レ之由、諸方色々取沙汰有レ之、今トナリ而ハ一人之迷惑也、從來膽力有レ之敬畏之心無レ之、壯年之儀深ク憤ミ重ク警メ置候ハ、學業之進ミ次第年齡モ重リ候ハ、又御役ニモ可レ立候所、脇ヨリ輕卒ニ何角ト早ク譽、却而如是ニ至ル、近年是等之事モ案シ諸事實貞ニ御奉公致ス事第一也、今ニ荷擔之意強ク人之非一夫(意味不明)ヲ取ナリ、憤ベシ恐ル可シ、其後モ輕浮之徒此類之者ヲ善トシ、公儀ヲ惡トシ而、何かト申者有レ之也、

又、（つら）つら（こ）こ（はら）はらノ常義（行）庵トカ申ヘ石塔共立候者有レ之十二月八日公儀人伯者様へ御呼出御達之趣有レ之候由（毛利本には表紙に非原日記ニある）

（寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟慶）

三五 續庸書檄

安政六年九月一日

入江杉藏

余忠孝共非、兄弟俱僂、家本貧賤、幹蠱無レ人、無_レ以養_レ老母、乏_レ以供_レ朝夕、嘗痛自艾、竊望_レ胥徒、今爲_レ僂人、絶無_レ仕途、欲_レ耕而無_レ田、欲_レ鬻而無_レ珍、恐困_レ老母之餘生、我亦往向_レ願領、深費_レ我思慮、乃讀_レ師遺稿（松陰）、曰比_レ行于商賈、同_レ侶於農圃、以_レ身爲_レ庸卒、以_レ筆爲_レ耒耜、吁是吾師、豫爲_レ我今日之計、吾願勉_レ之、不_レ虛_レ其見_レ教之意、吾固不_レ能_レ繼_レ師壯志、願不_レ負_レ知、紹_レ其一事、假雖_レ不_レ知_レ寓意之所_レ在、亦減_レ苟生飲食之慙、庶幾狂愚之性、復無_レ踰越之罪、雖_レ追悔之不及、又無_レ禍敗之再來、吾卒雖_レ不幸人、不_レ至_レ使_レ母重感、刑餘之視息、復無_レ有_レ他念、一室默坐、待_レ人見_レ託、持_レ券執_レ役、如_レ例受_レ直、以養_レ母自活、余今日之志也、

九月朔

塙杉鄙夫

（松陰の庸書檄に模して作りたるものである）

（東京市吉田茂子氏藏 校合濟慶）

三六 依田學海日記

安政六年十月

依田學海

安政六年

十月廿九日 川本三省と共に翁（藤森）の家に赴く、路に官府のこと尋ねべき事ありて八丁堀同心の吉本平三郎を訪ふ、六過る頃翁の家にゆきてかくくくと打語る、

十一月八日 過る日川本三省と共に吉本平三郎といふ八丁堀同心の家にゆける時、さまざまの物語の次は、平三郎云、過し日死罪を命ぜられし吉田寅二郎の動止は人々感泣したり、奉行死罪のよしを讀聞かせし後畏り候よし恭敷御答申して平日廳は出る時は介添せる吏人久しく勞をかけ候よしを言葉やさしくのべ、さて死刑のぞみて鼻をかみ候はんとて心しづかき用意して、うたれけるとし、凡そ死刑は處せらるるものは是迄多しと雖、かくまで從容さるは見ず、多くは命をよみ聞かせらるる時、上氣して面色赤く、刑場は赴く時は腰立たず、左右より手を取り行くは、踵地まつく事をし、と云へり、又頼三樹八郎と橋本左内とは初より相知らず、囚されし時も、居所同じからず、只名のみ聞きて、面を見ず、死刑を命ぜらまし日は、初めて對面して、相方寒暖の辭儀ありて、こゝび重き刑は處せらる、されども覺悟の事は候へば少しも懼るべきは候はずと式代せしとなん、見るもの涙を流せりと云へり、

（寫本東京市望月茂氏藏 校合濟慶）

三七 病蓐筆語

安政六年十一月廿日以後

佐世八十郎

一、今日志不定、則生涯碌々、終不_レ能_レ報_レ師教於萬分之一也、（松陰）
一、吾在_レ病蓐、聞_レ先師蒙_レ戮、切齒慟哭、殆不堪_レ座、攫_レ空而罵詈、

- 一、茫然自失如無所措、
- 一、誓不下與此賊共戴天矣、
- 一、荏苒碌々、與世浮沈、共戴此天、何面目立天下、
- 一、先師既死于忠義、余爲門生、不下奉遺志、死于忠義、何面目地下見先師、
- 一、大丈夫雖不用泣、胸塞咽迫、而涕淚不禁、是至情也、不可如之何、
- 一、日夜耿耿、是念百結、
- 一、風雨、寒暖、飲食、被衾、火爐、造次顛沛、無不念先師、
- 一、嘗思就死甚容易矣、今日初知此、此未知道也、死實其難矣、
- 一、桓義忘家尙難矣、於死乎、

(前原一誠傳所載 校合濟)

三八 風説二條

安政六年冬

杉梅太郎

江戸獄書翰中ニ在邸ノ時俗吏二人ヲ仲ニ立度々政府ヘノ建白終ニ政府ノ議ヲ定メタル苦心又快意ノ由見ヘシニ(下巻)松陰在邸ノ日政府ヨリ寅次郎ハ是迄モ度々不容易ニ上ヘ御厄害ヲ掛ケ居候ト付此度ハ幕廷尋鞠ノ節モ可成程ハ何モ不申立ニシテ少シナリト御厄害少キ様仕可然トノ授ケ相成候処松陰曰是ハ以テノ外ナルトニ候是迄モ度々御厄害ヲ掛ケ奉候ト付此度幕廷ニテハ屹ト大義ヲ明ニシ御国体ヲ不辱様可申立ト祐可有之筈左候ヘハ一命ヲハメ罷出

候證モ有之処ニ右之通りノ御授ニテハ罷出不申方マシニ付今日ヨリ絶食仕候間急ニ幕府ヘ病氣ノ段御届被成数日相立絶命ノ後病死ノ御届出相成候ハ、何モ幕府ヘ被爲對御不都合ハ有之間敷ニ付其御取計被下候様ニト申候処政府ニハ大頓着ニテ夫ニテハ不三相濟ニ其筋ナレハ先々申立候様トノニナリ北條トカ只今ハ随分自愛シテ他日ノ用ヲ期スヘシトノ意ヲ以テ詩ヲ作り示シ候杯ノモアリ終ニ絶食ノハ止ミタル由尤是ハ眞ノ傳聞ノニテ間違モアルヘケレト亦右苦心ノ一端ヲヤト承リタル儘記シ置ナリ

十二月十六日ハ 殿様御昇進被遊殿中ハ誠ニ御目出度々々ニテ余程賑ワヒシニ御前様ニハ今日ハ寅次郎ガ四十九日ニ當リシガ誰人カ手向ニテモ致シ遣スヘキモノアルヘキヤト何カ御感慨被爲在ゲニ御噂被遊左右為之ニ肅然トアリタルトノ由深宮中ノヲ孰レヨリ聞ヘタルカ在江戸ノ來原良藏ヨリ穴戸九郎兵衛ヘ申贈リタル由書面ハ不見レト慥ニ承リ余リ難有御言ニ付カシコクモ記シ置ヌ

(この文杉梅太郎の作と推定す)

(萩市松陰神社藏 校合濟)

三九 問三ヶ條(草案)

萬延元年正月四日

久坂玄瑞

一昨年十月廿七日先師松陰殉節之由逐々朋友共より申來候最早七十日にも相成候得共今以爲何申渡も無御座ニ候摸稜千萬如何ノ事ニ御座候哉依此門人中申談爰元ニテ法事を營墳墓を築度積御座候然處

一先師勤王ニ付る政府にも一向御承知無レ之事にも無御座ニ昨年先師門人相對被差免且内實ハ國事も御咨謀有レ之候

得ハ先師之感激も最至極之事ニ候此變ニ立至候格別杉百合之助親子之不取締とも不_レ被_二相考_一○幕府_レ之表向ハ兎も角も杉親子屏居二百二十三日にも相成先師一身を以國難_{（大カ）}□_{（大カ）}遂ふ且此度先師之結局もケ様ニ相成候上ハ早速御寛典之御廟議儀_{（元）}可_レ有_レ之被_二相考_一候得共今以如何御詮儀も無_レ之如何之事ニ御座候哉

一杉藏兄弟傳_{（伊藤）}之助之事ハ逐々御歎申出候通先師此度之事ニハ少も關係無_レ之且杉藏ハ冤屈之至彼兄弟を命とも恃候老母之心事御憐察之段も且又傳之助繫囚も最早一年餘にて詮儀可_レ被_レ希最早御詮儀も可_レ有_レ之被_二相考_一候得共不_レ及_二此儀_一候共亦如何候哉（本卷江月齋日乘庚申一月四日参照）
（東京市吉田茂子氏藏 校合濟齋）

四〇 松陰に關する書簡二種

萬延元年

杉梅太郎

○去ル人ノ江戸ヨリ己未七月比御國へ贈リタル書ニ（安政六年）

乍ニ失禮ニ私卓見ノ處申上候此度先生ヲ幕府へ出シ候ハ長井・周布我身ノ罪ノカレンガ爲ナリ先生ノモ少々手入候へハ出府ニ及ハヌト申_レ物筋ヲ心得タル人申シタリ是亦言テモ益ナシ云々

○庚申九月十七日、時山直八江戸ヨリ贈リタル書ニ（萬延元年）

御前様先師ノ弔ニ老女ヲ青松寺へ遣テ供養被_レ遊候段憶ナル所ニテ聞_レ之最初ハ老女モ無心ニテ供養ヲ濟セ歸候後先師ノ弔ト申_レ知_レ候様子實ニ徹_二骨髓_一候此事ヲ聞テ不_レ覺泣ヲ流シ候杉氏へ御知ラセ可_レ被_レ遣候尤他言ハ無_レ之様御傳可_レ被_レ下候

（これは杉梅太郎の控書ならんニ推定す）

（萩市松陰神社藏 校合濟齋）

四一 趣意書

文久二年三月

久保・檜崎・中谷・佐世・久坂

此度松平脩理大夫様御全國御奮興之由御家老島津和泉近日東上仕候儀一方ならぬ事まで勤王之大義屹と相建可_レ申候様相聞申候然處 御當家よ於てハ申迄も無_レ之數百年來 皇室御尊崇被_レ爲_レ遊赫々たる御門閥にて候得者今更勤王之先鞭他藩ニ御讓被_レ爲_レ遊候る者御先代様方御英靈如何計歎御残念被_レ爲_二思召_一候半と奉_二恐察_一候右ニ付今般御家老始追々御東上ニ相成候事近頃之御盛舉實以感激之至奉_レ存候私共不肖之身ニ候得共平生義理研究仕追々 御直書付等之御盛意肺肝ニ徹し日夜奮勵罷在候得者此御大節之場合心力を盡御洪恩之萬一をも奉_レ償候事不_二相叶_一候る者折角之宿志相貫不_レ申_レい_レるも遺憾至極奉_レ存候乍_レ恐今般 天闕御守護之御人數端ニ相加候様被_二仰付_一候ハ、死して餘榮有_レ之候儀難_レ有仕合可_レ奉_レ存候趣意之大略如_レ此候 已上

久保清太郎

檜崎彌八郎

中谷 正亮

佐世八十郎

久坂 玄瑞

戊 三月

(福川町福田悌夫氏藏 校合濟園)

四二 斬奸(長井雅樂を斥す)狀原稿

文久二年六月頃

久坂玄瑞

戊午勤王之盛舉を拒み候事一也

(松陰)吉田を江戸を連出申候事二也

御昇進を井伊へ請受御國辱を千載に流し候事三也

君公様御不快を顧みを東上仕候事四也

外夷交易之勅狀を申降しなどの事五也

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟園)

四三 追懷古人一詩十首并引

元治元年以前

久坂玄瑞

墨使來東海、公怒髮上指、天勅忽雷震、感激不自己、從此廢寢食、要回倒瀾水、博浪誤一擊、

貫高心自擬、嗟公臨絕吟、悲憤徹骨髓、七生期滅賊、忠魂何嘗死、大義百世師、廿一回猛士、

丁巳冬、墨使入府、言多詭譎、松陰吉田先生、聞之憤且嘆、曰、神國亡矣、明年三月 天勅汗發、海内盡震、

於是、感激不已、將有所爲、六月金川盟約、幕吏違勅、既而間部下總守上京、先生謀要擊、事敗、己未十一月廿七日、死節于江戸、墓在骨原會向院、先生臨終、作國風云、美波多登閉武佐志能乃邊仁久津留登毛登登

於此、感激不已、將有所爲、六月金川盟約、幕吏違勅、既而間部下總守上京、先生謀要擊、事敗、己未十一月廿七日、死節于江戸、墓在骨原會向院、先生臨終、作國風云、美波多登閉武佐志能乃邊仁久津留登毛登登

女於加摩志矢摩登多摩志比、又云、奈奈多毗毛伊幾加邊利津津衣美須遠曾波羅波牟古古呂和禮和須禮女矢、補壬戌之歲、高杉東行等謀而改葬于青山若林寺、

(江月齋遺集所載 校合濟園)

四四 和歌四首

元治元年

小田村伊之助

吉田矩方ら死せるのちひき續久坂とし助兄ある松島久誠おそやけのとにか、けらひて身まかり(五)ニ玉木正弘

も繪堂の戦ニ打死ぬ己れそ國事にか、りて獄ニ下りされハ世まをからふるき身まもゆらしとおほゆるま、

よ

それをさへその人数にかそへましようからやからも国はくして

吉田矩方ら涙松集をよんで

あき人の言比葉くさの跡はけて今そ知らる、深きこゝろの

敷しほの大和の道ハひとすしニ赤きこゝろ比外をかりたり

(妻の母即松陰の母)女の母よりれとけまし時

うとまれて物のかすこもあらぬ身をうとまぬ人の君ならて誰そ

(東京市榊取三郎氏藏 校合濟園)

四五 題先考手寫新論之帙

慶應元年十二月九日

杉梅太郎

是先考恬齋先生所手寫也、先生幼而好學、終身不廢誦讀、於敬神明、排浮屠、尊王室、重節義、無不盡心、曾創家廟神祭式、時俗用佛祭、未可遽悉改、雖陽從之、然歲時之祭、忌日之奠、必依是式、其拜神與祖先、朝夕盥嗽盡禮、未嘗懈怠矣、調八幡社及藩祖先公廟、必宿齋戒沐浴、衣服袴帶、至巾扇禪襪之微、必另具焉、不敢以他坐廳訪人之所用、而如他神社、不輒詣也、公事有暇、耘勸菜圃、且井臼采薪之間、呻吟不止、其所誦文、則非玉田氏所撰神國由來、則文政十年二月十六日詔、詩則非^(管カ)賴諸家、詠我洞春諸公功績之吟、則楠公墓下作、如及其他、亦類^(下)磨勵忠孝、鼓舞節義、扶植綱常者也、先考及得此書、嘆賞不啻、遂手寫而珍藏、則所謂手澤之所存、爲子孫者、可不躄其心哉、可不繼其志哉、今新造之帙、永藏諸家、因記其由、

先考棄吾之一百日、^(慶應元年)乙丑十二月九日

不肖修道泣血謹誌

(萩市杉相次郎氏藏 校合濟^(印))

四六 和歌二首

慶應二年以前及二年

小田村素太郎

千住なる吉田松陰のおくつきよ詣ふて

去年見てし花の今年をらそらとけまほし松の陰を悲しき

(伊之助改名)

五月廿五日亡友松陰ぬしろかへらぬ旅ちの別を思ひ出て

我も亦身を雲霧まつ、まれて道ある空にいけり逢はん

(東京市楫取三郎氏藏 校合濟^(印))

四七

大原三位に差出す書及詩歌の跋

明治七年頃

野村靖

一讀忽憶起當年、嗟乎先師之殉難、十有五年于茲、而本書所謂三人者、則家兄入江九一^(杉藏)・松浦松洞及前原彦太郎^(佐世八十郎)、而其二人者、既殉難于某役、獨前原猶能存于今、抑時勢變遷、徒不^(下)海谿桑田而已、孤生感慨何其能堪、偶正四位源公被示此書、聊書所感、以却呈云、野村靖謹錄、^{(東京市大原重明氏藏 校合濟^(印))}

四八

韻華帖序

明治十一年八月八日

(小田村伊之助) 楫取素彦

兒玉士常、嚮刻小學習字本、尋刻中學習字本、題曰韻華帖矣、初篇、三洲長氏所書、二篇、亡友吉田松陰、送士常之九州四國序、則初篇、二篇、書異體、而一以筆法勝、一以氣節勝、各可觀也、夫松陰之與三洲、履行不同、其所遭遇、亦順逆迥異、世或疑、將曰士常之舉、單摸一家之形者、其精神則索然矣、雖余、不能無疑焉、蓋松陰氣節之概、世所固知、其欲振大劍、要擊一權奸、是其尤赫々者、遂坐此、斬於江戸獄、至長氏則否、會時之郵隆、入陪於講筵、出任於編脩之官、崇班高秩、榮亦極矣、比之松陰、則休戚之間、天淵不啻、今士常比而同之、無乃不可哉、嗚呼、余得之解曰、長氏、亦立於國步艱難之際、載毫、出入於飛丸

雨注之間、草檄畫策、竭_レ力國事、不_レ爲_レ不多、況近爲_二一等編脩、其爲_二紀傳、正邪曲直、筆削謹嚴、所謂誅_レ心者、大奸巨猾、抉剔不_レ遺、則有_レ與_二松陰之要擊、凜然同_二其轍者_レ矣、乃士常刻_二此帖、比而同_レ之、自有_二深意之在、何不可之有哉、余在_二遠隔之地、不_レ能_レ與_二士常_レ面論、如下_二以_二余言_レ爲_二誣說、則將_二更請_二其說、姑書_レ之、以爲_レ序、

明治十一年八月初八日脫稿

(東京市榎取三郎氏藏 校合濟園)

榎取哲識

四九 跋_二名家手簡後_一

明治十二年四月廿九日

榎取素彦

余與_二純造櫻井君_レ相知在_二於二十年前、初君之來_二于萩城_一也、單身仗_レ劍、意氣太壯、問_二其所_レ經歷、則曰、留_二鷹島_一講_二礮術、歸途過_レ此矣、當時藩吏_二張學事、例有_二遊歷者至、則延_二之於校內、以講_二經籍、君之來亦然矣、會亡友吉田松陰、以_レ事幽_二閉於家、一夜伴_レ君、潛訪_二松陰於幽室、談論移_レ時至_二鷄鳴_一而去、他日松陰評_レ君曰、議論鑿_レ遊歷者中所_レ稀見_二焉、爾來時勢變遷、松陰死_二於江戶、余亦東西奔走、與_レ君死生不_二相聞_一者、殆十八九年矣、維新之四年、余以_二地方官_一被_レ徵_二足柄縣、君則既奉_レ職在_二宮內省、不_レ意復相_二見於宮中、君鬚髯_レ、余亦頭童齒豁、相對愕然者久焉、頃君裝_二象山作間翁及久坂義助及松陰諸友往復手簡_一爲_二一軸、囑_レ余跋_二其後、蓋象山松陰之所_レ師、而義助之與_レ君相知、亦因_二松陰之說、頃且君之初會_二松陰、實出_二余之紹介、則跋文之需、余豈可_レ辭哉、因書_レ此返_レ之、

卷中玄瑞即係_二義助之舊名、觀者莫_レ認爲_二別人、

明治十二年己卯四月念九日

(東京市榎取三郎氏藏 校合濟園)

五〇 松陰遺稿序

明治十二年十一月

榎取素彦

松田鯤堂曰、鼎藏、象山、眞己、義卿之知

作(欄外批評小倉健)

典_二甲冑_一存_二問義卿_一云々、當時余從_二阿兄_一在_二江戶麻布邸_一所_レ親睹而熟記_レ讀到_レ此舊情宛然、

吉田義卿、以_二兵學、世祿_二於山口藩、個儻有_二大畧、年甫十八、抵_二肥後、訪_二宮部鼎藏、弱冠遊_二江戶、見_二佐久間象山、余與_二義卿同鄉同年、亦同在_二江戶、義卿天質忠實、虛懷接_レ士、所_レ交不_レ論_二文人劍客、而尤重_二鼎藏、象山、甲寅四月、義卿以_レ事下_レ獄、象山亦坐焉、會鼎藏在_二江戶、余與謀_二歸_二財物於獄中、以救_二賑之、未_レ幾、鼎藏西歸、余孤立且貧、典_二甲冑_一獲_二金數枚、以存_二問義卿、居數月、幕府出_二義卿於獄、責_二附父兄、然藩吏過慮、又繫_二之獄、於是物議紛然、因更幽_二於家、義卿不_レ爲_レ意、開_レ塾講究、名曰_二松下村塾、高杉晋作、久坂義助及品川思父之徒、親炙請_レ業、講_二尊攘之道、方_二是時、幕府大興_二黨錮之議、捕_二有志之士、義卿憤懣、上_二書藩老、切_二言時事、且建_二奇策、欲_レ刺_二幕府一權奸、藩吏畏_レ禍、再繫_二之獄、尋有_二幕命、護_二送江戶、義卿自知_レ不免、訣_二別父兄、以上_レ途、至則對案抗言、痛斥_二幕罪、遂斬_二于傳馬街之獄、初義卿之就_レ逮也、留_二其文稿、分_二付門下、此稿歸_二思父、亦在_二其時、則思父傳_二之今日、蓋有_二不_二偶然_一者也、噫、山口藩士氣之奮、義卿倡_二之首、而晋作、義助之徒爲_二之後、闔藩翕然、知_レ所向、絕_二藩吏願望之念、能專_二意於皇室_一者、雖_レ由_二毛利氏養_一士有_二素、義卿倡首之功、竟居_レ多焉、然而義卿之徒、陸續死_レ事、不_レ及

五二

憂國旅の苞(松陰關係の摘出)

明治十五年頃

那珂通高(五郎)

過ぎつる歳の事なりき、毛利の御内人、吉田大二郎が、宮部鼎三と、陸奥のかたへと思ひ立ちぬと聞き、己れも仙臺までまからばやと、もろともに吾妻を立出しが、まづ水戸の御家の手ぶりこそ見まほしけきとて、永井雅輔が家に廿日あまり宿りせしが、晝は更なり、夜も城の上にて、時告ぐる太鼓より外に、鐘てふもの、聲せねば、いと寐安き心ち社ますまとして、もろともに打笑ひてけり、こは齊昭の中納言の、夷ふせがんずる料に、鐵炮鑄させ給はんとて寺々の鐘なごりなく、たてまつらせ給ひし故なりと聞き侍りぬ、ひと日あるじの翁に、鑄させ給ひし鐵炮ハ、いかばかりにやと、問はべりしよ、および折り、かきかぞへて、二十あまり八つの星の宿りを一つ、ゑりたるより、千字文てふ書の、千字ひとつづ、記さまし大筒などハしり侍れど、其の外のものハ、いかばかりかハなど物語るを、かたへき、せし大二郎の、かくまで御心つくし給ひぬとハ思ひもかけざりつと、いたく驚ける様ありしを、鼎三ハ己れが方に打むかひ、さ驚きたまふ、其人の御家にて、大筒數千挺鑄させ給ひしハ、此頃のとになど、去年其の御國にて、聞侍りしものをと打笑ひてき、

○

毛利の御家にては、香焼嶋の如すぐまたる御ならハしハあらねど、鐵炮の業させたまふは、鍋嶋の御家と同じさまに掟したまふよし、其の初めにハ、御内人どもの、例の弓太刀の業のみもてハやし、夷の教へなすうつハを、なでうなどいひけちたりしに、守のみづからせさせ給ひ、今の世ハ、大將軍もこの業まなばずバ、いかで夷どもの、いく

さのさま知り得べきと、御流ととをへさせ給ひて、守のみづから教へ給ふと、言なさせ給ひし故、幾程もあらで、人々のなごりなく、この業することになり來しよし、吉田大二郎の物語りなりき、
(憂國旅の苞所載 校合濟園)

五三

回顧録序

明治十六年三月三日

品川彌二郎

回顧于今三十年、嘉永癸丑之歲、米艦初入於浦賀、天下漸多事、備寇禦侮之議紛然、上疏陳策者、數十百人、得其二要領者、蓋渺矣、先是我松陰先生早洞見時事、常抱憂國之志、請暇遠遊、西至鎮西、東入奥羽、又經越後而航佐渡、山跋水涉、往來于馬蹄櫓響之間、締交于四方奇傑之士、以久養有爲之才、已而和戰之議大起、先生數獻策於當路、剴切明快、深中於時弊、皆不報、聞和議決矣、蹶然起曰、事終至此、獻策千萬無益、不如下航海外以審其國勢、乃來於江戸、與金子重輔、歷覽總房相豆沿海之地、投米艦、不成、自訴于官、繫于傳馬街獄、後移于長州野山獄、居六年、又檻致江戸而斬、重輔先死于獄中、先生之在野山獄也、會三月三日、即去年航海決志之日也、回顧往事、援筆追錄一年間遭遇之狀況、銖銖不洩、細大皆舉、即此書也、當時士大夫慣昇平之久、不知國事之爲何物、彼重輔賤卒也、秩不能列士班、祿不足養妻子、而能知國事之重、奮當艱難、以身殉國、亦聞先生之風而作者歟、今茲三月三日、閱是書、而回顧先師及重輔之事、悲感交至、嗚呼、以有爲之才、遇不能爲之世、其言不聽、其計不用、遂抱志而逝矣、豈不悲哉、書中所記、皆發乎忠誠之至情、辭氣慷慨、足以動天地、足以泣鬼神、而況於親炙先師如予者乎、

明治十六年三月三日

門人品川彌二郎識
(木版本回顧録所載 校合濟園)

五四 松陰遺文跋

明治十九年

榊取素彦

是爲吉田松陰在獄書簡、蓋甲寅之歲、米艦停泊下田、松陰有所畫策、密投艦中、而米人告諸幕府、幕府執松陰繫江戶獄、當時余在藩邸、邸吏畏連累、鎖固余輩禁外出、而舍弟健作(小愈)以書生在外、故獄中之往復、托於舍弟、而如贈遺品、則余爲親辨之矣、劍槩二字、蓋取普通用隱語也、後之觀此簡者、不知劍槩之爲何人、因書之、

明治十九丙戌初冬

榊取哲識

*(回顧録の記事と異なる)

(東京市榊取三郎氏藏 校合濟園)

五五 椿東小學校開校式祝辭

明治二十二年二月五日

品川彌二郎

椿東小學校新築功ヲ竣リ、本日開校式ノ舉アルニ方リ、予偶萩ニ來寓スルヲ以テ、招レテ此場ニ臨ムヲ得タルハ實ニ予ノ幸ナリトス、豈ニ之ヲ祝賀シ、且ツ將來ニ望ム所無ルヘケンヤ、何トナレハ、本村ハ即チ予カ桑梓ノ地ニシテ、東ニ巍乎タル韓山諸峯、西ニ涓々タル鯉鱗橋下ノ水ノ如キ、依然タル予カ舊知識ノアル地方ナレハナリ、故ニ今

本校々舎ノ壯、且ツ便ナルヲ視テハ、則チ吉田先生ノ嘗テ予輩ヲ教育セラレタル松下村塾ノ狀況ヲ追想シ、今日汝々勉メテ進歩セル生徒諸子ニ對シテハ、即チ予輩幼時ノ情況ヲ回顧シ、因テ今諸子ニ向ツテ、紀念ノ爲メ、此ニ一言ヲ陳ヘ置カント欲スルモノアリ、他ニ非ス、先生嘗テ謂ハレタルニ曰ク、松下ハ萩城ノ東方ニ在テ震トス、震ハ萬物ノ出ル所、又奮發震動ノ象アリ、故ニ吾謂ラク、萩城ノ將サニ大ニ顯ハレントスルハ、其レ必ス松下邑ヨリ始マラン、又曰ク、塾ニ係ルニ村名ヲ以テスルハ、誠ニ一邑ノ人ヲシテ入テハ則孝悌、出テハ則忠信ナラシメ、一邑ノ子弟孝悌忠信ヲ失ハスシテ、然ル後チ奇傑非常ノ人起ツテ之ニ從ヒ、邦家休美ノ盛ナルヲ馴致セハ、萩城ノ眞ニ顯ハル、將サニ是ニ於テカ在ントス、果シテ然ラバ則チ長門ハ西陲ニ僻在スト雖モ、天下ヲ奮發シテ海外ヲ震動センモ亦未タ圖ルヘカラサルナリト、今諸子ニシテ此言ノ果シテ空言ナラサリシヲ知ラハ、コレト同時ニ我カ舊藩ノ王政維新ニ大ナル功績ヲ著ハシテ、明治聖代ヲ組織シタル天下一大震動ノ萌芽ハ即チ松下村塾ニ醸發セシヲ知ルナラン、夫レ時ニ古今ノ異アリ、學ニ新舊ノ別アリト雖モ、諸子各其業ヲ成シ、立身興家以テ國ニ盡ス所以ノモノ、其理固ヨリ古今同揆、豈ニ又男女ノ別アラシヤ、殊ニ女子ハ成長シテ子弟教育ノ母タルヘキ稟賦ノアルアリ、想フニ今ヲ距ル卅餘年前吉田先生ハ早く既ニ女子ヲ教育スルノ必要ヲ感シテ、女學校ヲ起スノ忽諸スヘカラサルニ論及セラレタルアリキ、今ヤ斯ル高堂大厦ノ校舍アリ、加フルニ教育ノ重キヲ負擔セラル、教員諸君其人アリテ、所謂萩ノ震位ニ立テリ、平素宜シク自ラ奮ツテ人ノ智德ヲ發育養成スルニ間然スヘキ所ナクンハ、維新後ノ松下ハ今ヨリ更ニ又奮發ノ光輝ヲ發スルニ於テ何ンカアラン、予ハ唯其光輝ノ來リテ予カ顔色ヲ照スノ日アルヲ刮目シテ待ンノミ、

明治二十二年二月五日

(萩市椿東小學校藏 校合濟藏)

やじ拜

五六 和歌二首 明治二十二年二月十一日

楫取素彦

松陰神社に正四位を贈り給ひし時よめる

田んま山(願子山)のこいほともろとも(股アルカ)も高くも見ゆる松本の里

松陰神社臨時祭の日神のいませし時の襦衣を社頭よ納めるとて

玉くしけ君あかみは夏衣納めて残を神の社よ

(東京市楫取三郎氏藏 校合濟藏)

五七 要駕策稿本跋 明治二十三年九月

楫取素彦

松陰畢生之大策、存此一篇、當時余則抗其議、極論數回而議遂不諧、松陰密諭(野村)和作之(野村)京師、而篇中子毅白之政府、追捕和作、逮其兄子遠(入江)、固為事實矣、其君子而為小人行、吾憎之過(子)小人之言、余雖不能無憐焉、亦不必辨之、蓋松陰平生議論、嚴正如此篇、是其本色、然松陰不以此斥余、以余之言為成敗論、余亦深服其公平矣、松陰之與余、議論不合、往々類此、而終始全交者、其局量宏遠、非容余之愚、安能如此耶、卷末手簡有房杜之文、雖似戲言、亦前日所抗論、至此結局者、其磊々落落、真有丈夫之氣象、嗚呼、是所以為

松陰矣、

明治庚寅秋九月

楫取哲識

* (楫取素彦、字は士毅又は子毅、諱は希哲又哲とも云つた)

(東京市楫取三郎氏藏 校合濟藏)

五八 要駕策稿本序 明治二十三年十一月

野村靖

子毅楫取君、携此卷來示于余、且曰、子其為吾一言序之、披而讀之、身猶在當時、願予奉先師之教、脫走鄉國、將要公駕於伏見、事敗被捕、歸繫于獄、而予再與先師誓、操志益確、事悉出于決死之策、而事態爰移、終不能遂其志、先師戲言余曰、吾輩勤王之罪、未得達全局面、而強請賜死、是猶漸動而欲獲重賞、若能自警戒、積成其功、則自有恩賞也、嗚呼先師及此卷所載諸子、多陷陷戮之刑、自以為得其所、而予也、不營得保首領于今日、遭此遇 聖代承其恩、拜其賞、對卷默然久之、

明治廿三年十一月

欲庵 野村靖識

(東京市楫取三郎氏藏 校合濟藏)

五九 書吉田松陰手簡後(森田氏名一作、上州西群馬郡上野村人) 明治二十五年一月

楫取素彦

獄舎之制、嚴禁外人之交通、義卿之在藩獄、信書往復用意周密、蓋恐觸其制也、而獄司某略解時事、待義卿

不與_二他囚_一同視、如_二朋友信書_一默許不_レ問焉、此簡係_二與_レ余往復_一矣、余家_二於觀月磯_一、因用_二其字_一、亦出_二用意之密_一、一作森田氏、請_二跋文_一、乃書_レ此以與_レ之、

明治二十五年一月

(東京市榎取三郎氏藏 校合濟園)

六〇 書_二松陰遺墨後_一

明治二十六年三月七日

榎取素彦

是松陰最終東行之時、與_二土屋蕭海_一、表_二訣別之意_一者、事在_二安政己未五月仲五_一、即檻輿發_二野山獄_一之前十日也、周防武弘兄獲_二之董鋪_一、以請_二余鑑識_一、余一見證_二其真蹟_一也、

明治二十六年三月七日

榎取哲識

(東京市榎取三郎氏藏 校合濟園)

六一 小野正朝履歷

明治二十六年

小野正朝

山口縣士族、舊名爲八、毛利家兵學師範吉田寅次郎遺弟子 當時

小野正朝

一正朝儀天保十五年甲辰五月五日軍學師家吉田寅次郎へ入門兵法修業仕候事

一安政二年……實父山根文季自カラ奮テ警備ノ役ニ赴カント乞、依テ大番醫栗山厚菴・飯田正伯其他某等ト共ニ出張ス

ル片正朝文季從者トシテ隨行相州へ發行候事

一全五年戊午九月、老中間部下總守關東ヨリ京都ニ上リ、

(日本通商條約勅許奏請の記憶なるべし) 皇妹和宮ノ降嫁ヲ促スノ際、

天下勤王ノ有志者物議紛々

タリ

一此ノ時ニ當リ先師吉田松陰ヨリ書簡到來、其文ニ云(第六卷第五〇九號ニ同文により略す)

右ハ老中下總守、當時於_二京都_一跋扈暴戻 朝廷ニ迫リ、

(同前)

皇妹ヲ關東へ人質同様ニトリテ威權ヲ逞シテ諸侯ヲ

壓伏セント爲ル奸策ナルヲ先師頓ニ洞察シ、先ツ下總守ヲ計ルニ若カスト門弟子ノ錚々ナル者ヲ召シ、密議ノ上正朝ヲ召シ計畫スル所アラント書簡ヲ送ルモノナリ、正朝當時隆安流ノ砲術ヲ修煉シテ拙名ヲ知ラル、モノニ付テナラン乎、往テ先師ト協議シ、塾生ヲ集メ銃隊ノ稽古ヲ塾中及扇ノ芝・大井・越ヶ濱ニ於テ習煉シ、密々ニ火攻ヲ良策トナスノ建議ヲ演フ、先師大ニ此議ヲ贊シテ曰ク、孫子十三篇火攻ノ不意ヲ以テ賊ヲ討ツ最モ上策ナリ、汝シ之ヲ行フヤ否、依テ地雷火十連發ヲ製造シ扇ノ芝・劍先キニ排置シ、潜ニ先師ヲ背負テ該處ニ至リ、燈火ト共ニ雷轟ヲ發_ス、師大キニ嘉シ怡悅シテ密ニ火藥ヲ調製ス、然ルニ此議秘密ヲ要スト雖モ遂ニ露顯シ、師ハ再ヒ野山屋敷ニ繫カル、正朝ハ土藏入トナル(下略)

明治二十六年九月

山口縣周防國吉敷郡下宇野令村

小野正朝

(東京市毛利元昭氏藏 校合濟園)

* (此説信し難き節あり)

六一 懷舊記事

明治二十七年三月

山縣有朋

(原本には含雪居士口述秋月新太郎筆記あり、
こゝには松陰に關係ある部分のみを摘録した。)

歲月の經過するや、其迅速なる飛丸も嘗ならず、今日よりして三十餘年前の往事を回想すれば、已に歴史上の事實に屬す、而して親しく閱歷の際に至る毎に、百感交々胸間に攢まるもの波濤の洶湧するが如し、願れば予が伊藤俊助(五年戊午、第六卷第四四號書簡、)今博・杉山松助・伊藤傳之助・岡仙吉・總樂悅之助と同じく、京師差遣の命を被むりしは、安政四年丁巳の歲なりき、(中略)予輩の此命を受けしは時勢を視察するの爲にして、即ち先公の盛意に出でし者なり、此六人の内四人は皆吉田松陰(第四卷戊午函室文稿第六人者、叙參照)先生の門に學び、現に松下塾(松陰先生の塾名なり、塾は萩城の東なる松本村にあり)出身に係れる者なり、抑々松下塾の學風は、世人の普く知るが如く、夙に尊攘の大義を明にし、名分を正すに在るを以て俗輩の爲に斥けられ、或は目して異端の學なりと詆議せらるゝに至れり、然れども所謂正學は、時勢の暗黒に遭ひて、其光明を發するは古今の常理なり、現に今此貴重なる藩命を帶び、幕府の嫌忌を冒して輦轂の下に向ふべき輩を特選せるに際し、松下塾生之に當たるを見れば、松陰先生の論說漸く政府(政府とは當時藩の政事堂を指すの通稱なり、以下皆同じ)に採用せられ、其門下出身の志士をして、親しく形勢を察し、活機を見るの局に臨ましめんとするの緒を啓きたるを知るべきなり、獨り予と總樂とは、此門外者たるに、此特選に加はりたるは、蓋し入江九一・杉山松助等が、政府に推薦したる故なるべし、

杉山は寒縁と號す、才敏にして文學に長ぜり、予が家は杉山と相隣りて交情最も親密なり、杉山屢々予に勸むるに文學を修むる

を以てし、其他の諸友も亦頻りに予が松下塾門生たらんことを勧めたり、予は武事を以て國に事へんことを豫期し、且つ才學の杉山等に及ばざるを知り、其勸には従はざりしと雖も、交誼は益々厚きを加へたり、後に杉山は吉田稔磨等と、京都河原町藩邸に潜伏して、頻りに王事に盡力せしに、惜哉元治元年六月、吉田其他有志の諸士と與に、新撰組近藤勇等が爲に暗殺せられたり、杉山時に年二十七、

既にして京都に至れば、久坂玄瑞(後義助)・赤川淡水・中村道太郎等は、已に予輩に先だちて京師に入り、時勢の變動を待てり、仍て屢々會合論議したるに、其要旨は到底幕府をして、勅命を奉ぜしめ、天下の人士を振起するの計を運らざるべからずといふに歸着せり、會、小濱の志士梅田源次郎も亦、京師に在て大に國事に周旋し、屢々予輩と往來して時勢を論ず、其慷慨激烈にして辯論の爽快なる、儕輩をして覺えず奮發感激せしめたり、予は幾ばくもなく中村と俱に京師を去りて藩地に歸れり、

中村道太郎は地方當職座の御密用役なり、故に直に京師の事情を政府に報ぜり、

初め予が京師に在るや、久坂等は予に勸むるに松下塾の門生たらむことを以てし、發程に臨みて久坂は天下の形勢を論じ、合せて紹介書を作りて予に與へたり、予は歸藩の後此書を以て松陰先生に謁し其門に入り、且京師の事情を報知したり、是に於てか一旦は藩論略(同年冬カ)一に定まりしが如くなりしが、翌五年戊午の歲に至り、藩論一變して氣勢殆ど燁熄の狀となり、十二月松陰先生は萩の野山獄に投ぜられ、同六年己未四月、幕命に因りて關東に護送せられ、幕吏の文織する所となり、其年十月廿七日遂に江戸傳馬町斷頭場の露となりしは、實に千載の遺憾にして、志士の悲嘆、

予輩の愁傷、言語の及ぶ所にあらざるなり、

(以下四行の事實は誤つて居る、第一卷吉田松陰傳第五章及び本卷野村靖追懷錄、入江杉藏投獄日記參照)
入江九一は戊午十一月松陰先生が間部下總守を狙撃せんとするの計に與し、其弟野村和作(後ち靖之助、即ち今の靖)をして京師に赴

(安政五年)

かしめたるに、其事發覺して野村は揚屋入(揚屋は未決囚人を拘留する場所)を命ぜらる、尋で己未の春に至り、入江は大原三位と謀

(安政六年)

り、君公參府の駕を伏見に要せんと圖りたるに、其事露はれ獄に投ぜらる、是日予は入江の宅に赴き、共に國論の日に益、退縮するを嘆じ、松下塾生が政府の爲に猜忌せらる、こそ甚遺憾なれ、宜く之を挽回するの計を建てざるべからずと論じ、談方に闌なりける頃に、官吏突然入り來りて政府の命を傳ふ、予は之に對して入江には一人の老母と一人の幼女(妹)とあり、情甚だ憫むべし、予は政府の役人に詣り陳請すべきに付、今晚は暫時の猶豫あらんことを望みたれども、官吏は、政府の命なり一時も猶豫すべからずとて聽かず、然らば今より直に手元役前田孫右衛門方に赴き、事情を論じ猶豫を乞ふべきに依り、予の此家に歸り來るを待つべし、と請ひたれども官吏尙肯んぜず、予は乃ち斷然去

て直に前田氏に至り、政府近日の舉措疑ふ可きこと甚だ多し、國論已に變じて屢々正義の士を捕縛するが如きは何事ぞや、斯の如くんば正道遂に地を掃ひ、人心萎靡して、復た振ふ可からざるに至るべきを論じ、依て入江の投獄を免ぜられんことを請ひ、論談數刻に渉る、然れども前田は一旦發令したる事なれば、今直に獨斷を以て此命を猶豫すること能はず、明日政務座に到り是非曲直を論じ、免罪の事を取計ふべしとは答へたり、是に於て予の議する所は、到底行はれざるを以て前田を去り、再び入江に赴きしに、時に已に夜半を過ぎたり、仍て別を入江に告げ、家眷を慰籍して家に歸れり、入江は遂に獄に下されたり、(萬延元年)明年三月に至り、入江・野村兄弟は赦に遭ひ家に歸れり、

入江は元治元年京師の一舉、鷹司殿邸に至り、久阪・寺島と訣別し、後事の託を受け、諸士を率ゐ敵の重圍を突貫し、將に出でんとするとき重創を負ひて死せり、年二十七、(八)

○
文久二年壬戌二月(日は忘れたり)松浦松洞來訪し(松洞通稱は龜太郎無窮と號す、松本村一商家の子なり、幼より學を好み松下塾に入る、又畫を善くす、文久三年久阪等と京師に入り、感憤の餘遂に屠腹して死す、年二十一)

松下塾生が十六日を以て觀梅會を催すことを通知して臨會を促したり、蓋し是時島津泉州將に三月五日を期し上京あるべしとの報に接し、有志の輩は之に會同せん事を企てたれども、當時政府の議論前年の如くならず、隨て塾生の舉動も漸く政府の爲に注目せらる、所となりたるが故に、此回の事の如きも、公然の集會を催す能はざるを以て、名を觀梅に假托したるなり、時に予は感冒に罹りて病瘳に在るを以て、此會に莅むことを得ざりしと雖も、其事情は報告に由りて之れを詳にせり、(世に金谷菅公廟の觀梅會と稱せらる、ものであるが、別掲江戸日乗によればこの日觀梅會の記事がない、却つて二月廿五日の條に、稍似たることがあるが、處は團子岩である)

觀梅會に於ては論議已に一決し、長瀨有志の士は、愈々尊攘の事を決行せんが爲めに、島津泉州に京師に會合し、以て大に成すことあらんと締結したり、二月廿三日手元役北條瀨兵衛(後ち伊勢華と改む)は急用あり、江戸に赴くべきの命ありて、予は其隨行を命ぜられたり、久阪其他の諸子は手を拍て喜びて曰く、是れ好機なり、君宜しく東行して江戸の同志を募り、京師に相ひ應ずる事を周旋すべし、予答へて曰く、是れ予が獨力能く辨ずる所に非ず、予は寧ろ此東行を辭し、足下等と共に上京すべし、久阪肯んぜずして曰く、否々此事情は誰にても同志の内一人關東に赴き通報すべき事柄なるに、君が公然東行を命ぜられたるは好機會にして實に大幸なり、是非共に是を勉むべしと、於て是予は遂に

東行に決し、北條と與に發せり、當時政府の方針は勤王に外ならずと雖も、唯勤王は爲さざるべからずと云ふに止まり、其施爲の如何に至ては、復た昔日の如き勇斷なし、松下塾生が政府の注目する所と爲るも即ち其故なり、

(懷舊記事所載 校合濟齋)

六三 東下雜集跋

明治三十年以前

默霖

東下雜集二冊、吉田先生之遺言也、其始係幽囚、以著書爲務、直悟三世之可爲與否、是故憂三世之可憂、而不_レ自憂_レ之、抑亦名士也哉、余雖_レ以_レ文交_レ之、未_レ有_レ嘗半面之識、余西下_レ鎮西、既而復東矣、而大病劇苦、甚_レ於先生之幽囚焉、且想生來苦辛、十倍于先生、豈有_レ不_レ察_レ先生之憤激之理乎、只如_レ先生_レ而逝、其意不_レ亦悲_レ耶、余與_レ三月性_レ友善、月性已爲_レ隔世之人、不_レ可_レ以_レ見_レ也、先生亦然、不_レ知_レ先生之苦者、安知_レ先生之言、余既知_レ其苦、亦甘_レ其言、跋者、非_レ余不可、雪溪陳人拜撰、

(萩市松陰神社藏 校合濟齋)

(參考)東下雜集目錄

東行前日記、縛吾集、淚松集、十月廿日ノ書翰、留魂錄、飯田尾寺書翰節略、八月十三日書翰、江戸獄ヨリ仕出シタル書翰雜輯十五通、照額錄、坐獄日錄、西洋歩兵論、〔附錄〕風説二條、午未申御沙汰モノ寫、

六四 惠純自記

明治三十二年

惠純

(嘉永六年)夏五月、予添鉢而到_レ瑞泉寺、時吉田君來宿、直脱_レ鞋去、共談_レ故山之事、予有_レ近作、書以呈、宿債不_レ知何日休、村々添鉢意馳求、菜畦麥塲春風裡、彷彿多年宇島遊、

便見_レ次韻_レ如_レ別紙、此日又有_レ時間在_レ、期_レ後會_レ而歸_レ圓覺、

(別紙) (嘉永六年五月廿九日、遊_レ鑱倉_レ逢_レ僧惠純、長州 惠純有_レ詩次_レ其韻、_{癸丑遊歷日錄五月廿九日條參照})

杖屨飄々到處休、年來世事我無_レ求、今日天涯却悲喜、三人說盡故鄉愁、

(安政元年)翌年甲寅之春、予寓_レ瑞泉寺_レ有_レ作、

一跨門頭已歷_レ旬、百年生計付_レ三春、瑞泉源脈試尋覓、山色溪聲是主人、

春滿_レ錦屏谷、松杉鬱若_レ藍、從來甘_レ貧窶、日夜富_レ玄談、

滯在中、又吉田君來宿、一日、圓覺寺中訪_レ歸源院、院主_レ鄉國人也、因_レ鎮日逸遊、席主、

看來萬法悉歸_レ源、惠純 不_レ厭韻流叩_レ寺門、吉田 三月醉_レ花主人德、惠純 禪機喚起吟詩魂、吉田

又一日、寺主共_レ江島同遊、彼地魚類多、因_レ寺主思謂欲_レ饗_レ吉田、而茶店命_レ近江屋、及_レ時不_レ喫、寺主問_レ故、曰、先

君日也、寺主者雖_レ不_レ知、予請_レ廿九日崇文公御忌日也、美哉其言乎、却後、寺主言_レ予曰、吉田流浪中不_レ忘_レ先君

之日、他日必有_レ祥、果然聞_レ松下塾之盛大乎後、而予安政丁巳之暮秋、有_レ事歸_レ國、歸直到_レ杉氏_レ相尋、富岡幽林出

日、先生此間謹身不_レ對面也、予一時驚動、雖然三日已前、自_レ鑱倉_レ歸、傳語有_レ之、奈何之、則應_レ言語_レ退、直

出誘引、相相相見悲喜交、寬々談_レ往事、含_レ淚去矣、

長程歸去又投_レ獄、 咫尺家山不_レ可_レ攀、 只有_二夢魂每來往、 天台峰下老禪關、
此詩在_二鎌倉_一時、 自_二老禪_一聞_レ之、

今茲明治三十二年之秋、 追憶往事_二而以聊記、

(萩市德鄰寺藏 校合濟^②)

惠純

(惠純字は圓宗、 萩德鄰寺第十四世の住職で、 明治三十三年九月二十四日七十四歳で没した、 これにて推算すれば、 嘉永六年癸丑は、 惠純當時二十七歳にて、 松陰より三歳多い、 この惠純日記の文は、 文を成さず、 今その意を酌んで句讀返點を附け、 江島遊行の時の逸事を知るに供する、 文意は、 癸丑遊歴日録及び第五卷第二二二號書翰と參照するに往々合はない點があるが、 後年の退想なれば已むを得ない、 文中長程歸去の詩は、 松陰詩稿、 乙卯稿にあるものと參照を要する)

六五 吉田松陰と松下村塾 明治三十四年

杉民治正誤 横山達三著

(編者曰)この著は中學世界定期増刊第四卷第八號英才詞苑夏之卷(明治三十四年六月廿五日増刊)附録に掲載せるものである、 著者横山氏の父(幼名重五郎後)は、 曾て松陰に師事したる人にして、 (第四卷詩文評第(十卷)附録約録鈔) 達三氏は幼より松陰竝に松下村塾に就いて聴く處があり、 後松門の品川彌二郎にも聴き、 又屢々村塾を訪ひ、 松陰の兄杉民治より直接の談話を聴きてこの著を編みたりと云へば、 内容の頗る精確なるものと云つてよい、 殊に最も貴重なるは杉民治がこの著を精細に檢閲して誤りを正したる點である、 蓋し松陰竝に松下村塾に就いて最も精通せるは杉民治に如くはなく、 この人によりて一切の疑問を解決することができるからである、 本書の全部は長文にして掲げることができないが、 正誤の主なるものだけを摘録して置く、
尙ほ本篇の正誤は東京市吉田茂子氏藏杉民治自筆正誤表(一種)竝に自筆訂正本によつた、 但しその訂正は主として第十卷補遺杉民治より吉田庫三宛書簡に附記のものにより他は參考とした、 本文行間の細字は杉民治の訂正である、

(委員 廣瀬豊)

(本文六頁下段十五行より七頁上段十七行に至る)

杉氏の門を過ぎ、 その堂に上れば西面して廣き客室あり、 その奥に四疊半許りの小室あり、 こゝぞ松陰が屏居讀書せしところなり、 窓を開けば右に唐人山の秀嶺を望み、 遙かに萩海上の島樹をのぞむ、 園林瀟疎として唯だ柑橘あるのみ、 松陰この一室に幽居して、 専ら讀書著述にのみ従事せしが、 諸生業を問ふに及びて、 始めは、 皆なこゝに來り環坐して松陰の講説を聞しが久しからずして諸生益増加し、 加ふるに、 出入客室を通過するを以て、 杉氏に過客あるときには自ら不便を感じ、 多少靜肅を損するの感あるを以て、 松陰その父兄に請ひ、 家塾とすべき好位置を邸中に得んことを求めたり、 恰も好し、 母家を離れて南園の中に一小屋あり、 こは、 そのはじめ、 藩士佐々木源三の妻の實家^{ハ如何*}の邸なりしを、 解きて、 八疊一室残りしを修補して、 日傭の者に住ませをきしを、 別に家を求めて立去らしめ、 その跡をば、 さらに修補して村塾とは、 なし、 なり、 村塾は杉氏南園のうちにありて、 十數間を隔て、 厨房に對し、 杉氏の門に入る前、 小路の東方に當り、 竹牆をへだて、 屋瓦を望むべし、 村塾の大躰はもとより大工の手になりしか賣家ヲ買ヒ建添ヘタリ其工事大體ハモトヨリ大工ノ手ニ先生ノ顔ニ抹スト云、 其ウチ七疊半ト三疊ノ二室ト少許ノ土間アリト、 釘を用ひ、 壁を塗る等の諸般の事は、 松陰師弟にて、 皆これを辨じたり、 品川彌次郎(故子爵)屋に攀ち、 先生下より壁土を送るに、 彌次郎誤つて土を落し、 先生の顔に抹すといふ、 塾のうち八疊六疊の二室と、 少許の土間あり、

(杉の邸宅はもと瀨能の住居なりしを、 同家移轉の跡を借り、 明治以後に買受けたるものである、 また佐々木四郎兵衛は瀨能家より出でたる人である、 故にこの小屋を瀨能の小屋と云ふものもある、 然し杉民治は借置の當事者であるから、 その云ふところは最も確かな筈である)

(八頁上十三・十四行)

防長一圓ニ付長州藩ト稱ス、萩藩トハ不レ云、細川ノ如キ毛利公ヨリハ石高多キモ肥後一圓ニ非ルニ付肥後藩ト稱スル事ヲ
とくに萩藩學者、専ら護園の學を守る、
不レ得、唯熊本藩ト稱スト聞ク
(八頁下十六・十七・十八行)

萩ニ歸リタルハ、安政元年十月、祖母十三回忌ハ二年卯九月ナリ
安政二年九月、江戸より護送されて萩に歸り、野山獄にありて、祖母の十三回忌辰に遇ひて、賦したる詩、

(十二頁下十四行より十九行に至る)

聞く獄司福原某、痛く松陰の至誠に感激し命を矯め法を破つて、松陰をして家に歸りて、父母兄妹に訣別せしめ、後
ちにこれを以て罪を得るといふ、松陰堂に上りて雙親を拜して、別を告ぐ、ときに父常道病牀にあり、靜かに顧みて
行ク時ノ事、投獄紀事ニ詳ナリ、東行ノ時ハ無事ナリ
いふ、往け、また憂ふることを勿れと

(十四頁下十七行)

宇右衛門ナリ、是ガ違ヒテハ大變ナリ
治心氣齋は則ち山田公章なり、(公章は通稱亦介)

(十五頁下三四行)

この歳八月、九州に渡りて、汎く奇傑の士を訪ひ、平戸にゆき、
葉山鏗軒ナリ左内ト稱ス、亦山鹿流ヲ學ブ、素水ヘハ明年江
戸ニテ逢フ
山鹿素水を見て家學を質し、五閏月にして
歸る、(編者曰、山鹿素水は山鹿萬助高紹の誤りである、葉山ミ
(同時に家學を質した人である、第七卷西遊日記参照)

(十五頁下二十一、十六頁上一二行)

四月江戸ニ歸リ亡命ノ罪ヲ自訴ス、國ニ遣リ屏居罪ヲ待タシム、十二月八日ニ至リ祿ヲ奪ヒ籍ヲ削ル、是ヨリ松陰ノ境遇一變ス
翌年四月松陰江戸藩邸に歸るの後、有司その罪を論じて、籍を削り、屏居せしむ、
(嘉永五年)

(十七頁上三行より十五行)

茲に、松陰と佐久間象山との關係を説くべし、松陰はこれより先き、象山に就きて蘭學を講習せしが、浦賀の事件
起てよりは、つねに象山を訪ひて時事を談論せり、もと長藩は夙とに蘭學を採用し、有名なる蘭學の大家、坪井信
道父子をも招聘せしが、萩藩士にしてその薰陶を受けて早く蘭學に通ぜしは、
青木周彌同研藏
青木研藏・田原玄周の兩人にして、青
木は、特に優れたり、松陰は、外情を審かにせんには、蘭學の必要なることを知りて、此二人者に交はり、殊に青木
に就きて學びしが、青木は本來藩醫にして、職務頗る多忙なりしかば、むねと業を松陰に授けしは、その門生にし
て、その一人、日野惣助なほ存して、余はこの人によりて、そのときの事情を聞くことを得たり、蘭學者にして、始
めて文典を講義したるは、坪井信道にして、「ガランマチカ」及び「センタキス」を講本とし、蘭學を修むる者は先づ
これを修了して、後にその所要の専門學科に入るといふ順序なりき、松陰が始めに講習したるは、則ちこの文典な
りしが稍や横行文字を解するに及び、青木の門生にては、抄々しきこともあるまじければとて、日野も勸めて、蘭學
者東條英庵の紹介によりて、松陰は始めて象山に就くこと、なれり、時に嘉永四年なり、松陰の書狀によれば、象山
の門下、小林虎三郎もこのとき斡旋するところありしが如し、象山は風貌堂々たる偉丈夫にして、平生好んで威嚴を
持す、劈頭松陰に向つて言ふ、このごろ洋學を修むる者に二種あり、一は則ち専心、學問の爲めにする者、一は則ち
奇を好んで横行文字を弄する者なり、知らず吾子は、何れをかなさん、松陰答へけるは、勿論學問の爲めなり、象
山、然らば、娛樂の爲めにするにあらずば、何故に禮服を着けて、弟子の禮を執らざると、松陰は書生にして禮服な
シ東行ス、麻上下履斗目迄持チ行、士分一通リノ禮服ニ支リナシ、此事誰カノ書キタルモノニモ見ル、何カノ誤聞ナリ
し、即ち兄杉梅太郎の家紋打ちたる麻上下を借りて入門の禮を行へり、松陰は象山に就きて、蘭學と砲術をも學びし

が、その主とするところは、海外の形勢を審かにするにあり、

(※一、田原玄周に就きて蘭語を學びし事記録にあり、青木に就きたる事はなし、※二、象山へ紹介したるものは田上宇平太なること、松陰の書簡にあり、第五卷第四二號及別掲日野宗春雜談參照、要するにこの日野の談話は誤が多い、數十年前の回想なれば誤傳もあり記憶の不正確なるものあるはまた已むを得まい)

(十八頁下十七・八行)

(嘉永六年十月廿七日)松陰長崎に至れば、幕府の手當嚴重にして策の施すべきなし、
非ナリ、回顧録附録長崎紀行庫三按ニ、至則既去矣トアリ、松陰手書ノ物ニモ此事ハ

アルベシ(編者曰、この記事は松陰先生遺著に就いて説いて居る)

(二十六頁上十五行)

松下村塾零話に、松陰髻を結ぶに紙熱りにてなせしよしを記すれども、是れ何等かの誤聞なるべし、松陰は質樸を好めども、野卑の風をなさず、
此御看破御刺眼感服ス、此事ナシト冷泉ニ申遣シタルニ不削、後亦申遣シタルハ正誤シテ此條ヲ削ル

(編者曰、右に冷泉とあるは松下村塾零話の著者大野御民の舊姓である、第十卷松下村塾零話參照)

(三十三頁下五行に至る)

萩の藩立學校は、則ち明倫館にして、はじめ山縣周南を聘して創業の任に當らしめしが、後ち漸く衰へしを、當代に至りて、大に振張の方を講じ、城内二の曲輪より、三つの曲輪外に出だし、新築中興して嘉永元年成功せり、
南ハ極樂橋東ハ御臺所御門ヨリ内ヲ御本丸トス、今ノ志都岐社ノ處ナリ、東御門南御門ノ

内ヲ二ノ郭トス、兩門今尙舛形存ス、北ノ惣門中ノ惣門平安古ノ惣門ノ内ヲ三ノ郭トス、今尙惣門ノ部且々分り居ル、明倫舊館ハ三ノ郭平安古惣門ニ近キ處ニアリタリ

(三十三頁下十一行)

新館ノ始ヨリ(嘉永元年)素讀ハ毎日卯時より辰時迄居寮生巡次ニ講堂ニテ授ク、手習場ハ西門ノ北ノ方ニアリ、先生米村茂兵衛ナリ、
嘉永六年を以て館中に別に素讀手習場を立て、小學とす、

後小川甚兵衛トナル、
(四十二頁下五・六・七行)

この寫本(嘉永六年九月十二日夜手寫の項羽本紀を桂小五郎孝允に贈る、第四卷五三九頁參照)は孝允これを藏せしが、後また村塾の佐藤信寬に贈る、先年佐藤これを村塾に納めたり、
佐藤信寬ハ明治ヨリ長スル事十三年也、松陰若年ノ片ハ兵要錄ノ講義ヲ聞キ、先生貌ニテ村塾ニ而學ブ人ニ非ス

(四十三頁下十行より十六行に至る)

或は米を舂きながら會讀するに至る、防長地方の米舂き器械は臺柄と稱し、中央に鳥居と稱する者ありて、搗者はその後方にあり、鳥居を持ちて體を扶く、助手は白の側に立つ、松陰は鳥居の上に、見臺を作り付け、臺によりて米を舂きながら書史を講ず、門人は交々その側に來り、或は助手を爲しつゝ講義を聴く、松陰一人の時と雖も讀書せざることなし、

(四十四頁上十二行より二十一行至る)

松陰は讀書の際、句讀を必要として門人をしてこれに習はしむ、松陰自らは常に吾れ讀書遅しとて精勵し、その讀みたる書は必ず隻手朱筆を手にして、句讀を切りながら讀みもてゆくを例とす、かつて青木研藏の書を借りて讀みしに、例の如く句讀を切りしかば、青木より勝手に他人の書に句讀を切るとて、小言がましきことを言ひしかば、それより嬰鳴社ハ村内ニ非ズ、周布・北條等多人數ノ社員裁ニテハ、盛ナル社ナリ、其通鑑青木ノ先キヲ借ル、
村内鷗盟社の書を多く借りて讀みき、松陰の死後、松陰をして多く句讀を切らしめざりしこそ口惜しけれとて青木は痛く後悔したりといふ、(編者曰、一本には、借りたる本は資治通鑑で、青木にて借りたる以後を嬰鳴社にて借りたるものである、いつも明治が十冊許宛借りて在獄の松陰へ持つて行つたこと)

(五十二頁上十九行より下六行至る)

右の定例中にいへる(庸書徴を指す)徳地半紙とは、徳地は周防佐波郡にて、防府より佐波郡に沿ひ、四里の上流にあり、

昔より防長半紙の名産地にて、大内氏が明・朝鮮に送りて書籍を板行せしめし紙も、これなり、藍格野紙とは、村塾の用紙にして、一枚二十行二十字、その板木は、僧月性の贈るところにして、先生始め諸生みなこれを用ひたり、當時秋にては、縦横野紙などを賣る者としては無かりしかば、村塾用のは、門人交る／＼先生所用の分もみな野板を摺るをつねとしたり、(編者曰、野板木は僧月性に貰つたものであること松下村塾奉話にもあり、何れも杉民治の承認する處である、第五卷第二九〇號書簡参照)

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟囑)

六六 福原又市談話 明治三十六年頃

速記録

中原邦平君 あの手紙はござります、永井の書かれた草稿が遺つて居ります、それから林主税・内藤造酒などへ遺つた手紙もござります、井上伯の感ぜられたは其手紙を見て感ぜられたのでござります、初めより吉田松蔭とは趣意が合はぬのでござりますか、

福原翁 初めから合はぬのである、今國重正文と云ふ人がある、あれは長井の父方の従弟、私は母方の従弟である、長井が正文から氣を付けて、吉田が東京へ送られるを見送るなどは、御上にかゝる事であるから決して行くなと言つて氣を付けられた事がある、吉田と云ふ人はドウ云ふ人か、己れから見れば所謂破懷主義の男で、國家の爲めに宜しくないを見て居るから、若い者は行くは宜しくないと考へるから、貴様だけは何するさにと云つて氣を付けた事もござります、(下略)

(又市はもと又四郎と云つた、毛利本には表紙に長井雅樂に関する談話がある)

(東京市毛利元昭氏藏 校合濟囑)

六七 杉民治談話 明治三十六年頃

速記録

中原邦平君 松陰先生を江戸へ護送する時、長井が其前に歸つたは、松陰先生護送の命を持つて歸つたのでありますが、其事は貴方の方へドウして判りました、

杉翁 中村九郎が第一心易くて居つたが、私は其事をまだ知らぬ、十三日の晩に歸りまして、私は藏元へ出て、其れは他の御用で出て、彼方此方する中に、其事を中村九郎の叔父のクワンノと云ふ人が居て、私を蔭へ呼んで、實は夕べ斯ういふ事が来て居る、長井が寅次郎を出すと云ふ沙汰を持って来て居ると云ふた、玉木が郡奉行で私が郡奉行所に行つて、又野山へも行つて、斯ういふ事を言つて来て居るさうであると云ふことを云ふと、それは出來したと言つて、それから先づ死を決したので、(關係雜纂第二九號目安箱 横目之控第十八號参照)

中原君 政府では、江戸へ送つても幕府で殺すと云ふ様な考へでなく、遠島とか何とか云ふ考への、であつたものでせうか、

杉翁 周布政之助の手に合はぬから、殺して仕合つた方がよいと思ふた位で、地方には手元が前田孫右衛門であつた、アノ人は本式の人でもあり、ドウか便利を與へるようと思ふて居つた様なことで、前田は正直な人で眞に本式な人であつたが、其代り人に欺かるゝ事が多いだらうと思ふ、

中原君 中村と松陰先生との關係は如何でありますか、

杉翁 兵學の方で松陰門で、始終先生々々と言つて居る、彼の頃水戸風の學問の來初め位なことで、

(毛利本には表紙に長井雅樂に關する談話がある)

(東京市毛利元昭氏藏 校合濟堂)

六八 日野宗春(恕助)雜談 明治三十六年頃

速記録

吉田松蔭が佐久間象山の許へ行たのは私が紹介したやうなものだ、斯う云ふことがあつた、西洋書は醫者より外に讀まぬものだと思つて居つたのだが、吉田の家は兵學家で蘭書を讀まうとするがどうも譯書には迂詐が多いと云ふ、それは無理はない、私の朋友に東條英菴と云ふ高島四郎太夫に頼まれて蘭書を翻譯した男だが、東條に就て原書をやつたら宜からうと云ふと、夫では行ふと云ふので東條の所へ行くと、私が知ただけは教えてやらうと云ふてガランマチカルを教えた、所が亞米利加からペルリが來た年(嘉永六年)から天下騷擾、私等も國へ行かなければならぬ、東條も急がしいので能く教えても呉れぬが、どう爲やうかと云ふので私が其の話を東條にすると、それは宜い者がある、眞田信濃守の御家に佐久間象山と云ふ者が居る、一奇人だから君公の御意に適はぬで御使なさらぬ、それが吳服町で塾を開いて居るから、それが宜からうと云ふ、それから吉田先生の所へ行て、東條が斯う云ふ人があると云ふから行て御覽なさい、吳服町と御聞きになれば直きに分りますと云ふので、それで行たのだ、

(編者曰、第七卷辛亥日記によれば、松陰が始めて象山に面會したのは嘉永四年五月廿四日、佐久間が深川の眞田侯邸に居た時である、又入門は同年七月廿日、佐久間が木挽町に塾を開いて居た時である、故に以上の話は年代も場所も誤りである)

(中原邦平) 問 其の時に上下を着けて行たと云ふことですナ、

(日野) 答 吉田が歸つて來て言ふに、成程お前の言ふ通り奇人だ、私が羽織袴で行たら、お前は何の爲めに原書を読むか、

私の家は兵學家で箕裘を襲ぐ爲めに蘭學をやりたいと云ふと、それでは略服では困るぢやあないかと、一本やられた、それから杉民治翁の上下を借りて着て行たと云ふ話さ、それで成程是では君公の御意に入らぬのは尤だと思つたと云ふ話をした、(第七卷辛亥日記附録によれば、松陰は當時禮服一切を持参したので、他人の禮服を借りる必要はない、且つこの時は杉梅太孀即ち後の民治は江戸に來ては居ない)

問 東條英庵の終りもどうしたか分らぬですナ、

答 彼は東條英玄の息子だ、彼も青木周弼の門人でした、

(別掲「吉田松蔭と松下村塾」にもこれに類似の談があるが、いづれも甚信じ難い節が多い)

(東京市毛利元昭氏藏 校合濟堂)

六九 宍戸璣談話 明治三十七年頃

速記録

(前略、この前には、安政五年十月頃、宍戸即ち當時の山縣半藏が江戸に在りて遊學中の事を述べてある) 其中に至極危険な事が起つて來た、是は今生存て居る人では大抵知つて居る人はないが、由利公正は知つて居る、時に薩州公が今度出て來ると云ふことがあつて、先頃亡くなられた島津又三郎君だ、其時分越前公は隠居して水戸も隠居して居らるゝと云ふやうなことで、井伊大老の威權赫々の時であつたから、何でも此時に幕府の威勢を制しなければならぬと云ふ論が薩州の方から起つて來た、何れ薩州の若い手合ばかりの論であつたと見へるが、何でも今度島津公が出て來られて伏見に滞在し、又大坂の城に據り、サウして彼所で東西相應

じて事を起し、幕府を制しなければならぬと云ふやうな論が起つて来た、それは當時極く／＼の秘密と云ふものだ、それ故前に云ふた、此三巻の物(北條日誦、哈喇呼吐、略誌及他一種旅行記)を上(黒)もするやうなことは捨て擱て、早速國へ歸つて其事を報ずる用意をしなければならぬ、と云ふものだ、其様な事は高杉等(晋作)には一言も言はぬと云ふものは、彼等は黙つて本さへ讀んで居れば宜いと思ふたから、直ぐに此地(江戸)を立つて國の方へ歸つて来た、(安政五年十月一日)其時分に其事を極く秘して居つたものだから松陰達の野村靖(和作)などが、今話をすれば知つて居るだらうが自分(こら)を疑がつて居つた、其様な話をすると大魂消(おほたまげ)をする流義だから、それから周布政に話をすると、それから、此方が俄かに發起して出ると云ふことは出来ぬけれども、京師近傍に事がある以上は、朝廷(てい)に伺へに出なければならず、それには人數を御出しにしなければならぬ、それに由つて出すと云ふことにしてなれば人を出さうと云ふことだけは周布に約束をして、それから自分(こら)は復た國を出て京攝の間を往來して其事の有るのを待つて居つた、

其後有馬新七などアノ寺田屋騒動で死んだ手合などを集めて引合ふて居つた、自分の方には記録はなかつたが、薩州の方から其時の記録が出て斯云ふものがある、其當時有馬新七と連名で建白をした書面で、お前之を覚えて居るかと云ふから此方は記録に止めても置かなんだが、さうだつたかと云ふたのはツイ此間のことであるが、それも其時分のことで伏見に滞在して居る間のことであつた、

(中略)

問(中原邦平) 松陰の方などへ漏れたのは誰からでせう、

答(突戸) それは此方が歸つて秘密に言ふたのだが、其中にチヨイ／＼聞た者などもあり、中村九郎か誰か話したらうかと思ふのだ、彼等に本統に話をすると大騒動をやるからの、事の起らぬ以前は強く話をせぬ方が宜いと思つて話をしなかつた、

(東京市毛利元昭氏藏 校合濟齋)

七〇 小幡高政談

明治三十九年以前

田中眞治

小幡彦七(後高政)は安政六年十月江戸に在り、その二十七日毛利藩の代表者として評定所に出で、吉田松陰の死罪申渡の席に立會つた、この日の模様を次の如く語つて居る、

奉行等幕府の役人は正面の上段に列座、小幡は下段右脇横向に坐す、やゝあつて松陰は潜戸から獄卒に導かれて入り、定め席に就き一揖して列坐の人々を見廻はす、鬚髮蓬々、眼光炯々として別人の如く一種の凄味あり、直ちに死罪申渡の文讀聞せあり、「立ちませ」と促されて松陰は起立し、小幡の方に向ひ微笑を含んで一禮し、再び潜戸を出づ、その直後朗々として吟誦の聲あり、曰く「吾今爲國死、死不負君親、悠々天地事、鑑照在神明」と、時に幕吏等なほ坐に在り、肅然襟を正して之を聞く、小幡は肺肝を抉らるゝの思あり、護卒亦傍より制止することを忘れたるものゝ如く、朗誦終りて我に歸り、狼狽して駕籠に入らしめ、傳馬町の獄に急ぐ、

右は小幡の娘で、萩市修善女學校理事長たりし小川三香(昭和五年九月)が、父の語り草として嘗て余に傳へた所である、又梅屋某よりも同様の話を聞いたことがある、その何れもが高政より直接聞いたものであるところから、殆んど内容

に誤りなきを保證するところである、別掲唱義聞見録に、松陰判決言渡後に騒々しき振舞ありしが如しとあるが、その實情は右の如き次第であつた、(小幡高政は明治三十九年七月廿七日に歿す、享年九十)

七一 松陰先生の令妹を訪ふ 明治四十一年九月

松宮丹畝

余が妹婿慈劍子、三谷少佐と親交あり、互に相往來して武を論じ法を談ずること年既に久しく、妹も亦金澤に遊べるの時、少佐夫人の知を辱ふせりと云ふ、夫人は實に松陰先生の令姪にして、夫人の母君は兒玉未亡人即ち松陰先生の令妹千代子刀自なり、刀自は波風荒き世路をこへ、齡まさに七十七、今や東京に在りて、清くして靜かなる月日を送らせ給ふ、

花開き花散りて茲に幾春秋、松陰先生が義に殉じ給ひしより、計ふれば正さしく半世紀、史を繙くもの誰か當年を想ふて、感慨を禁じ得るものぞ、余も亦思念措く能はず、九月下浣一日、三谷少佐を城南原宿に訪ひ、一たび刀自の高風を拜し、親しく懷往の物語を聞くの光榮を得んことを請へり、少佐夫人は快よく之を諾せられ、余を導き、裏門を境として隣せる吉田家に到り、其應接間に引かれたり、室内目に入る限りは、松陰先生の筆跡を石刷にせるもの、身はさながら五十年の昔長門萩の城下に運ばれたるの想あり、間もなく廻椽側より入り來れる鶴髮の老婦人こそ、先生最愛の令妹たる刀自にてありたれ、應對は極めて神速、刀自はまづ「御見かけの如き老人、まして何一つ深く修めたるにはあらず、折角の御來訪に對し、聊かも酬ゆる所なきを恥かしく感ずるなり、阿兄松陰の事は世に多く傳へら

れ、既に御聞及びならん、随つて事珍らしき話とはなきも、御尋の節々に遇はゞ、或は臆氣ながらも記憶を喚起して、御答へ仕るを得ることもあらんか、今初めて御目にかゝることなれども、我娘夫婦を通じて御妹婿とは心易き間柄、随つて何となく御懐かしく覺ゆるなれ」といとも鄭重なる初對面の挨拶を賜へり、是よりかす々の御物語は余をして刻の移るをも忘れしめき、越へて七日余は刀自を訪ひ、再び見ゆるの幸を得たり、刀自が謙讓なる姿容の間に、すが／＼しき氣象の程現れ、血を分けたる御兄妹、松陰先生の面影もかくやありしと偲ばる、

會話はまづ松陰先生の垂髻の頃に始まり、書冊に親しまるゝの時に入り、刀自は「斯様なる御尋に接しては、慈親の膝下に侍へりし七十餘年の昔が偲ばれ、己も子供の時にかへるが如し」とて、さも昔懐かしげに話し出されぬ、

阿兄松陰は幼少の頃より、「遊び」てふことは知らざりし者の如し、年頃の朋輩と伍して、紙鳶を上ぐるとか、獨樂を廻はすとかの戯に耽ることは絶えて之なく、常に机に向ひて青表紙〔漢書〕を繙くか、筆管を操るかの外、他あらざりき、運動とか、散歩をなせるかと云ふに、是も極めて稀、我記憶に遺るほどの事はついぞ無かりし、又別に寺子屋とか手習場とかに通ひたるにもあらず、實家の父〔杉氏〕及び叔父玉木氏に就て學べるのみ、或頃には晝夜とも叔父の許にて教を受けたり、玉木とは僅に數百歩の近かきとて、三度の食事には宅に歸るを常とせり、當時家兄梅太郎〔松陰先生の實兄杉翁の幼名〕と松陰とは、見る者誰も羨まぬはなき程に仲善かりき、出づるにも共にし、歸るにも共にし、寝ぬるには衾を共にし、食するには膳を共にす、たまさか膳を別々に供ることあれば、一つ膳に取なほしたる程なりき、影の形に伴ふ如く、松陰は兄に従ひ、其命に逆ひたることは無かりしなり、梅太郎

は寅次郎に二歳の長、自分は二歳の幼、年の隔り少き爲め、同胞中殊に三人は睦かりき、松陰も三人が互に語り勵みあへる少年の頃の事を、後しばしば書遺れることもありしなり、

松陰先生は讀書の外、他に是ごと云ふ嗜好を抱かざりし、ましてや酒色を近づくる等のことは絶えて無かりしなり、刀自語つて曰く、

松陰は別に酒も飲まず、煙草も喫はず、至つて謹直なりし、自から家塾を宰せる頃の事なりき、一日門生中に煙草を喫するものあるを警め、煙管をたづさうるものは悉く之を己が前に出さしめ、松陰は更に之を紙燃にて結び繫ぎ、天井より垂下し置き、酒は固より口にせざりし故、甘き物、餅などを好める傾ありしやも知るべからざるも、さして是が嗜好なりとは云ふを得ざる程にて、常に大食することを自ら戒めたり、されば格別食後の運動など今の者の如く心せざりしも、松陰が胃を害し腸を傷める等のことは是れ無かりし、三十年の生涯は短かすと云はば短かきも、一般より觀れば、妻を迎へ家を成すべき年なりしなり、去れど松陰は年漸く長じて後は諸方に出遊し、其國に居るの時は御咎の身の上蟄居を申付られたるものなれば、妻帯など云ふ相談は湧き出づべき由もなかりき、中には罪ありとせらるゝ身なれば、表沙汰に妻を娶る譯には行かざるも、せめて世話する婦人位を近づかしめては如何にやなど、親戚筋に話しくるゝ者もありし様なれど、是は其情こそ親切なれ、松陰の心を知らざる人の言なれば、何人も之を松陰に面たり告ぐるものはなかりし、松陰は生涯婦人に關係せることは無かりしなり、松陰先生の生平が、外柔なるも内剛なりしは、何事にも知らるゝが、刀自は年少の折の事を語りて、

松陰が年少の頃、實父、又は叔父の許にて書を學ぶに、實父も叔父も極めて嚴格なる人なりしかば、三尺の童子に對するものとは思はれざると屢々なりしと、母の如き側に在りて流石に女心に之を見るに忍びず、早く座を立ち退かば、かゝる憂目に遇はざるものを、何故寅次郎は躊躇するにやと、はがゆく思ひしとか、かく松陰は極めて柔順にして、たゞく命のまゝに是れ従ひ唯だ其及ばざらんを恐れたり、去れども外柔なる松陰は内はなか々に剛なりき、少年の時より心がアンバク〔腕白〕なりし故、斯る大膽の事も企てしなれと、後に至り松陰の幼時を知るもの語り合ひたり、

云々、松陰先生の生平人と交はるや、少しも花やかなる所はなかりしも、爲す事一として暖かく、且深からざるはなかりき、又客を遇するを好めり、刀自語つて曰く、

松陰は顔には痘痕あり、世辭はつとめて用るす、一見甚だ無愛想なる如く、思はれたれども、一度、二度と話し合ふ者は、長幼の別なく松陰を慕ひ懐かざるはなかりき、松陰も相手に應じて、談話を試みたり、松陰は又好んで客を遇せり、御飯時には必らず御飯を出し、客をして空腹を忍んで談話をつゞけしむる如きことは決して爲さざりき、珍羞佳肴なしとて、御飯時に御飯を進むるを差ひかゆる如きことは無かしなり、有合せ物のみにて出し、快よく客と共に箸持つことを樂めり、たまゝ客を請することあるも、珍味を少しく用意するよりも、粗末なるものにて澤山に出すことを好めり、

刀自は更に語をつぎ、「是は松陰の客を遇する仕方なるのみならず、現代の吉田も其風を襲ひ、自分も阿兄の感化を受

けたり、今日もはや時分なり、甚だ粗末にて失禮なれども、有合にて夕食をすゝめ申さん、實は此老人〔刀自の事〕が臺所に行かざれば、無人のこととて、御汁一つ作ることを得ず、而かも今自ら御相手を爲し居ることなれば、暫時失禮して退き用意せんかとも思へども、御客を獨り残し置くも本意ならず、又御來訪の本意にも背く次第なれば、たゞ／＼有合せもの、是は松陰風の響應法と思召されよ」と、余は未だ曾て今日の如く、初對面の方より心置きなき待遇を辱ふしたることはあらざるなり、松陰先生が心を用ゆるの厚き、其門下知友に偉大の感化を及したるの偶然ならざるを覺りぬ、

十三年前中學校に學べる時一先生より松陰先生に關する逸話を聞けり、其中其後再び耳にすることなく又書冊にも見えざるものあり、

松陰先生の水戸〔?〕に出遊されたる時、先生彼地にて急に袴を要せられたるを以て、一吳服店に赴むき、見計ひ裁縫方をも頼まれたり、やがて約束の日到來せるを以て、松陰先生は右の吳服店に至り、之を受取り、代價を支拂はるゝと共に、殘餘の小切を渡し呉れよと言はれたるに、手代はさも怪訝顔に「さる小切の殘餘はなし」と答へたり、松陰先生は物靜かに「さる筈はなかるべし、曩に購へるは尺寸若干、而して袴に要すべきは尺寸若干、那樣に考へ合すも殘餘あるべき譯柄にあらずや」と問ひかへされたるに、手代は辭に窮し「さる事仰せらるゝからには一應裁縫職に就て見參らすべし」と答へたり、此問答を奥間に聞きいたる主人は、殘りの小切を携へ出で來り、言葉柔かに「誠に以て相濟まぬ次第、店員共の不注意平に御容赦を請ふ」とて、之を松陰先生に手渡しせんとせり、松

陰先生は主人に對し「店員の過誤とあらば聊かだも咎めまじ、去れども商賣に貴むべきは、正直と云ふことにはあらざるか、殘りの小切は價少なりと雖、之を譯なく客にかへさるゝは、不當のことならずや、正直ならずして富み且つ榮ゆるは一時の事、苟くも永く富と榮とを望まば、正直を是れ守とせよ、此小切は余にとりて別に要なし、更めて余より之を呈せん」と述べたるに、主人は深く感泣し、先生の訓戒に遵ひ、誓つて將來正直を商賣の秘訣となさんと答へたり、先生も深く喜び辭し去られたり、此吳服店は其後彼地第一の正直商家として知られ、家運も隆興せりと云ふ、

余は上述の逸話の實際にありしことなるや否やを、刀自に質せるに刀自は次の如く答へられたり、
こは初耳なり、隨つて實際ありしことなるや否やも答へ難し、去れども松陰の性格より察すれば、有り得べからざるの話にはあらざる也、松陰は正直を重んずること尋常に過ぎたり、而して「人の爲め」「人の爲め」てふ事を心懸けるたれば、定めしさるゝことありしなるべし、

松陰が「人の爲め」に計りて親切なるは其天性に出づ、林氏に寓せる時、一夜出火に遭しとあり、松陰は懸命に其家の荷物の取出に働きたり、而かも自分の物は手廻のものさへ顧みず、紀念として棄て難き物すら灰燼に歸せしめ、僅に寢衣を纏へるのみなりき、後、人の松陰に聞けるに松陰は「苟くも一家を有する以上は、何かにつけて重要の品多し、されば一物たりとも多く取出さんとつとめたり、自分の所持品の如きは自分にとりこそ、^(て脱カ)貴重にもあれ、言ふには足らざるなり」と答へたり、松陰の爲す所往々此の如し、

俗間に云ふ、「夢の告げ」、「虫の知らせ」が靈界に於ける感應なるや否やは、論議の餘地を存する問題なり、假りに「夢の告げ」、「虫の知らせ」が事實と一致することあるも、是は偶然の一致にして、其一致なるものには、聯關の理由も事情も存せず、何等かの理由あるかに思惟するは「心の迷」に過ぎずと斷言して憚からざる者多しと雖も、是に反し、説を立つる者も尠からず、此説によれば今日の科學の進歩は未だ充分に之を説明するの域に達せざるも、「夢の告げ」、「虫の知らせ」には深かき道理を包み必らずや聯關の事情を存すべしと、余は今斯る問題に就き、仔細の研究に入るを避くべしと雖、松陰一家にも「靈界の感應」に關する物語あり、刀自は次の如く語れり、

阿兄寅次郎が「親思ふ心にまさる親心、今日の音づれ何と聞くらん」と歌ひ思出多きかの日に、いつしか今年も近よれり、思ひかへせば五十年の昔、我實家は譬方なき悲慘にあへり、寅次郎は遠く送られて江戸に在り、此すら憂き事の限りなるに、長兄と季子とは枕を並べて病の床に臥しぬ、母は片時も季子の側を離れず、父も看護に身も心もつかれぬ、時に幸に兩人の病少しく緩めるあり、父も母もつかはてたることとて、病床の側にて假睡したるが、直に醒めたり、母は父に語るらく、「今妙な夢を見たり、寅次郎がいとよき形色、九州を旅して歸りし際よりも元氣よき姿にて歸り來れり、あら嬉しや、珍らしやと聲をかけんとしたるに、忽然として寅次郎の影は消ゆると共に醒むれば夢なりし」と、父は母に語るらく、「余も亦夢より醒めたるなり、余は何の故かを知らざるも、わが首を切り落されたるに、誠に心地よかりき、首を切らるゝとは斯くも愉快なる者かと思ひ感じたり」と、兩親は互に奇妙なる夢を見つるものかなと語りあひ、若しも松陰の身に異變もやあらざりしかと氣遣ひたるも、斯くとは想

ひ到らざりき、是より二十日餘りを経て、江戸より便あり、松陰は終に刑上(場カ)の露と消えたりと、兩親は先きの日の夢を思出し、指折り儻ふれば、日も時も松陰の最期と寸分違はざりき、母は更に往日の事を追懷して語れり、「寅次郎が野山の獄より江戸に護送せらるゝに當り、忘れもせぬ五月廿四日、一日の許を得て實家に歸れり、其節は尋ぬる人も尠からざりき、自分は寅次郎の湯を使ふ風呂場に至り、其様を見ながら二人にて心の内を語りぬ「親子の情愛さこそ思はる」時に自分が、モ一度江戸より歸り、機嫌よき顔を見せ呉れよと言へるに對し、寅次郎は、母上よ、いと心易き事なり、必らず健康にて慈顔を拜すべきを誓ふと答へたり、されば其誓を果さぬとて我夢に入りて形色よき顔を見せしなるべし、孝心深き寅次郎のことなれば誠に然るべきなり」と、父も當日の夢の所以を解して言へり、「余が首を切られながら心地よく感じたるは、正しく寅次郎が刑上(場カ)の露となれる際、何等心に煩なかりしを示せしなるべし」と、阿兄寅次郎の長へに逝て歸らぬ旅路の第一歩として、今の東京に往くや、寅次郎は再び萩の地を踏むこと難きを覺悟せしなるべきも、自分共は寅次郎の罪なきを知るより、必らずや赦され歸るべきを信じたり、

余が訪ふて刀自の許にあるを聞かれてなるべきか、三谷夫人も刀自を音づれ給ひぬ、夫人は床上より風呂敷包を卓上に移し、「是は叔父が母に寄せたる書簡集にて候、文は廣く世に傳へられ書冊にも載せられたるべきも、叔父の眞筆はたゞ此のみ、貴覽に供す」と言はれぬ、余は之を拜するに、表紙には「松陰(名)のなみ」と題せり、刀自は無限の感慨に堪へざるものゝ如く、濕へる兩眼を拭ひつゝ、語り出されぬ、

此阿兄の書翰に對しては、慚愧の至りにて、之に就き人様に物語るにも、誠に面ぶせき心地せらる、御覽の通り情愛に充ち満てるのみか、斯ること迄もと思はる、程に細やかなることまで注意してくれたり、而かも阿兄の厚情に酬ゆること能はざりしは、何と申すべきを知らざるなり、斯く綴ぢ本に張りつけたるは寅次郎が最期を遂けたる翌年、長兄が散逸せんことを恐れての注意による、自分は爾後、事ある毎に此書翰集を繕き、我身を戒むること、なしぬ、而かも讀み行く間に、阿兄の深情に動かされ何時も涙なきを得ず、此娘〔三谷夫人〕や姉〔三谷夫人の姉君〕は、子供の折書冊に何の意義を包むかを知らぬこと、て、「母上は此本を御覽になるといつも泣きますのね」など尋ねたり、「刀自は側なる三谷夫人を顧みつ、御身は之を記憶せるにやと笑ながら尋ね給ひぬ」此他に書翰とは申すべからざるも、自分より送れる書翰の端に差様に云へども、是は斯様なりなど書添へたるもの數多ありき、忘れも難きは、「阿兄の誠はあきらかなり、罪なきに罪人となるには及ばじ、何卒心の程を其上の方々に打あけ、早く赦されて歸られんことを待つ」など書送れるに對し、阿兄は其拙翰の餘白に思ふ所を書きつけたり、此等の拙翰は阿兄が江戸に送らる、前日携へ來りて悉く自分に渡しくれたり、其拙翰の一束は小抽斗に收め置きたるが、歲月の間にいづれにか失せぬ、今に至れば、深く氣をつけ保存すべかりしものと口惜しく思へど詮なし、阿兄は常に妹共を戒むるに、心清ければよし、貧しきに富めるが如く見せ、破れたるを殊更に完つたかる如くに示さんとするは惡し、婦人たるものはよく心得べしと言ひにき、自分は今も尙阿兄の聲が耳底に響くが如く覺ゆるなり、刀自の過去も波瀾高かく變化多かりき、殊に前原騷動の際の如きは悲劇中の悲劇なりき、少佐夫人は其當時を物語つ

て審なり、刀自の叔父玉木氏の門人前原一誠に與みし、同志の士多く斃れ、事總て志と違ふ、玉木氏責を引き決する所あり、後山に上る、刀自之に従ふ、萩城下の慘憺たる光景は雙眸に入り來る、玉木氏は自刃と決心し之を刀自に語る、刀自も亦之を止めず、後願の慮を抱かずして潔きよく責任をとらんことをすむ、時に日は漸く暮れ雨は今宵の如くしけかりしと、「明治四十一年九月卅日記之」

（明治四十一年十月十八日發行
日本及日本人臨時増刊松陰號所載 校合濟園）

七二 書松陰遺墨後

明治四十四年六月卅日

榊取素彦

吉田松陰於予爲外戚、予齡長三松陰二歲、予以同年而游學江戸矣、松陰以兵學二祿於藩、予則以漢學二祿於藩、所業各異、是以往々有議不合者、松陰議論嚴正、當其可議、無所回避、幕府畏禍、以處死刑、爾來經年久焉、其赤心天下景慕之、雖斷簡零墨、人爭貴重之、我郷校教授、居田生、屢過予問松陰之行爲、且請遺墨、方今松陰遺墨、無所存、因校長所請、割愛此矣、如其蠹敗汚染、校長附之褶工、以充家藏、幸甚、

明治四十四年六月三十日

榊取素彦識

（東京市榊取三郎氏藏 校合濟園）

七三 題吉田松陰名刺

明治四十五年頃

岡村閑翁

嘉永癸丑之歲、吉田松陰受森田節齋先生之命、齋其與齋藤拙堂書稿本而來、使余淨寫焉、其時松陰所通名刺

也、藏存于篋底、殆六十年矣、頃者安元子彦、偶覩之、想其伯父猶龍與松陰二締交不淺、將欲裝潢以計永存、請割愛之、余耄老不能無散失之患、因快諾附與之、賦二絕句云、



一面披襟如舊知、世平談未及蠻夷、詎圖猛士猛於虎、猶記賢良溫厚姿、
謹嚴筆跡見深衷、彷彿猶如接下風、誰料勤王雄大氣、自含僅々小篋中、

(岡村達は、癸丑遊歴日録五月四日の條に藤川頼二とある人である)

八十六叟岡村達識

(森田節齋と郡山所載 校合済)

七四 和歌一首 明治以後

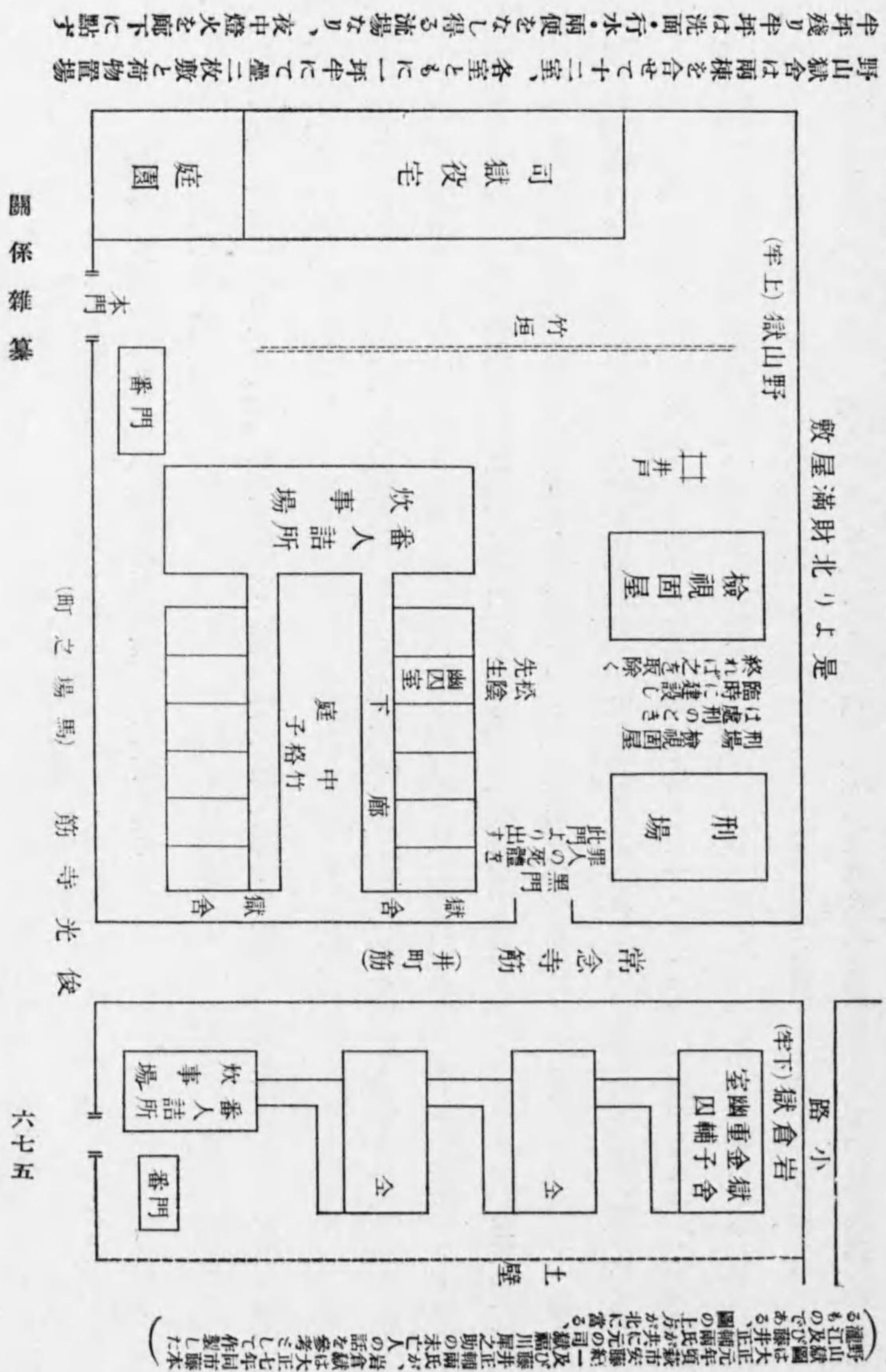
榊取素彦

世田り谷詠る松陰ぬしの墓前またてる楓壹本々とり子此手植しものなれはたもひを述ふるとして
かゝる手の木りけに立ちておもふ詠手植し人のかへとさりしを
(東京市榊取三郎氏藏 校合済)

七五 萩野山獄及岩倉獄略圖

大正元年
同七年

安藤・藤井・藤本



野山獄舎は兩棟を合せて十二室、各室ともに一坪半にて疊二枚敷と荷物置場
半坪残り半坪は洗面・行水・兩便をなし得る流場なり、夜中燈火を廊下に點す

七六 家庭の人としての我兄吉田松陰

大正二年一月

兒玉芳子

○松陰の幼年時代

私共の父は杉百合之進(助)と申しまして、長兄を民部(造)といひ、次兄は寅次郎即ち松陰で、叔父に當ります吉田大助の家を繼いだので御座います、

私共の一家は父をはじめ、矢張これも叔父に當ります玉本文之進と申すのも、塾を開いて居りましたやうなことで、誰れも青表紙を手にしないものはありません、殊に兄の養家の吉田家は山鹿流の軍學の家であつたのでございます、松陰は私より二歳上の兄で御座いましたが、五つ六つの時分から手習ひや、書物を読むのが好きで、他家の子供達が大勢でいろ／＼な遊びをしてゐても、振り向きもせず、ジツと書物を読んでゐるといふ風であつたさうで御座います、偶に遊び事らしいことを致しますのが、屋敷の庭で、其頃土圖どづと申しましたが、鏝どづなどで土をねつて、山をこしらへたり、河の形を造つたり、つまり土でいろ／＼な圖を畫くと申したやうなことをして居つたといふことで御座います、母はいつでも、寅次郎は何處に一點小言のいひどころもない、實に手のかゝぬ子だと申して喜んで居りました、

非常に親おもひで、優しい氣質で御座いましたから、父や母に心配をさせまい、氣を揉ませまいと、始終それを心にかけて居たやうで御座います、着物などでも母が一枚こしらへて着せますと、何時までも母が着かへさせますまでは、黙つて着て居ります、さうして其の構はぬ風と申しましたら、何時でも歩く時には、書物を澤山懐中に入れますので、着物の一方が曲つて仕舞つて、背筋の縫目が肩のところへ來て居るので御座います、叔母などが見かねまして、餘り醜いから書物は手で提げたら宜からうにと申しますと、手を明けておかぬと自由がきかぬなど、申しては、相變らず懐中をふくらせて、肩を曲げて歩いて居りました、

○物に動ぜぬ氣象

極く幼さい時分から落ついた人でした、藩には上覽のお講義と申して、殿様の御前に出て講義を致す時があるのでございますが、兄は十才位の時から、毎年それに出て居りました、

所が確か十二三才の頃で御座いましたらう、殿様から七書のお好みが出ましたさうで御座います、七書と申せば中々冊數も多いことで御座いますから、父や叔父などが心配して、せめて何處を出すといふことを仰せ下さつたならば、下稽古もしておいてやらうものを、あれだけの書物の中から何處が出るか分らぬのだから、首尾よくお講義が出來れば宜いが、といろ／＼に氣を揉みますのを、兄は何構ひますものか、何處でも仰せの處をやりませうと、一向平氣で居りました、

其の翌日御前に出まして、開かれました處をスラ／＼と、立派にお講義を致しましたとかで、殿様からひどくお賞めに預かり、御褒美を戴いて歸つたことも御座います、

○他人の爲めに盡す

また兄は何事にでも自分を後にして、他人の爲めに盡すといふたちの人で御座いました、或時吉田の門人で、そして吉田家の後見役を致して居りました、林といふ家に泊りに参りましたが、折悪しく丁度その晩、林家から火事が出ました、火事と聞くと、兄は直ぐに跳ね起きて、枕元に置いてあつた自分の大切なものは打すて、他の室にかけて行き、林家の家財をドンドン運び出してやりました、後にその事が分りまして、先方では痛く氣の毒がられました、兄はあなたの方では大事な家を焼かれるのですから、一つでも餘計にもを出して上げたいと思ふのは人情でせう、そのために自分の少しばかりのものが焼けたと云つても不思議なことはありませんと云つて居りました、

○美はしい友愛

兄弟は澤山御座いますが、下はずつと年が隔つて居りまして、長兄と松陰と私とが二年違ひづゝで御座いましたから、いつも三人で何か致しました、

長兄と松陰とはまた非常に仲がよう御座いまして、叔父の玉木の所へも兩人で勉強に参りました、夕方から兩人連れで参りましては、叔父の門弟に教授をして遣り、自分達も稽古を濟ませて、また兩人で朝の八時頃に歸つて参ります、御飯をいたゞきますのでも、兩人が首を寄せまして、それはく親しいもので御座いました、

秋など屋敷續きの山に松茸が澤山出ますので、今日は茸狩をしやうかなど、申しまして、私と三人でよく其の山に参つて面白く遊んだことも御座います、長崎に参つたり、いろく國事に奔走致して居ります時でも、三人で楽しく遊んだ事を、よく夢に見て、其の時分を懐かしく思ふなど、手紙を私へ呉れました、思ひ出すほど優しい人でありまし

た、

私は早く縁づきましたし、今の娘さん達のやうに何處へ嫁入つても、何時でも構はず生家に往き來をすと申すやうな、そんな事は中々出来も致しません、また自身でも好みませんから、生家に参るやうなことは滅多に御座いませんので、兄は大層私を懐かしがつて呉れまして、時をり便りの序には、今度は何時來るか、來られる時には前以て知らせてくれ、待つて居るからなど、申して参りました、

お正月などの遊びでも、無意味なことをしないで、いろはたとへをするとか、歌かるたでも取つて、一字でも一句でも覺えて益するやうにせよなど、よく教へて呉れました、

○最後の江戸行き

日は今一寸忘れましたが、兄が江戸へ護送されましたのは、確か安政六年の五月で御座いました、御承知の通りの勤王家で御座いますから、よもや殺されやうなどは、私共はじめ思ひも致しませんでした、それとても普通の旅ではないのですから、本當に名残りが惜まれてなりませんでした、

父は申すまでもなく、母も氣丈な人でしたから、心には定めし不安もあつたので御座いませうが、涙一滴こぼしもせず、私共に致しまして、たとへ如何なる事があるとも、斯る場合に涙をこぼすと申すことは、武士の家に生れた身として此上もない恥かしい女々しいこと、考へて居りますから、胸は裂けるほどに思ひましても、誰れも泣きは致しませんでした、

丁度出立の前夜で御座いました、母が兄に向ひまして、「今江戸に行つても、どうかモウ一度無事な顔を見せて呉れよ」と申しますと、兄は莞爾と微笑みまして、「お母さん、見せませうとも、必らず息災な顔をお見せ申しますから、安心してお待ち下さい」と事もなげに答へて居りました、けれども自分では再び生きて歸るとは思はなかつたと見えて、チャンと覺悟をしてゐたのであります。

○生別死別を兼ね

それは、萩のすつと端れに松の木が一本御座います、昔は江戸へ行くといふことは、今の外國へ行くよりもモット大層なことに考へまして、家族は水杯をして別れたと申す位で御座いますから、誰れでも此の松の木の所まで参りますと、ア、これがモウ自分の國のはづれである、これからは他國の土を踏むのだと思つて、ホロリと致すさうで、それで此の松を昔から涙松と稱へて居ります、兄も其所まで参りますと、

かへらじと思ひ定めし旅なれば一しほぬる、涙松かな
と詠んだといふのでも分ります、

これは後に門弟から聞きましたので御座います、また門弟達にはたとへ松陰の肉體は死んで仕舞ふとも、魂魄は此の世に留つて、お前達の身に添ふて、必ず私の此の精神を貫くと、申し聞かせて居つたと申すことで御座います、

○不思議の夢

兄は安政六年の十月二十七日に、(江戸傳馬町獄にて刑死)小塚原の露と消えたので御座いまして、年は丁度三十才で御座いました、これも後

に首を斬られたといふ便りを得まして、思ひ合したので御座いますが、十月の二十日(十六日口書讀聞かせにより察知)に斬罪に處するといふ沙汰が御座いましたさうで、丁度二十六日の晩、即ち斬られる前夜のこと御座います、國では長兄が病氣を致して居りましたので、母が枕邊で看護を致して居りまして、眠るともなく、うつ／＼と致しましたところ、兄の松陰が、前年長崎から歸つて参りました時のやうな、それは／＼壯健な様子で、さうして如何にも晴れやかな顔をして、母の前に坐つたさうで御座います、母は喜んで「オ、」と申したはづみに眼が覺めますと、兄の姿はなく、全く夢であつたことが分りました、

自分では不思議ではあるが、たゞ夢と思ひますから、翌日の夕方になるまで黙つて居つたさうで御座いますが、夕方に皆なが寄り合ひましたから、思ひ出して話をすると、父も同じ時刻に床に入つて居りましたが、松陰が泰然自若として、少しも取り亂した様もなく、實に見事にスバリと首を刎ねられた所を夢に見たと申すので御座いました、父母は勿論のこと、皆不思議なこともあるものだ、話し合つて居りましたが、その後いよ／＼悲しい報せを聞いたときに、兄の日頃の孝心から、別れます時に、母が今一度無事な顔を見せてくれよと申し、必ずお見せ申しますと云ひました、其の言葉を果す爲めに、母にはさうした達者な顔を見せ、父には卑怯の様もせず斯くして立派に斬られました、と其の様子を見せて、兩親を安心させたものであらうと、打しめつて語り合ひました、(この話は別本芳子の話、多少相違して居る。)

親おもふ心にまさる親こゝろ今日のおとつれ何ときくらん

といふ辭世を詠みましたが、此夜であらうと思はれます、(實は十月二十日である)

肉身の情としては、兄が幕府の調べのあつた時に、尋常の答だけでおきましたならば、よし罪になるに致しまして、まづ遠島位であらうとは皆様もお考へになつて居られたさうで御座いますのに、あゝいふ氣質の人ですから、何も彼も怯めず臆せず、考へて居る事をきつぱり申し立てました爲めに、終に殺されて仕舞ひました、人間の壽命のことですから、何とも申されは致しませんが、私でさへ斯うして今日も壯健で居られるので御座いますから、兄も殺されたりなど致さなければ、或は今も生きて居たかも知れないなど、折ふしは考へることも御座います、併しいふべきことを、きつぱり申し立てた處が、松陰の松陰たる處であらうと存じます、

(大正二年一月一日發行婦人之友所載 校合濟園)

七七

渡邊菴藏談話第一

大正五年七月八日開取(渡邊菴藏七十四歳)

安藤紀一

○吉田松陰先生は、言語甚だ丁寧にして、村塾に出入する門人の内、年長けたるものに對しては、大抵、あなたといはれ、余等如き年少に對しては、おまへなどいはれたり、

○先生の講説は、あまり流暢にはあらず、常に脇差を手より離さず、之を膝に横たへて端坐し、兩手にてその兩端を押へ、肩を聳かして、元來瘦せたる人故に肩の聳ゆるは特に目立つ講説す、

○村塾にては、兵學傳授の事なし、余が兵學に於けるも、先生が余に勸めて、明倫館にて山鹿流を傳授せよと云はれたるにより、館にて傳授せるなり、

○松陰先生は罪人なりとて、村塾に往くことを嫌ふ父兄多し、子弟の往くものあれば、讀書の稽古ならばよけれど、御政事向の事を議することありては、濟まぬぞと戒告する程なり、

○先生は、教授の外、自己の讀書作文等、すべて塾にてせられ、飲食起臥、また塾にてせらる、日日の行事時を定めず、其間、運動にとて一同外に出で、草を取り、又米を搗く等の事あり、諸生辨當持にて來る、辨當を持たぬもの、食時に至りて、自宅に歸らむとすれば、半途にて事を中止せしめず、必ず爲し了らせ、飯は食はせると云ひて、杉家の臺處に往きて、小飯櫃に飯を入れて持來らせ、師弟共に食ふ、菜は澤庵漬位なり、杉家にも、これらの事には心遣して馳走せしなり、

○先生の坐處定らず、諸生の處に來りて、そこにて教授す、

○先生詩文を作らるゝ太だ早し、唐本を善く讀まれたり、

○始めて先生に見え、教を乞ふものに對しては、必ず先づ何の爲に學問するかと問はる、之に答ふるもの、大抵、どうも書物が讀めぬ故に、稽古してよく讀めるやうにならむといふ、先生乃ち之に訓へて曰はく、學者になつてはいかむ、人は實行が第一である、書物の如きは、心掛けさへすれば、實務に服する間には、自然讀み得るに至るものなりと、是の實行といふ言は、先生の常に口にする所なり、

○玉木文之進は、時々村塾に來られたりしが、松陰先生が、西洋銃陣を主張せらるゝには、不同意なりき、先生は諸生を率ゐて、家の傍又は河原などに整列せしめ、竹片を銃の代りにして、操銃法を習はしむ、この時は先生自ら之

を號令す、(萩の地名)小畑邊まで往きて演習するときは、先生は謹慎の身なる故往かず、或時、飯田正伯に引率せられて出でたることあり、

○先生は己の罪を隠して言はぬ人にはあらず、己の罪を明に言ひて、人に訓誨せしなり、又決して激言する人に非ず、滑稽を言ふ人にも非ず、をとなしき人なり、

○塾の柱に刀痕あり、人これを稱して、先生の獄に赴かる、時に、諸生憤激するもの一刀に之を切り附けたるなりと言ひ傳ふれども、余の知らぬことなるを以て、先年野村子爵來萩の時に、これを語り出で、尋ねたるに、子爵も甚だ驚き、曰く、左様なる狂暴の行は、先生の平生禁する所なれば、決して有るべきに非ず、もし行ふものあらば、先生豈之を容さむや、かゝる虚事を言ひ傳へてくれば、村塾の面目に關すと云はれたり、

○富永有隣は、出獄後、村塾に寄留せり、大なる男にして片目なり、始て塾に来れる者、之を見て、松陰先生と誤認せり、

○吉田稔丸は賢き人なり、

○久坂と高杉との差は、久坂には誰も附いて往きたいが、高杉にはどうもならむと皆言ふ程に、高杉の亂暴なり易きには人望少く、久坂の方人望多し、

○佐世八十郎は、村塾にても、餘り多くは讀書せず、其父彦七も、時々塾に来れり、彦七は剛なる人なり、八十等が先生の罪名を問はむとて當路の人の家を訪問したる時、彦七曰く、周布・井上等の首を取りて來るかと思ふたが、

それをもせず、空しく歸りたるかといへり、

○伊藤公なども、もとより、塾にて讀書を學びたれども、自家生活と、公私の務に服せざるべからざる事情のために、長くは在塾するを得ざりしなり、

七八 信國顯治談話

大正六年一月二十八日聞取

安藤紀一

○坂高麗左衛門本名道輔幼時松陰先生に學ぶ、自ら言ふ、幼時手習を久保氏五郎左衛門に學び、讀書を松陰先生に學び、毎日手習終りて後、先生の處に赴く、久保氏と相距ること近し、久保の裏門より行くを得、余尙至て幼なり、裏門を出づれば、先生遙に手招きす、至れば則ち、先生手づから書物挾の紐を肩よりはづし給へり、至て親切なりしなり、○大林寅介の曰く、余先生の處に學ぶ、至れば則ち、先生余をして其首を扼せしめ、力を極めて緊めて見よといはる、或時は、袋じないを以て己を撃たしむ、已にして書をよむに至れば則ち儼然たり、

七九 中山生三談話

大正六年二月十一日聞取

安藤紀一

余昔、平田涪溪先生に従學す、先生曾て語りて曰く、吉田大次郎は、余が所にて講義を聴きしが、他の諸生と違ひて、甚根氣強く、疑義を論ずること深切なりき、孟子浩然章の講を乞ひしときの如き、中々詳密に詮議したりと、先生又云く、吉田が九州の平戸に赴かんとせしとき、來りて余にその志を告ぐ、余いふ、未だ一面識なき人を訪ふには

先容の人あるが宜し、併し其人なくば、一書を裁して先づ之を先方に遺るべしと、吉田其言に従ひ、後に一翰を作りて余に示す、其文甚立派なり、余云ふ、文甚佳し、されど是恐らくは子が草定には非じ、何人か之を潤色せしならむ、斯る文を先づ遺りて、後に實際面會せしとき、見劣りする様にては宜しからず、先容の文は、潤色なき自分のありのまゝのものを要すと、吉田云く、玉木の叔父に一見を乞ひて仕直したるなりと、かかる事もありしなりと、

八〇 吉田松陰を懷ふ 大正十年十二月

ア・ヴィリオン記
竹中利一譯

明治二十二年に始めて萩へ來た時、私は直ぐ明治維新の英雄吉田の記憶を思ひ起した……私は彼の愛國的故事を度々聞いてゐた、フランスの著名な學者からも、又總理大臣になられた故原敬氏や法律學者富井氏等からも、そして町の郊外へ行つて、幸にも松本といふ彼の誕生地やその書齋であつた所なども拜見した……あのアメリカの頑迷がなかつたら、この立派なサムライは日本帝國のため、如何に立派な愛國者となつて居ただらうと私は嘆息した……その時私は幼時の記憶を思ひ起して、奇縁に驚いたのである……といふのは、その幼時私はこの英雄の名を知らずして、而も完全に此の人の美談を一つ知つて居たのである、そもく私が日本へ來る十二年も前の事である……私は未だ子供で漸く中學四年生といふ頃、郷里リオンの八五五に住んで居たことがある、その頃が丁度ペリー提督が神奈川へ來て將軍の夢を破り、日本の眠りを醒ました時である……日本皇帝が歐米と開國貿易に決せられたといふ報はフランス及びイギリスに於て非常な評判となつた、新聞紙は筆を揃へて熱心にこの英斷を稱讚した、蓋し日本とい

ふ國は十六世紀にセント・フランシス・ザビエーの熱心なる手紙で紹介されて以來、歐洲殊にローマに於て長く忘れられない國であつたのである……

或る日の夕方、私の兄^{*1}がその勤め先の裁判所「兄は判事」から家へ歸ると、いつもの通り「^{*2}センチユリー」といふ日刊新聞を読みはじめた、「オイ！」と彼は感嘆の聲を以て直ちに言つた、「こゝに面白い記事がある、……或る日の夕方一隻の小舟に乗つて一人の容貌卑しからざる日本青年が船中へ乗り込んだ……船に乗せてアメリカへ連れて行つて呉れと頼む、勉強がしたいのだといふ……辭を盡し禮を厚うして頼んだ……と提督はこの勇敢な青年の懇願をきき、入れないで、頭から頑固にはねつけた……青年は將軍の嚴重な警戒を破つて來たので、生命をも賭して渡米するつもりだと言つた、歸れば死刑になるばかりであると……かゝるけなげな申込に應じなかつた米國提督の頑迷は實になかなかしい次第である」……新聞はなほも續けていふ……

父に此の事を告げると、父もその提督の非道をそしつて大いに憤慨した、「かの頑迷なるアメリカ人の習性だ、法律一てんばりの頑固の致す處だ」と言つて、

私も若いながらにかう言つた、「軍艦の將校は實際馬鹿です……可哀そうなのは青年だ！後で苛酷な處置を受けなければよいに！」

此の青年、其當時、其新聞に姓名すらも掲げられてゐなかつた此の青年こそ、吉田松陰であつたのである、

(雜誌渾池第四卷第十一號所載 校合濟)

(昭和六年一月、右の記事に就て、ヱイ氏に問合せるに、次の如き訂正があった、委員廣瀬君)

*一、兄は父の誤り、*二、リオン市新聞の edit Public である、又センチユリーは米國新聞で、曾てヱイ氏のこの談話を掲げた事があるとの意であつた、

八一 河村八郎談話

大正十一年十月十九日開取(河村氏)

安藤紀一

一、吉田松陰氏、江戸護送の時は、護送役四人、上野住の某その頭にて、下に三人、余は當時友弘貞吉と稱し、二十歳なり、友弘は余の實家にて、熊毛郡鹽田村にあり、杉民治氏の妻の實家と同村なる故、杉氏は素より余を知れり、此度余が護送者の内に加はりたるは、杉氏より其筋に申入れて定りたるなり、

一、出發は、五月二十五日にて、杉家より出發せられたり、その日、余等は杉家に赴き、網乗物を仕立て、外に控へ居たる故、家中に何事ありしか知らず、唯内輪に暇乞の盃を取りかはしたる趣は、知られたり、さて皆式臺まで送

出で、吉田氏は、「これが御暇でござんす、どなたも御用心なされませ」といひ、玉木叔父へも、「をぢさま御用心なされませ」弟の何とかいひて啞なる人の手を把りて、「おまへは物が言へぬが、決してぐちを起さぬやうに、萬事堪忍が第一」と言はれ、余等には「皆御世話ぢや、頼みますぜ」といひて、乗物に入れられ、今の午前九時頃に出發せり、門人等の見立は一人もなし、

一、網乗物は駕籠に網をかけたるなり、網は細引にて作る、内には日光の通るやうにす、四人が二人宛前後に別れて昇くなり、(護送者昇天はかりにてはあらざるべし、されど河村氏は唯四人といへり)乗物の中にては、緩く手を縛して、食事を爲し得るやうにせり、何やらん書

物二冊を入れられたり、大屋にて「これが萩の見じまひなれば、一寸見せてくれ」と言はる、故、乗物の戸を開きて見せたり、「コレコレ忝い、これで大安心」といはる、是日、朝より雨降る、夕方には雨止みたり、佐々並にて晝飯を進む、

一、萩より江戸まで、道中、晝飯は乗物にて食はせ、夜泊には必ず宿屋に投じ、吉田氏の爲には、一室を僦り、余等二人宛、更番にて傍に附添ふ、宿屋にては、手錠にて寢に就かしむ、

一、吉田氏一人にて一室を占むる故、宿料天保錢三枚なり、役所の申附にて、吉田にはよき物を食はすなどの事なれど、實際後生がわるい感じする故、余等と同じ物を供へしめたり、但吉田氏には、酒をば飲ませず、

一、箱根の關にて、長門の御用聞の宿に泊る、吉田氏は、「今夜はどうかくつろぎて寢せて貰はれまいか」と切望せらるゝにより、手錠など解きて寢させたり、その翌日は戸塚*四に泊し、又翌日は江戸に着き、麻布の御屋敷内の板座板圍ひの一室に入れ、余護衛せり、

一、吉田氏*五麻布邸に居られたりし間に幕府に召出されたる事唯一回なり、邸に居られし時は、その要求により、毎日半紙五枚宛を差入れたり、吉田氏之に何か書きて余等にも與へられたれども、罪人の書は、荷物に入る、事嚴禁なれば、反古にせり、

一、吉田氏は、余等に向ひて毎度挨拶あり、「今日も亦御苦勞でござんすのう」と言はる、道中時々時々、風呂に入ること乞はれ、「逃げはせぬ、御前方のしくじりになることはせぬから」といはれ、又月代を剪りたしと乞はれ

たれども、これは皆許さざりき、道中尤も心配なりしは、大小便の事なり、その時は已むを得ず、乗物より出して用を辨せしむ、宿處にては、二人宛看視して、便所に從ひ行けり、

一、吉田氏は、顔面長き方にて、色赤く、元氣能く、健全らしき人なり、髪は總髪＊六にあらずして、月代を剪り居たり、身長は普通なり、言語は早口の方なり、

一、吉田氏出發の時、母特に別を惜み嘆かれたり、

一、吉田氏の衣服は、出發の時は單衣なり、着換の服は、多く持ちて行けり、

＊一、二、毛利家所藏の公文書、第九卷關係を検するに、護送の役は河野尙人・中島九郎兵衛・梶山文右衛門・守永作之允以下約三十名にして護送人名中に友弘貞吉なるものなし、但し下役のものは多く名のみを記して居るし、昇天の如きは姓名を記さない、この人恐らくは其部に屬せしものであらう、その他公文書及確實なる資料の事實と相違せる點を左に掲げる、

＊三、杉家を出で一旦野山獄に歸り、此處より出發した、第九卷年譜草稿杉長治筆松陰年譜草稿第三頁に、第九卷四四一頁参照、

＊四、六月廿四日は川崎泊　＊五、櫻田邸　＊六、總髪である　(委員 廣瀬豊)

八二 松村介石所説

大正十三年二月某日

松村介石

(山田淺右衛門)

吉田松陰が江戸に於て首を斬られた其最期の態度は、實に堂々たるものであつた、松陰の首を斬つた當の本人は、先年まで居つて、四谷に居つた、其人の話によると、愈々首を斬る刹那の松陰の態度は、眞にあつばれなものであつたと云ふ事である、悠々として歩を運んで來て、役人共に一揖し、「御苦勞様」と言つて端坐した、其の一絲亂れざる、

堂々たる態度には、幕吏も深く感歎した、

(雜誌東洋文化第一號所載 校合濟◎)

八三 平野清實談話

大正十四年九月二十三日開取

安藤紀一

○余は八歳より久保の手習場に通ひ、同時に松陰先生に讀書を學び、十七歳まで塾にあり、其内、十二歳まで先生に從ひ、其後は再興の塾にて玉木・馬島の諸師に從へり、塾に在りし時は、平野植之助といひ、其後道太郎と改め、後に清實と改む、

○松陰先生塾を去りて野山獄に行かる、時門人に遺し、一言は、「誠といふことは忘れてくれるな」といふことにてありき、先生の野山を出で、東に赴かる、時は、門人は送ることを得ざりき、唯天野御民のみ呼坂まで行きたり、○村塾には今見るが如き床はなし、先生は八疊間の西北隅に、南向にて坐せらる、

○松浦松洞が先生の肖像をかきし時は、其顔を似せるに苦心し、幾度もかきて先生に見せたり、先生は鏡を以て之に照して批評せられ、像遂に成る、元來松洞が先生の像をかき始めたは、先生東行の頃より二三年前にて、村塾にてかきたるなり、かねてより、身の行末を慮られたるなり、松洞のかきしは、余その現場を見たるなり、

○先生には、平生起居、何一つ癖らしきことを認めず、

○松下村塾にては、早朝に書物を習ひ、三八の日だけ、午後に講釋あり、講了りて先生は生徒と問答あり、大抵時勢の論なり、或る時先生曰く、吾四方を游歴して、名士を訪ひ、政體改革、王政復古、幕府討滅の事を謀り試るに、

この意見は、日本國の六分方は同意なり、之を行ふ衆を募るの策如何と、高杉曰く、この田舎にては募り難し、下關に於てするに如かずと、坐上之に賛するもの多し、吉田榮太郎は、何事をなすにも、上の人首唱せざれば行はれず、故に此事も先づ京都・薩摩・土佐・越前などと相應せざるべからず、此時僧寶洲坐に在り、曰く、吉田の説甚好し、尤も肝要とする所は、日光の宮様を取り置かざるべからず、

○村塾増築の時の大工は、杉氏の近處の藤井増太郎の父某にて、書生中手傳をなしたるものは、近處より通學するものなり、その内に左の人々ありたり、

山田市之允 青木彌一 清水口 妻木壽之進 後小畑 栗田榮之進 河北義次郎 上野 馬島甫仙 作間 忠三郎 佐々部謙齋 横山繁上野 (源晴) 品川彌二郎 冷泉雅次郎 天野 御民 冷泉友 雅次郎弟

○周防の秋穂の重枝兵左衛門長男出家して寶洲實如と稱し、萩弘法寺、三摩地院の住職を經、江戸麻布の圓明院 毛利家御持の住職となる、三十餘歳にて隱居し、歸りて松本の金鑄原に居る、勤王の志ありて、松陰先生と親善なり、因て胸宇を披瀝す、著はす所三道一飲抄、芙蓉繁榮鑑、皇國理解抄、俗辨談等あり、元治元年二月廿七日六十四歳にて歿す、余は實にその姪孫なり、

*久坂玄瑞の九段日記によれば作問忠三郎である(委員 廣瀬豊)

八四 渡邊菑藏談話第二

昭和六年四月開取(八十九歳)

廣瀬豊

- 一、松陰の寫眞(原版京都市阿刀弘文氏藏)と稱するもの、鑑定を乞ふ、曰、全然異人なり、
- 二、自分は安政四年暮より安政五年迄塾に在り、安政六年には十七歳であつた、
- 三、先生から何の爲に學問するかと問はれたる事を記憶す、先生曰、學者になるのはつまらない、學者になるには本を讀みさへすれば出来る、學問するには立志と云ふ事が大切であると、
- 四、東坡策は松陰先生の入獄前に書いて見て貰つて居たのであるが、入獄の時先生獄中に携帶して評をつけて返して呉れたものである、
- 五、先生は塾生が讀書や抄録をして居ると「ちよつと借せ、書いてやらう」と云はれて、評やら注意やらを書いて呉れ、極めて手輕に指導された、
- 六、塾には飛耳長目錄と云ふものありて、今日の新聞様のものを書き綴りしものである、主に交友又は上方(京都)より來る商人などの談によれり、

八五 渡邊菑藏談話第三

昭和八年八月十三日開取(九十一歳)

答

- 一、生年月 天保十四年四月三日
- 二、松下村塾に通はれし年 十六歳の時、川島の宅から(編者曰、十六歳は安政五年に當る、前回は十五歳の時、安政四年の暮から五年の暮までなりとの答、今四年を略されたのであらう)

及居室

三、村塾に入られし動機、當時萩には他に塾ありしに特に松下塾を望まれし理由

四、當時の仲間は誰々なりしか

五、野村・入江の入塾は何年頃か

六、月謝會費の如きものありしや

七、寄宿生の食費は

八、塾の看板は梅田雲濱の書きしものありし筈

有吉熊次郎に誘はれたのである。

當時は松陰先生の評判がよく、誰も彼も松下に行つて居るといふやうで、云はゞ流行であつた、又松下塾へ行けば何か仕事にありつけると思つて居つたものだ、(編者曰、此藩政府との接近時代であるから、かく思はるゝも無理からぬ)

最も仲の善かつたのは有吉で、其他は品川や作間(後の寺島)などであつた、

知らず、

なし、却つて食事の御馳走になる事もあつた、

遠方より來て居るものは食費を拂つて居つたものもあつたやうだ、富永は塾に寄寓して居つて、俗字(假名の)など教へて居たが、客分で先生ではなかつた、

そんなものは見たことはない、看板はなかつた、塾中には大原三位の七生滅賊の幅のみであつた、(編者曰、雲濱の書は察するに看板にあらずして額であつたらう、而してそれは久保時代の事で、久保家の方にあつたのではないか)

九、松陰先生の體格容貌

十、衣服、態度、舉動

十一、食物、運動

十二、性格

十三、言語よりも文書で説諭せしが如し如何

十四、賞罰のやり方

十五、日課時間は定まりしや

十六、學課目及教科書

十七、松下村塾記にある學級別は行はれしや

丈高からず瘦形であり、顔色は白つぽい、天然痘の痕があつた、

別に記憶して居ない、

澤庵などよく食べて居られたが其外は知らぬ、運動家の方で畑仕事をしたり米搗をしたり撃剣も時々やつた、

怒つた事は知らない、人に親切で誰にでもあつさりとして、丁寧な言葉使の人であつた、

口でも云つたが、よく氣輕に書いて呉れた、

分らない、

さまつて居ない、登塾すれば次から次へ待つて居つて、讀んで貰ひ教へて頂いた、

別に課目と云つてない、教科書も皆別々で、自分は明史や東坡策などを教はつた、然し偶然同じものをやる人もある、それは居合せれば一緒にやつて貰ふ、何にもなかつた、

十八、教へ方

書物は先生が撰ぶ、塾にあつた唐本を教へてくれるのだ、先生が一遍読んで生徒が讀

む、讀めぬ時は又先生に讀んで貰ふ、いつも抄録をやれ〜と云はれた、

十九、講義のしぶり

講義は上手であつた、

二十、作文教授法は

作文はなかつた、(編者曰、作文は奨励された筈、これは多分忘れられたのであらう)

廿一、塾に木活字がありし

あつた、印刷は生徒がやつた、

とか

廿二、村塾の規則を見られ

見た事はなかつた、

たりしや

廿三、塾生は日々何人位、

二三十人位、

寄宿生は何人位

増野と富樫位であつたらう、

廿四、正木退藏は御存じな

當人は知つて居るが、門下生ではないと思ふ、(編者曰、正木は門下生であつた、存塾の時代がちかふかもしれぬ)

きや

廿五、間部要撃策の血盟團

忘れた、何かに書いてないか、

員の名は

廿六、武教講録に血判の日

自分は書かなかつた、

誌を書く様になつて居る

が當時の日誌はなきや

廿七、何か教訓を受けし事

はなきや

廿八、詩歌や繪などの指導

はなかりしや

廿九、宗教について何かな

かりしか

三十、體育について

卅一、塾内の禮儀作法につ

いて

卅二、先生の入獄時はどう

して居られたか

立志といふ事を云はれた、何でも人は仕事をしなければならぬと云はれた事を記憶し
て居る、

先生は風流がきらひ、書畫もきらひであつた、

なし、

よく運動を勧めた、

登塾退塾の時、ちよいと先生にお辭儀をするだけで極めて簡單、同僚には別に禮はし
なかつた、

忘れた、

先生東送の時は、廿四日に品川が呼びに来たからすぐに參つた處が、先生のお母さ
んが佛壇に燈明をあけ乍ら、無事に歸つてくれと云つたのを聞いた、先生は何も云は
なかつた、自分はそれからすぐに歸つたから後の事は知らぬ、

卅三、久保塾より松陰塾に移りたる時の模様御記憶はなきや

卅四、印章の子義氏に就いて御存じなきや

卅五、其他

知らず、

知らず、

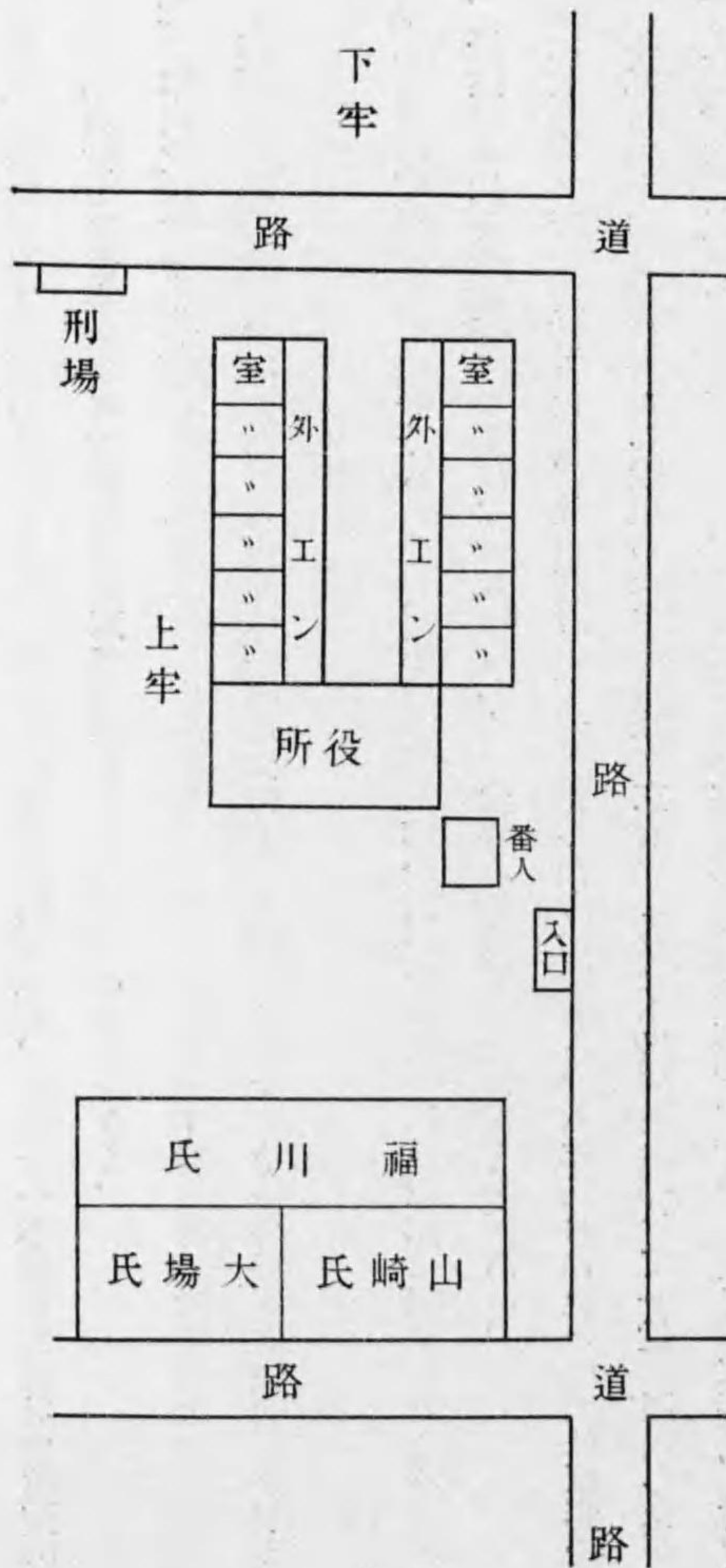
東坡策の寫本の時、先生が来て寫本はかうするものだ一枚書いて見せて呉れた、墨汁は度々つけるものでない、半紙の半面位は一筆で書けると云はれた、

八六 福川犀之助の妻談話

聞取年月不詳

安藤紀一

○野山獄舎、一室三疊なり、二疊は坐臥に供し、他の一疊は半は押入、半は水流し、一棟に六室あり、同様の二棟、各東西に長く二行に並びて相對す、(左圖は左側が北に當る)



○犀之助は、外より講を聞く、

○吉田先生東行の朝、子弟多く来て、師の駕籠に入るを見て去る、

八七 江戸傳馬町獄址 昭和十一年一月

廣瀬豊

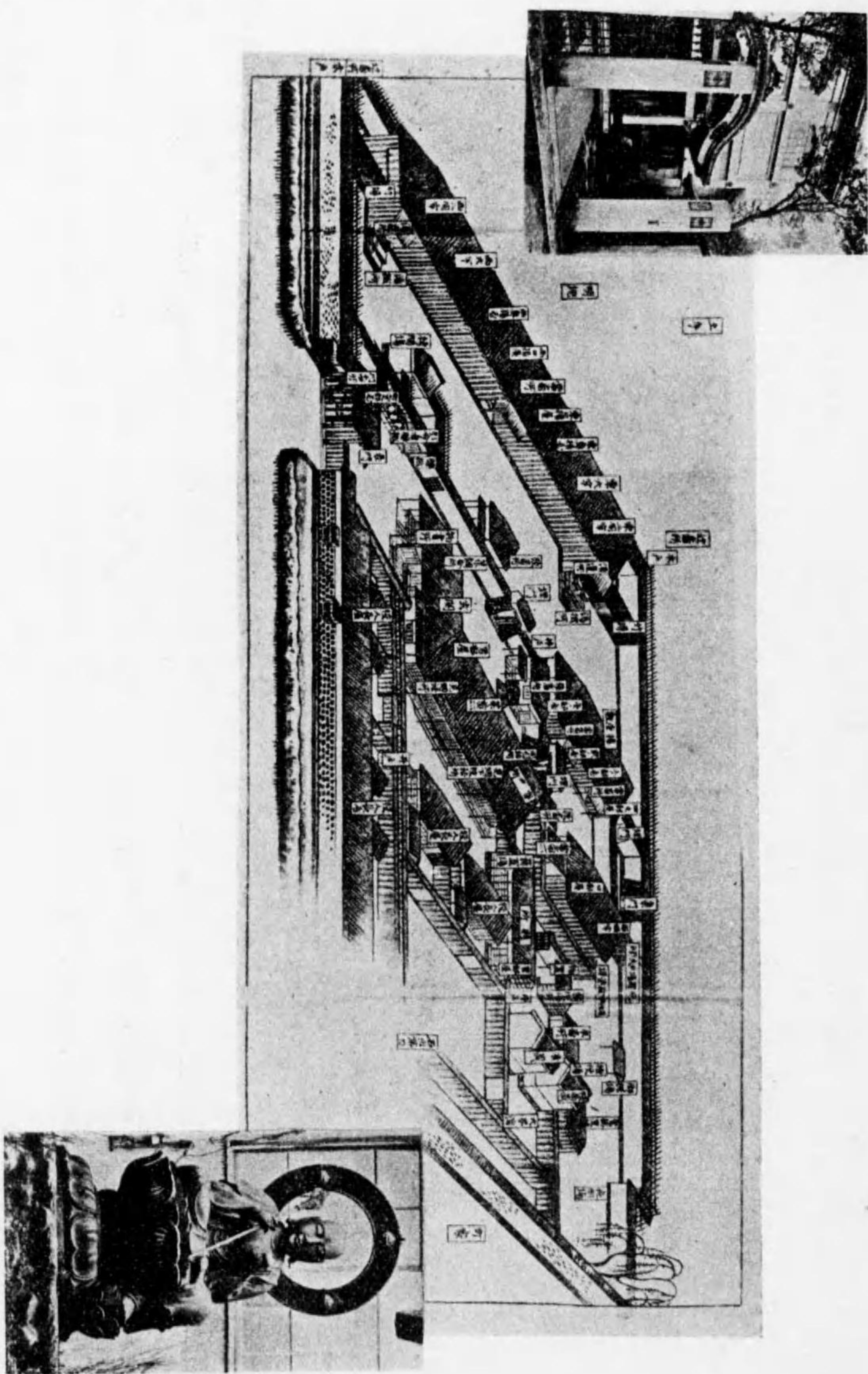
江戸傳馬町獄は松陰が再度在囚の場所であり、且つその絶命の所である、大正十一年關東大震災以前迄の光景は大體明治三十三年發行の風俗畫報臨時増刊新撰東京名所圖會によりて知る事ができる、

幕府時代の牢屋敷は當時(明治三十三年頃)の小傳馬上町二十一番地で、今は小傳馬一丁目三番地附近になつて居る、その總地城は二千六百八十八坪七合六夕、内四百八十坪は典獄石出帶刀の住宅であつた、その外形は大體次の見取圖寫の通りである、

この見取圖は何年頃出來たものか分らないが、獄舎の名稱等松陰の野山雜著江戸獄記に記するところと相符合して居るから、松陰の時代を餘り隔たつて居ないものらしく、當時を想像するに足るものがある、

明治以後は始め鎮將府の所轄となり、後東京府の管理に歸したものである、八年五月に至るの間は原形を存して居つたが、同年五月二十七日遂に廢止し毀撤した、その後東京府はこれを小遊園と名づけて一般に開放したが、人皆不淨地として入る者なく荒涼を極めて居つた、間もなく大倉喜八郎・安田善次郎の二人が拂下けを受け、僧山科俊海等と諮り寺院を建設して死者を追弔すること、した、これが今の新高野山大安樂寺の前身である、

同寺建設當時の記録によれば、寺は牢屋敷の南の方に在りて東に面し、土藏造りにして右に僧房の玄關あり、地域は四百坪を有して居つた、明治十五年十月二日、東京府廳の許可を得て造營し、同十六年六月二十八日高野山より弘法



大師の像を遷座した、

境内に小塚があつて觀世音と刻んだ石碑が建つて居り、その傍に老柳あり、これが舊囚獄の斷頭場の跡であつたと、然るに關東大震災後は附近一切を焼燼して痕跡を止めない事となつた、只今の大安樂寺(寫上)の位置は略もとのまゝにして、その境内に今尙丈餘の青銅製地藏尊(寫下)が安置されてある、この像はもと斷頭場の跡にあつたもので、震災時にも無事に残つたものであるといふ、その記銘を見るに

爲囚死群靈離苦得脫

明治十八年九月

正四位 山岡鐵太郎印

とあるから、正しく斷頭場の爲にこの寺の建設後間もなく出來たものである事がわかる、且つその位置も略昔時の場所に近いものでらう、

補遺

解題并凡例

一、本篇は、第一回配本以後發見せる資料で各卷所定の位置に洩れたものを收めたものである。但しその中には自筆本が見つからない爲に、寫本により或は活版本から孫引きしたのものもある。これ等はいかにも殘念であるけれども、時日の關係で力及ばなかつたものである。尙ほ今後もかうしたものが發見せらるゝであらうけれども、それはまた他日何とか方法を講ずるであらう、

一、配列の順序は、第一卷より第九卷に至る各卷収録の順序に従ひ、同分類中に於ては年代順によつた、

(委員 廣瀬豊)

補遺目次

第四卷意見書類

此度私儀
上書

安政六年六・七月頃……………七五
六年六・七月頃……………七九

同卷詩文拾遺

示同志詩序並象山評
與妻木士保
與妻木壽之進
贈清狂上人
讀餘錄一則
論夢
與妻木士保

嘉永六年八月中旬……………七三
六年十一月廿三日……………七三
安政四年八月十三日……………七四
五年五月以前……………七五
五年十月(カ)……………七五
六年四月廿五日頃……………七六
六年五月……………七六

同卷詩文評

擊鼓論
擬對策
理科或問序
送井上小太郎序
相州講堂記
呈大原卿書
奉送三十一回先生東行序
贅言
送松岡欲訥序

弘化嘉永頃……………七八
嘉永六年十一月十六日……………七九
安政三年十二月某日……………七六
安政四年二月十五日……………七七
四年……………七八
五年十二月廿二日……………七九
六年五月某日……………八〇
年代不明……………八二
年代不明……………八三

第五卷書簡

八六五×小田村伊之助より宮部鼎藏に贈る
八六六×來原良藏より某に贈る

嘉永四年秋……………八五
四年冬……………八六

八六七×來原良藏より某に贈る	嘉永五年正月十五日	七四七
八六八 來原良藏に與ふ	正月廿日以前	七四八
八六九×水戸某友より	正月頃	七四九
八七〇×土屋蕭海より來原良藏に贈る	嘉永五年九月四日	七四九
八七一×來原良藏より土屋蕭海に贈る	五年冬	七五〇
八七二×森田節齋より谷三山に贈る	嘉永六年三月廿一日	七五一
八七三×森田節齋より森鐵之助に贈る	四月廿一日以前	七五三
八七四×森田節齋より谷三山に贈る	五月一日	七五三
八七五×谷三山より松田縫殿に贈る	六月十五日	七五三
八七六×谷三山より松田縫殿に贈る	七月十六日	七五四
八七七×小田村伊之助より	十一月某日	七五四
八七八×小田村伊之助より	十一月頃	七五五
八七九 宮部鼎藏に與ふ	安政元年二月晦日	七五六
八八〇×土屋蕭海より	七月十六日	七五六
八八一×谷三山より森田節齋に贈る	七月某日	七五七

八八二×佐久間象山より某に贈る	安政元年九月以後	七五九
八八三×杉梅太郎より來原良藏に贈る	十月三日	七六五
八八四×森田節齋より森田葆庵に贈る	十二月五日	七六六
八八五×森田節齋より藤井雨香に贈る	安政元年	七六七
八八六 妻木士保に與ふ	安政二年三月廿七日	七六八
八八七×桂小五郎より	五月廿八日	七六九
八八八 月性に與ふ	六月廿六日	七七〇
八八九×中村道太郎より月性に贈る	七月十日	七七一
八九〇 來原良藏に與ふ	七月廿二日	七七二
八九一×桂小五郎より	七月某日	七七四
八九二 來原良藏に與ふ	九月某日	七七五
八九三×默霖より月性に贈る	安政三年五月廿二日	七七五
八九四 來原良藏に與ふ	七月三日	七七七
八九五 來原良藏に與ふ	八月廿九日	七七七
八九六×土屋蕭海より桂小五郎に贈る	十一月十九日	七七八

八九七×小田村伊之助より……………七九
 八九八 秋良敦之助に贈る……………八一
 八九九×口羽通琦より久坂玄瑞に贈る……………八二

第六卷書簡

九〇〇 清水圖書^{新三}に贈る……………八三
 九〇一×久坂玄瑞より富永有隣に贈る……………八五
 九〇二 梁川星巖に贈る……………八六
 九〇三 梁川星巖に贈る……………八七
 九〇四 清水圖書に贈る……………八七
 九〇五 來原良藏に與ふ……………八九
 九〇六 來原良藏に與ふ……………八九
 九〇七 來原良藏に與ふ……………九〇
 九〇八 來原良藏に與ふ……………九〇
 九〇九×來原良藏より桂小五郎に與ふ……………九一

九一〇 來原良藏に與ふ……………九三
 九一一 來原良藏に與ふ……………九三
 九一二 來原良藏に與ふ……………九三
 九一三 來原良藏に與ふ……………九四
 九一四 作間^{高寺}忠三郎に與ふ……………九四
 九一五×久坂玄瑞より桂小五郎に贈る……………九五
 九一六 佐世八十郎に與ふ……………九六
 九一七×入江杉藏より來島又兵衛に贈る……………九七
 九一八×佐世八十郎より岡部富太郎に贈る……………九八
 九一九×久坂玄瑞より岡耕次郎に贈る……………九八
 九二〇×中村道太郎より來原良藏に贈る……………九九
 九二一×福原與三兵衛より井上^{與四}内藤^{萬里}に贈る……………九九
 九二二×久坂玄瑞より中谷正亮に贈る……………九九
 九二三×久坂玄瑞より福川犀之助に贈る……………九九
 九二四×久坂玄瑞より高杉晋作に贈る……………九九

九二五	×久坂玄瑞より某に與ふ	安政六年五月廿五日	八〇四
九二六	作間 ^{島寺} 忠三郎に與ふ	某月(五月)八日	八〇五
九二七	×桂小五郎より某に贈る	十月十九日	八〇六
九二八	×佐世八十郎より來原良藏に贈る	十一月一日	八〇七
九二九	×生田良佐より淨念に贈る	十一月某日	八〇八
九三〇	×作間 ^{島寺} 忠三郎より赤根武人に贈る	十二月十三日	八〇九
九三一	×桂小五郎より來島又兵衛に贈る	萬延元年正月十二日	八一〇
九三二	×桂小五郎より佐世 ^{八十} ・岡部 ^{嘉太} に贈る	元年正月十七日	八一
九三三	×時山直八より杉山松介に贈る	文久元年四月廿九日	八一三
九三四	×杉山松介より山縣小輔に贈る	二年十一月十一日	八一三
九三五	×杉百合之助より吉田久滿に贈る	慶應元年四月十八日	八一三
九三六	×小田村壽より吉田久滿に贈る	二年十月廿六日	八一三
九三七	×東條頼介より野村靖に贈る	明治十五年十一月十六日	八一四
九三八	×徳大寺實則より三條實美に贈る	十五年十二月卅日	八一四
九三九	×杉民治より吉田庫三に與ふ	明治卅四年七月六日	八一五

第七卷稽古事控

操練當日之次第
條々

九四〇	×濱野章吉より半井榮に贈る	大正二年頃	八一九
九四一	×福永亨吉より中山伸一に贈る	昭和四年八月八日	八二〇

第九卷書入類

孫吳副證書入

嘉永五年十二月	八二四
---------	-----

同卷雜纂

默霖所贈鏡

安政五年十二月廿五日	八二六
------------	-----

同卷家系參考書

第一號附錄

補遺

.....	八二六
-------	-----

同卷兵學傳授文書

附錄

.....八三九

同卷關係詩文

書吉田義卿遺墨後 土屋鳳州

.....八三〇

跋吉田松陰詩幅 南摩綱紀

.....八三〇

同卷松陰先生東行送別詩歌集

附錄、次下東行前寄藍田詩韻上以哭 中谷正亮

.....八三三

補遺

第四卷意見書類

此度私儀 安政六年六月頃

此度私儀 公邊御吟味之筋身におゐて心當之儀(不明)

一私儀過ル(安政元年) 九月十八日於北町御奉行所一父百合之助の御引渡相成於在所一蟄居被_レ仰付_二候段被_レ仰渡_一無_レ間御國被_レ差返_二百合之助願_二依_レて野山屋敷の借窄相願在窄仕居候此節ハ墨夷使節彼理申立之趣 公邊ニ御聞濟相成都合御靜謐之時節殊ニ在窄之身分ニて御座候得_レハ國事論議可_レ仕筋ニも無_レ之候付専ら讀書仕居候然処卯ノ年墨夷測量願出之筋ニ付事ニ依_レルハ墨夷の使節ニも可_レ被_レ差立_一由諸家にも御達之趣傳承仕委細之儀者不_レ存候得共先雄略之一端と奉_レ喜拵一折柄讀掛り之歴史中ニて宋元明三代奉使之事實抄置、專對之用ニも相立候様天地色々奉使之心得等取調仕掛候所右使節被_レ差立_一候儀も其後沙汰無_レ之大ニ力を失ひ取調候儀も果し不_レ申其後十二月十五日私病氣ニ依_レる百合之助宅に連返保養仕候様との儀ニて歸宅仕候得とも他人相對外出等素々不_レ仕矢張讀書を事と仕居候然處(安政四年)十一月頃と覚當春蘭人申立候ハ日本之詞令外國の對し倨傲ニして外國人殊之外不_レ懣を挾_レ候付以來餘程引下候様との趣初る傳聞仕私儀甚以忿懣仕相考候ハ近來墨夷其外魯曠ともニ各尊大之称号相用皇帝陛下ナト、自称致し御書翰

等にも遂に右様至尊之字面相見候所此御方ニハ乍レ恐上^(マ) 朝廷被^レ爲^レ在候事ニ付至尊之字面素々御用之不^レ可^レ被^レ爲^レ在候ハ勿論之儀ニ付敵体之御文牒中ニ自ら彼ニ六七分之尊を認め候様成行兼る御國躰に對し恐入外國之書翰式考窮仕外蕃通略と申書認置候處忽右等之儀傳聞ニ付るハ萬一此^カ 本朝之詞令御引下ケニ是相成候る者國躰^(最) 地ニ墜候事ニ奉^レ存候内又々前年下田表渡來之墨夷ハルリス登營拜禮相續キ堀田備中守様御宅罷出申立之次第尙又審書調所ニおるて應接之趣連々傳聞仕彌以不堪^ニ奮懣^一 現在ハルリス申立之次第 皇國之大害と相成^(マ) 者必然にて其上現然虛妄之儀も有^レ之候所是を辨析之人才乍レ恐幕府ニ無^レ之ハ何故ニ候哉と一向不審之餘り色々論策等仕、詰り之所幕府ニ果してハルリス之申分ニ御從ヒ被^レ成候得ハ諸藩ハ各自國を使令^(カ) して獨立致候外無^レ之ニ一藩獨立不出來^ニ候ハ、國^(不明)□□^(不明)の時事を諫めて死し候歟西山ニ餓死仕候か又志士仁人一味して義黨を結ひ一郷一村ニも致^ニ保全^ニ候歟是非一死を以一身を潔ふし候外致方無^レ之と頻ニ苦心仕候内明年三月廿日 天朝勅諭之趣傳聞御奮發興起実ニ手ノ舞足踏を忘^レ候躰奉^ニ感服^一萬一此 勅諭相貫不^レ申るハ普天率土之人民死して尙餘罪有^レ之事と存詰居候所幕府 勅諭之趣ニ付諸藩御策問被^ニ仰出^一 御上ニも被^ニ仰立^ニ之趣も 勅諭御尊奉らるハ御國內人心一和仕間布段於^ニ江戸^一被^ニ仰立^ニ候由傳承仕神州之中興此時と存日夜心肝を碎^キ候内六月 御歸城之上 御直書附を以 天朝ハ忠節幕府ハ信義等今日を異変之始と心得候様等委細御示有^レ之不^レ圖身分を忘^レ躰等之言など申出政府之面々ハ手強迫込候所詮太平之弊風未タ脱^セス計^(はかり)苦敷事も有^レ之哉と忠節信義異変云々之御示も空文同様ニ成り尤此段本藩のミからに天下諸藩孰も一般之儀と相考難事を以強て大事之機會一朝ニ取失ひ甚残念奉^レ存候事苦心止難

左候へハ迎政府を責候るも現在不^レ被^レ行候得と無益之事然とも是切ニノ打止候時ハ最前一死を以自分誓候存念ニ負キ 朝廷并御上ハ奉^レ對不^ニ相濟^一儀と相考事之成敗ハ打置只々國事ニ一命を抛ちさへ致候得ハ不^レ負^ニ素志^一と覚悟仕候内大原源三位卿慷慨氣節之御方之由傳聞仕候る時勢論其外相認差送り下向被^ニ相願^一候る 勅諭相貫キ候儀申談度存候所是も傳聞相違候哉確報を得不^レ申大ニ志を挫^キ候所いつき自分上京仕 天朝之大議相伺候る者天朝之御論も乍レ恐未タ全備を盡し候と申ハ無^レ之萬事不^レ被^レ行候所蟄居之身分上京之手段無^レ之又上京仕候るも天朝ハ罷出候儀尙以不^ニ思寄^一事ニ付天下之大不韙を犯ス外致方無^レ之と存詰之節間部侯御上京^(不明)□^(不明)色々 勅諭之趣御拒^ミ被^レ成由傳聞仕眞偽ハ不^レ審候得共彌以相違無^レ之事にて此疾を討果し候^ル又ハ道路ニ要し候旨趣申述候^ルいつき大事を行ひ然る後 叡慮奉^レ伺天下之大義を決候外無^レ之と存門人等相語らひ連判等取附候所或ハ事遂申間敷とて相止メ候るも有^レ之候得とも別ニ良策有^レ之候哉と相尋候^(ハ)一言も無^レ之ニ付左候得と拙者座ながら神州之滅亡を見候事出來不^レ申、事敗まて死ニ就候共生徒ニ勝り候と申一向聞入不^レ仕夫々色々差^(カ)連^レ之儀有^レ之遷延之内政府ハ御聞直^(タ)之趣有^レ之又々野山屋敷へ入卒之事ニ相成候右寅年已來之苦心謀爲之次第荒増右之通ニ一命を抛ち候事ハハルリス登城之事ハ已ニ覺語相窮居候事ニ付今更ケ様御吟味ニ相成候上ニ一命を惜^ミ事實包隱候様之儀ハ天地ニ誓ひ不^レ仕候尤私儀一命を抛ち一身之名を偷^ミ候様之儀本意ニハ無^レ之後來之皇國之大策當今之急務等を申出度奉^レ存候尤右之次第政府ハ關係之筋絶る無^レ之事ニ候得と一向 御上御煩ひニ相成候儀ハ有^レ之間布同人中事ニ預り候るも彼是有^レ之候得共私儀謀主之事ニ候得と一命を抛ちて左迄他人ハ波及之儀も有^レ之間敷奉^レ存候

一ハルリス申者 皇國之大害と相成候趣且虚妄之確證又弁析之次第狂吏之言・對策・應接弁駁ノ三篇ニ委細相認置候
□丈ハ相成候付略レ之、趣次第三篇公邊ノ差出度候

一天朝勅諭之趣鎖國之御趣意之様、然処鎖國ハ皇國之法ニ無之神功皇后景行天皇等之御雄略ニ原ツカセラレ候ハる者不ニ相濟ニ趣 天朝ハ懇奏仕度候

一幕府鎖國之禁御破リ之様相見候得共外夷ノ勝手ニ來リ候儀被ニ差免ニ候迄ニ癸丑甲寅已來未タ一船も海外ニ御出無レ之候得ニ鎖國同様ニ國害を引出候事不ニ容易ニ候

一通信通商ハ天地之常道ニ候得共吾國ノ海外ノ人を出シ萬國之形勢得も吞込候上ニ相調不レ申此方不調之所を以妄リニ相開候事不レ宜候

一大原源三位卿ハ始終書面之確答無レ之候ヘハ人物失望之趣申立候積ニ御坐候

一大原往來仕候組之事傳之輔其外孰も御用ニテ在京中之事ニ付可レ成丈ケ名前出候事本意ニ無レ之萬一不レ得レ已時者(野村)和作ハ亡命上京之事ニ付此もの一人引合ニ出候積ニ御坐候

一連判一条悉ク門人共之事ニ候ヘハ罪一人ニ止リ候様申立候孰私儀ハ死を不レ免身分ニ付揚句ニ死候共連判之人名出(也)さレ覺語ニ御坐候尤彌其方一人之謀爲之事ニ門人の孰も差圖を受候のミニテ其趣明白承知之もの差出候様との事

ニ候て一兩人之名前出し候

(安政六年六月、松陰が江戸に着き、幕吏の訊問を受けることとなるや、幕府は松陰の答辯内容に就て杞憂を抱き、藩邸に在る間に一應取調べた、この書は松陰が幕吏に答辯すべき事項の概要を手記して提出したものである、眞蹟の所在は不明であるが、この寫本は信賴するに足るものと認めて採用することとした)

(寫本萩市松陰神社藏 校合濟)

上書 安政六年六・七月頃

私儀意見之件度を重祿幽囚中より申上候事甚以奉ニ恐入ニ候得共愚衷難ニ默止ニ又候書付差出候間御慈察奉ニ願上候
一狂夫之言對策等ハ素々御書附類拜見不レ仕已前相認候ものニ付御書付類を以確証と仕申解候儀ハ絶る無レ之事ニ此段ハ先達る差出候書付も全く其通りニ御座候尤御書附類を確証と仕候段申出仕候ハ別ニ主意有レ之事ニ御座候然処追々厚く被ニ仰聞ニ候趣ニ熟思仕候ニ御書付を申立候儀ハ実ニ不レ宜事と初る合點仕候乍レ併大原策及連判一条ハ実ニ天下之大不韙を犯し候事ニ容易存建候事ニも無レ之 勅諭不レ貫 御主意不レ徹を忿懣仕候餘リニ出候事ニ此此時ハ天下之列藩一人も無ニ其人ト存詰候る之事此条申立候節ハ天下列藩觀望之罪ハ飽まで唾罵不レ仕るハ不ニ相濟ニ事ニ其節乍レ恐国事ニ及候ハ、御主意之大略申立候上 御主意如レ此候得共政府不レ能ニ奉承ニ段ハ不ニ申立ニハ千萬世ニ掛ケ 君德を耀候臣子之恩ニ無レ之候是ニ付大道否塞不レ仕様詞令ニ斟酌を加ヘ候段ハ勿論深く相弁居候事ニ付決る禍を国家ニ及ぼし候様之儀ハ不レ仕候間此段ハ御任せ奉レ祈候是迄申上候儀ハ行誥之覺悟御定め被レ爲レ成候様との愚衷ニ御座候得共現場ハ決る茲ニ至リ不レ申段ハ深く洞察仕候事ニ御座候
一私儀是迄数度御厄害ニ罷成身柄マて被ニ仰聞ニ之段実ニ奉ニ恐入ニ候乍レ去強チニ御手数かくとのミ心得候ハ覺悟を語め候所以ニ無ニ御座ニ候依レ之私覺悟ニテハ是迄御厄害を引出し候御償ニハ此度こそ大義を天下ニ明らかまして長門も兼る明倫之教を掲げらま候所詮有レ之、如ニ彼之臣子ニ有レ之と世も致ニ傳稱ニ御明光之一端をも補候覺悟ニ御座候

尤大義を明よして而も國害を貽不申様之心得以心傳心之妙素々味者も語り難く郭子儀之魚朝恩を制し段秀實の郭
曦を諭し候前蹤を引候事ハ嗚呼ケ間敷候得共私ハ私丈ケニ苦心仕候段言外御高察奉祈候私出足之節詩を賦置候ハ
眞誠不_レ動來_ニ奸吏_ハ、冤枉爭得怨得_ニ碧天_ハ、此意深く自銘仕居候事

一 目今之時勢默契仕候一事有_レ之竊_ニ申上度奉_レ存候幕府素々未_レ尊攘之方を不_レ得候得共墨吏之橫_ニ行市中_ハ、人心不服
之様ニ候得ハ府議も勢不_レ能_ニ言_ニ狐疑_ハ、加_レ之京師一条強る正義を致_ニ興倒_ニ候_ニ候_ニも難_レ參幕吏隨分理非之分拆ハ明
白ニ候得ハ欺_レ天負_レ心之事も出來不_レ申候旁目今ハ諸藩ニおるてハ誠ニ御大事之時ニる機宜御洞察無_レ之_ハ不_ニ相
濟_ニ儀と奉_レ存候諸藩_ハ只今荒かい候様ニるハ素々大凶ニ御座候得共餘り沈_ミ込居候_ハ有_レ悔と奉_レ存候因_レ之_ハ不_レ言
不_レ語之間冥々ニ御國中且御兩邸等之文武引立候様之御駈引無_レ之_ハ不_ニ相濟_ニ奉_レ存候是等突然申上候ハ誓言之罪
難_レ免候得共私儀此度幕廷罷出候得ハ天下之大議妄言仕候覚悟ニ御座候故自らは是等越俎之恐も不_レ得_ニ默止_ニ候間愚衷
御洞察奉_レ祈候

一 傳之輔・杉藏兩人之事追々内々嘆願仕候儀も有_レ之候得共是以熟考仕候得ハ非分之儀と奉_ニ恐入_ニ候併私儀幕廷對鞠之
上罪果して一人ニ止り候ハ、夫_ハ對せられ彼輩も追々御赦免被_ニ仰付_ニ候ハ、私以_レ身當_レ罪候所詮も相立別る感銘仕
候儀ニ御坐候彼輩御赦免ハ極めて小事ニ御座候得共尊攘一條ニ付_ルハ餘程人氣ニ致_ニ關係_ニ候儀ニ付_レ別段御惡し
ミ御聞込等有_レ之候共枉る御赦免被_ニ成下_ニ候ハ、亦國家養_ニ人心_ニ之一助と奉_レ存候私儀切_ニ憂念_ニ仕候ハ去年夏秋と今
年と天下之模様も大变革有_レ之候處隨_ル御國政も餘程隆替之勢相顯れ無智之下輩とも皆政府之淺深を謀り候様成行

實ニ奉_ニ恐入_ニ候儀繫詞言行君子之樞機之一条御三復被_レ爲_レ成千里之段違御慎_ニ被_レ成度奉_ニ願上_ニ候就_ルハ杉藏輩之
一条及び御書面中御手数数々又練兵之御命令等自ら人心ニ致_ニ關係_ニ候儀摠_ル囚臣血涙ニ堪不_レ申候言頗忌諱_ニ觸_レ
明白陳述難_レ仕候

一 私儀全体之覚悟ハ幕庭まで大義を明弁仕候ニハ先本藩之國是相定り不_レ申_ルハ不_ニ相濟_ニ公儀_ハ被_ニ仰立_ニ等之次第
臣子以_レ死守_レ之_ニ無_レ之_ハ國是と難_レ申_ニ一管_ニ御手数少くとのミ申事ニ候ハ、病氣之唱_ニて餓死_ニ仕候_ハ最上_ニて一
息苟存候間ハ一毫も國家之爲_ニ大義_を不_レ枉と覚悟仕候處不_レ圖も事政府ニ達し再度申立之道相開ケ平心相考候處政
府蓋し囚臣之狂暴國家之禍をも願申間敷との御疑慮と相考候付腹臟之真情悉く申上候間何卒御手数を不_レ憚大義天
下ニ立候様被_ニ仰聞_ニ度奉_レ祈候

右急ニ相認文言等も修飾不_レ仕不敬之段奉_ニ恐入_ニ候事

七月

吉田寅次郎

（兼讀は松藏ではないが、内容より見て松藏の文を寫したものに相違ない、松藏は、東送されて江戸櫻田藩邸
に居る間に、一應諸史の取調を受けた事が公文書によつて知る事ができる、又その七月中旬傳馬町獄に入り
てより後の高杉晋作宛の書簡によりて、在邸中度々建白したことが分る、本書は即ちその一つであらう）

（寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟庵）

第四卷詩文拾遺

示同志詩序跋並象山評 嘉永六年八月中旬

嘉永辛亥、余在江戶藩邸、與同志友謀東遊、既得官許、將以十二月望發、有故官命緩其行、而余有友義不可已者、逋亡相從、以明年四月歸邸、尋就國屏居待罪、十二月八日、官裁下、削籍奪祿、蓋官諒余無惡意、特以寬典議之也、無堪感奮賦此、

示同志 (第七卷二六六頁の詩と同一、略す)

右文詩各一篇、文屏居待罪時作、預定之策也、而詩則削籍奪祿後所賦、已決之策也、其言互有詳畧、然婦宿則同矣、僕生平未視文藝、謂無益于身家者、未嘗注意焉、及先生、々々亦數有此言、是以數々請見、而遂無一言及于此、今携此稿請教、如與曩日異者、而非敢然也、僕之請教、非文藝也、蓋區々之身、雖無足言者、出處進退、一身之大節、不得不質之先生耳、唯先生諒僕意、以垂高教、至願、々々、

吉田寅次郎矩方再拜

士不貴無過、能改過爲貴、能改過固爲貴、能償過尤爲貴、國家多事之際、能爲難爲之事、能立難立之功、償過之大者也、子其勉旃、

癸丑仲秋中浣

平啓

(以下は松陰が贈つて評を乞うたものではなく、後年所蔵者の需により所蔵を加へたものであらう)

才識議論、有燕趙烈士之風、讀者誰不激昂、僕把玩、但恨過銳耳、請沈心求之、

毛儉圃

踏至儉、侵至難、爲人之所難爲者、以立天下之大功、固是非々常奇傑之士、則不居也、雖然自君子觀之、恐是一隅之事、非大中至正之道也、卷後題此言、人以爲迂言、呵々、

熊本 横存識 (横井小補)

(京都帝大尊攘堂藏 校合濟藏)

與妻木士保 嘉永六年十一月廿三日

前田公曾有過、爲織田右府所黜斥、公深自奮勵、桶狹之役、潛匿從軍、力闘殲敵而歸、右府大悅、免其前罪、時公年二十一矣、佐々君淳二藏公肖像、朝夕愛玩、手不暫釋、及吾將去、断然割愛、吾展觀之、公在馬上、鞍傍繩約四級、肩上槍貫一級、身與馬皆被重創、鮮血淋漓、君笑指曰、是非前田公婦自桶狹者乎、噫君之断然割愛、口雖不言、吾有深察其意也、吾向以狂疎獲罪、今也國家多事、如桶狹之事、不復待他求、而吾齒長於公已三歲矣、豈可不自知恥哉、今領君厚意、不知所答、徒俛首而已、然裏尸之日、誓不愧公像也、誓不負君意也、因作詩言公事、以贈君曰、

知恥士所重、償過豈憚艱、累々四五級、容易難得還、滿身十餘創、鮮血濃未乾、友生無言教、寅也銘諸肝、
(以上第四卷詩文拾遺所載のもの
に同意なれども字句多少異なる)

右癸丑之冬、遊肥後時、答佐々淳二郎者也、二郎之意、蓋有在焉、故吾之所答如是、因憶、今年之春、吾將東遊、木子方作贈言、亦以前田公為證、其意蓋與淳二暗合矣、今吾再東行期甚迫、不遑別為之答、因舉下答淳二者、以贈子方、抑子方與淳二未相識、而其意相合如是、則他日二子之所為、亦必有大同者、吾已答子方、又不得不思淳二也、

癸丑十一月念三夜

吉田寅二郎誌

(東京市妻木栗造氏藏 校合濟園)

與妻木壽之進

安政四年八月十三日

此文每朝向神前三遍讀むるし、武運長久国家安全不可過之者也、
身體髮膚、受之父母、不敢毀傷、孝之始也、立身行道、揚名於後世、以顯父母、孝之終也、

安政四年八月十三日

吉田矩方謹書

(東京市妻木栗造氏藏 校合濟園)

贈清狂上人

安政五年五月以前

清狂名月性、其句云、不許月空獨擅名、齋藤拙堂亦贈句云、月性前身是月空、月空事見三詩本註、余聞、承久之役、清水寺僧鏡月坊、從官軍捕賊、殉節事亦相似、因贈此詩、

月性四十清且狂、鏡鞭三百凜冰霜、攘夷殉國日精魄、彼有月空吾月坊、

二十一回寅拜

矩方具

(東京市上山滿之進氏藏 校合濟園)

讀餘錄一則

安政五年十月(カ)

彦根大老智洛也、罪尾水越橋、請地於韓康子也、四公不辭罪、猶韓與萬家之邑也、已而逼土佐宇和嶋、使請隱居、又求地於魏桓子也、或傳、土佐欲不請隱居、果然、趙襄子之不與蔡臯狼之地也、當今天下之勢、正方如此、一日萬機殆乎、岌々乎、未詳張孟談在三何藩也、晋四大夫莫如趙氏強、吾願我藩為趙氏也、與童子讀綱鑑、縱言及之、寅識、

(須佐町松野喬氏藏 校合濟園)

論夢 安政六年四月廿五日頃

夢本無定然、梁武乙卯之夢、以釀其福敗(福カ)、陶侃升天之夢、以資其諫抑、則志之敬意、夢有禍福、宋沈煥云、書觀諸妻子、夜卜諸夢寐、兩者無愧、始可以言學、此有見於孔子周公夢、而言真使人泚然汗額矣、余入獄來、竊以死國自期、夢亦與之隨、心頗以為無愧、四月念五午睡忽夢、徙獄就安、便嬉々而樂、寤而不悅、吾豈以獄為苦、以徙為樂、以儻倖為悅者哉、何有此夢也、以夢為戒、陶士行吾師也、故具書之、(以上松陰の文人江筆)

(松陰)先生四月念五之夢、果不徒、僅經一月、正以此日檻輿東去、此夢亦奇矣、未知慕吏明白糺、按先生誠赤遂動幕議、而獲安便地否、唯其平生存心敬慎如是、余誠泚然汗額矣、世自有才有識、然余獨於先生、真降心師事也、(人江杉藏)

余以今春寅揚屋、々々比野山尙安便、且孤坐讀書甚適意、當協余素志也、然余於今春和作脫走日、忽翻舊志、專以慰母心為念、故在此適意中、常不能自安、時夢放囚歸家嬉々徘徊、而未見萱堂喜顏、又不知所以慰其心之方、以之觀之、余希放囚亦為自嬉々徘徊、其思萱堂憂戚不可謂厚矣、如是則假得歸家事母、必不能至、是所以放囚命之不速下乎、怠心々々、可愧々々、(人江杉藏)

(東京市入江貫一氏藏 校合濟園)

與妻木士保 安政六年五月

幽囚六歲對燈青、此際復為閑左行、枋得縱停旬日食、屈平寧事獨身清、邦家榮辱山如重、軀殼存亡塵樣輕、萬卷於今無寸用、裁贏大義見分明、

吾之將東、旧友木士保、致書告誡甚力、因錄此詩以答之、

二十一回猛士拜

(前詩は第七卷東行前日記のものと同じ)

(東京市妻木栗造氏藏 校合濟園)

第四卷詩文評

擊鼓論

弘化嘉永頃

(行間細字は松陰)

杉梅太郎

擊鼓之法、曰序、曰破、曰急、序鼓則步、破鼓則趨、急鼓則驚走、兵家之所傳、是古之制也、以予觀之、是似非古者戰爭之場所用、恐後人席上之所定也、何則、兩軍相迫、勢節險短、震、聞聲相驚、砲礮相怒號、一擊荷中、全軍大奮、一刺或不中、大衆失色、前有白刃之難、後有峻法之可畏、臨是際、豈遑於聽鼓聲之緩急、而制步履之舒疾乎、曰、然則予一以欲廢擊鼓之法乎、曰、否、序鼓者、吾施之於行軍、以取於堂々正々、使不相混亂、至兩軍相迫、則金鼓合擊、以取於興起軍勢而已、若夫破急二鼓、非戰陣之甚所便也、曰、吾子無有、證之可據、而直以己之臆、斷亂之制、無乃不可乎、曰、不然也、所謂三鼓者、於古軍記、未嘗見也、其所載之書者、悉升平以來、談兵家所著也、是所以予不能不容疑於其間也、且嘗考之於今、槍法、家小幡氏、嘗爲大試實事、演、合也者、壯士數十人分爲二隊、相距數十步、而整隊焉、爲兩軍相迫相擊刺之勢、亦以序破急之三鼓節步履焉、時適予亦在其隊中焉、不能辨其鼓聲之或爲序、或爲破急、步履一顧傍人之舒疾如何耳、惟是唯操場之事而已、非前有白刃之難、非後有峻法之可畏、非有砲礮之相怒號、一擊荷中、不至全軍大奮、一刺或不中、不至大衆失色、然而猶且不可辨也、如是、由是觀之、兩軍相迫、砲、雷開聲、亂耳之際、豈遑於聽鼓聲之緩急、制步履之舒疾乎、故予曰、唯序鼓者、施之於行軍、急戰之場、則金鼓合擊、取於興起軍勢而已、

(萩市杉相次郎氏藏 校合濟園)

擬對策

嘉永六年十一月十六日

土屋蕭海

(評松陰)

乍恐奉申上候此度、幕庭より浦賀御固メ被仰付候者、誠以御家之面目と奉存候是迄御固メ之義ハ御親兵中(親兵ハ譜代ノ)御強藩御擇ミよて御持來之處邊ニ御家細川之御両家ニ被仰付候ハ、御両家之義ハ常ニ御國政向も宜しく候故新ニ御緊要之場所被仰付候ハ、深く御依頼被遊候事と奉存候左候得ハ、御家之面目と申あらハ尤御一大事之義と奉存候既ニ當六月異船渡來之節ハ、其事勿卒とハ申あらハ萬端不行届のミよて、御國躰ニ對し恐多き事共多く太平之因循ハ往々如スとハ申あらハ重々残念之至リニ奉存候、幕廷ニも御猛省被為レ在候哉、追々御手當も無御油断、且此度之御命令も下り候事故、御家ニおゐても一入斬新之御改正被為レ有候様奉存候是迄御一定之御法よて固り宜くハ奉存候得共、戰爭之義ハ死生存亡之道ニも係り候事故、深く御願念有度義と奉存候今時西洋諸州奪攘を事とし、戰爭之事ハ日々實地ニ掛け頗る兵機よさとして、第一大艦砲礮之精ハ古來未曾有之獨造ニ御座候得ハ、我今日尋常之花技よてハ必勝之理無覺束候元來兵ハ活物ハ御座候得共、あちち古制を墨守し其變動を知らんハ、乃ち趙括を兵を談せると同一流よて善之善ある者トハ被申間敷候故、大艦砲礮之製ハ今日緊要之事ニ候得ハ、成丈ケハ御精力御盡シよて、修造之義肝要と

補遺

七二九

立論如是而

列翁知機知
城尙可拔、況
陣不可陷

孫子論計七
事耳、至論
權、蓋不知
勢、蓋不知
權、蓋不知
勢、蓋不知
權、蓋不知
勢、蓋不知

奉_レ存候然れ共大艦之義ハ結構廣大ニして早速之間ハ出來間敷其中來春早々も渡來致し兵戰も及ひ候ハ、已む事を得る有限の器械にて一戰致し候より外ハ無_レ之候器械十分調達之上事變之出來よも及ひ候ハ、如何にも大丈夫ハ候得共其も望_レ通りハ參不_レ申此上ハ上下一致し和魂十分持つめ必死之覺悟より外ハ無_レ之候戰之義ハあちち器械のミ頼_レ候も上下の心一致せざる時ハ何の用をかあすへき上下の心一致を時ハ少々器械ハ不足と共一戰ハ相成り可_レ申候其適證ハ彼國近世之豪傑と呼はれる佛蘭西那波列翁ニても見るへし那波列翁意太里亞國を攻めし時敵方より銳兵数千を落日橋の下伏し列翁之過るを相圖ニ数百の銃丸雨の如く注きし處列翁事ともせを鞭を揮ひ勇氣を鼓し士卒之最先ニ進_レ遂_レニ其城を抜き候此一事ニても上下一致必死を極めし時ハ器械も中々及ひ難き儀と存候然る時ハ 御家今日緊要之定算ハ先上下を一致せらる_レニ在り上下を一致せらる_レ然るべき人才を擇_ミ各其任ニ當る_レ在り其節目ハ左_ニ申上候

一、將帥_レなる人ハ寛洪_ニして能く人言を用ゆ可き事

將_レするの任ハ三軍の司命とも申て士卒之進退存亡ハ皆是人_ニ依る者なまハ氣量も出群_ニして事情ハ練達致す人_ニ非まハ當り難く候然れ共當今之諸貴族ハ幼より深聞_ニ生長して外向之事ハ見聞の及_レはざる事多きか故_ニ如何なる美質_ニとりとも事情ハ練達致し候わけ_ハ速_ニ相成り間敷何卒御一門中_ニて度量寛大_ニして物_ニ驚かむ執拗我漫_ニ之見無_レ之_ニして能く人言を用ひ候方を御擇_ミ可_レ被

作者固有_レ所
指言_レ惜夫、
當路者泛然讀
去

此一路、千願
万願

此間、當_レ有_レ
擇_レ諸將軍吏_ニ
一条上

肌恐飢カ、

成候言語の通塞ハ其関る所至重_ニして此路さへ通開い_レし候得_レハ奇謀を献し妙算を考へ其緩急を誤らざるハ別_ニ其人可_レ有_レ之候

一、參謀之任ハ非常之才_ニあらさまハ當り難き事

附兵学者儒者蘭学者各一名を以て參謀の取捨ニ備ふべき事

參謀ハ將帥を助け萬事之措置一々其圖ニ當り士卒之心をして能く將帥の指揮を奉せしむるの任_ニま_レ其人文武之大體を知り時務ニ練達し兼る人心の帰向い_レし候者_ニあら_レ當かたく候大藩人才之夥多ある定_テ其人可_レ有_レ之候然れ共陣伍之組立天下之得失外國の事實ニ至りてハ獨力之能く悉す所_ニあら_レ故_ニ兵理ニ精しき一人_ニハ其法を講せしめ學問精博なる一人_ニハ其議論を聞き洋書深き一人_ニハ敵國の情勢を説かしめ此三人をして朝夕我_レ耳目を養ひ候ハ、參謀の職ハ十分無_レ遺憾_ニ義と奉_レ存候然れ共此三人之者も亦得_レや_レからざるの才_ニ候得_レハ其人の貴賤を問_レハ厚く御探索可_レ有_レ之候万一御封内中其人_ニあきときハ廣く天下_ニ御求_メ被_レ成候ハ、芄澤草莽之中必_ニ其募り_ニ應_レる_レハ勿論之義と奉_レ存候

一、戰鬪之士ハ貴賤と_レかく別_レ御撫恤有_レき事

戰鬪之士ハ膽小脆弱_ニして小才_ニある者_ニ宜_レしから_レ候此等の人ハ兎角便利を考へ豫_メ自全之計を_レあし何事も人後_ニ落ち候故編収致し候共却_レる軍氣を肌し候唯其人と_レかり質直_ニして筋骨たくまし

雖威南塘一別
無論也
此事甚難言
也固有下縱
如劉表一嚴
罰罪者上
恕過貴嚴
望策之得者

不特益吾
強更收衆
策之得者

く殺氣有て沈毅なる人を御用ひ可被成候 御城下堀強之士ハ勿論在ニ住居之面々ハ家園等も相
治メ筋力も克く整ひ候事故幸ひの事は候然るは戰闘之士ハ緩急第一之役は候得ハ軍令を不犯之
外ハ平生此士少しの過ハ有レ之とも御咎被成間敷候其外卒伍ニ至るまで貴賤之差等ハ有レ之と雖
も緩急ハ臨ミ忠勤を相勵ミ候ハ同一の義故何卒御恩賞も別御手厚く可被成候古人の言も厚
賞の下ハ人は是死せると有レ之候得ハ此等の死力を得んとあらハ御厚賞は如クハ無御座候
一、海内之浪士を募り御人数へ召加へらるべき事
大藩人士之夥しき固り外人ハ待事なし然れ共兎角大平の習氣除き兼動もそれハ妻子故郷ハ眷戀し
諸事情りかちニ相成候故互角ニ相手無レ之テハ旧習消過致し難く其相手ニハ廣く天下の浪人を募
るニ如クハ無御座候浪人の義ハ大射妻もあく子もあく飄然たる單獨之身まで其胸中常ハ不平を
懷き何卒時節ほしく思ひ候事故重賞を掛けて御募り被成候ハ、此輩大旱之雨を得る心地まで先
を争ひ群を逐て日々ニ御門下ハ伺候致すハ必定乃義ニ奉存候左候得ハ此輩を以て一組となし其
中より才氣拔出せる者を伍長トあし候固メ場所一方被付へく候御親兵ハ累代恩顧之士故新進之
輩ハ劣候ハ此上もあき恥辱之義又輩ハ新募の御恩を感じ十分精力を尽し双方相互ニ不負不劣其
伎倆を顯し緩急の節ハ誰カ其死を顧り見る者有候哉然候時ハ御親兵之氣を引立自然旧習暗却を
し是を不勸して勸メ不罰して罰せとハ申候又新募之兵ハ今迄廩粟ノ費もあく一朝として御役ハ

募浪士、調
農兵、皆得策
也、但當今額
過、祖宗十州
之時、遠矣、以
養、州之入、兵
尙、若、不、給、
況、其、遠、過、者
乎、況、更、募、調
者、乎、是、失、策
也、荷、計、其、
失、得、爲、之、規
畫、豈、無、變、通
之、道、哉、請、更
詳、之、

坂東博徒皆
習擊劍、是
可レ用者、最

相立候ハ不容易之事ニ付古ハ千金を掛け必死之士一人を募り候事も有レ之今此輩を募る一人千
金之重賞ハ及申間敷但其才之高下ニ隨ヒ御俸給御定メ可被成候左候得者一ハ御親兵之為メ一
ハ不留意之御人数一舉して兩得トハ此等之義ニ奉存候
一、土着之農民を以て兵卒とあすべき事
農民を以て兵卒とあは事ハ冗費を省くの一ハして皇朝古の佳制あり西洋諸州之兵士も亦多くハ農
民より撰擇し武藝精熟の時を待て亦本の農トなる由承り及候 皇朝兵農相分れしより農民ハ唯
春田夏畦而已汲々として武藝之事ハ一切是を講せず故ハ今日ハ當り急ニ是を用ひんとすハ却て
扞格して不堪の憂あらん然れ共土着の民ハ至りてハ然らざる者有り土着之民ハ地理風宜ニ熟
る而已ならを永世住熟し處敵人之為ハ侵掠せられ甚しきハ父母妻子あと許多之辱めを受け其恨ミ
骨に徹し常ニ其肉を食わんと思ふ故ハ一心の貫く所往々目覺しき事有レ之候啖咭利の清國を侵
せし時三元里之郷民英夷之乱妨を怒り黨を鳩め義を結び大ニ夷人を破りし由當夏異人渡來之セツ
も栗濱刃上陸いたし人家懸離れし屠者之家ニ入り婦人壹人守り居候を縦ニ輪淫いぬし候處其夫婦
り來り憤怒堪す五六人を相手ハ奮闘し悉く追退け候得共餘憾無遺方ニ其由強訴ハ及ひ是非此辱
報し度様申立候由其眞否ハ不分明候得共無禮無義之畜賊共此等之事ハ固怪ニ足らざる事として
右土兵之用ゆへき被ニ推量候御固メ場所之義ハ御領地同様之事故素勇之者数百を召し墳墓之地ハ

夷狄之辱めらる可らその理申論し緩急の御用被_レ仰付_レ候ハ、何の違背仕るべき然れ共椎魯愚昧之者共_レ候得_レハ平生煦儒の仁惠を施し能く其心をして馴伏せしむるは非されハ能_レセざる事_レマテ徒_レ苦使苛役而已施し候_レハ兼々惡_レ思ふ夷人之外_レニツの恨ミを増益をる理り_レマテ御用之義ハ措置き緩急の節_レ却_レ大紛冗を起し其患甚しき_レ至らん故_レ緩急の命を制せんと欲_レハ平生の御巡撫第一之義_ニ奉_レ存候

右之通大節目相立候ハ、上下一致忠勤を勵_ミ誓_ル君恩_ヲ報_シ奉_ルハ申_迄も無_レ御座_ニ候_レ其外夫々之御役向等_ハ御定之義も有_レ之事故其任を以て御擇_ミ被_レ成_レ丈_ケハ無_レ用_之雜人_ヲ御省_キ可_レ被_レ成_レ候_レ既_ニ當夏異船渡來之節諸家より人夫雇有_レ之候處一人_ニて五家十家を受持者も有_レ之由緩急之砌_ハ給金取聚め奔匿いぬし候_ハ外_ハ無_レ之候縱令此等之者何百人有_レ之候共却_ル足_ヲ手_ヲ纏_外ニハ相成間敷西洋人_ハ能く此由を解し一人も無用之兵を編收_セす百人_ハ千人_ハ千人皆戰鬪之士_ニ由承り及候何分諸事至極簡便_ニて混雜あきか肝要と奉_レ存候_レ右之上_ハ何分器械取急_キ精々御修造被_レ成_レ少しも時_ニ及_レ候様有_レ之度候細川様も御手當御嚴重_ニて萬事無_レ御留滯_ニ之由_ニ御對被_レ成_レ寸分も御油断_ハ相成間敷抑御家之義_ハ突葉無比之御名門_マて殊_ニ相摸國_ハ御遠祖廣元様_ヲ御縁由有_レ之事故此度之義_ハ御遠祖様_ニも定_ル御満足_可被_レ遊_且又御近祖元就様_ノ御威德兩川_ノ御勇略_ハ兒童走卒も仰慕いぬし候事故願_クハ公上御自身御出張被_レ遊_其威德あらまほしく奉_レ存候_レ吉川様も御賢明_之由元春様

不_レ唯省_ニ量
銀_一兼_レ汰_ニ元
兵_一々_々寡_而精
固勝_ニ於_レ衆_而
軟_ニ於_レ衆_而
言得透、

無_レ念_ニ爾祖_一
事修_ニ其德_一

天_カ力_ヲ
王_不福_ニ賢公
子_一哀哉、

之昔日を被_レ思召_ニ一方の御総督被_レ仰付_レ候様奉_レ存候_レ小早川之御家_ハ當時御缺姓_も御座候得共幸ひ渡り口御住居様被_レ在候故何卒此君_ヲ以て小早川之姓氏を賜り隆景様之英風を逐ひ御固_メ場所御出馬被_レ遊候_ハ、御國中_ハ申_ニ不_レ及_レ天下之耳目_ハ計_ハト奉_レ存候_レ果して能く此の如き三軍之士不_レ戰して氣自ら倍し彼の蠢爾たる蠻夷何の掃蕩_ハ難_キ是あらんや臣誠_ニ草芥之微を以て輕しく國家の大政を議を斧鉞之誅固り逃る、所_ヲし然れ共多歲國家之御膏沢_ニ沾_レひ安居暇食打過候間何卒采葑之末議をもと存し胸中之存意無_レ遺_レ申上候伏して願_クハ公上献芹之微衷を憐_ミ匪職之罪をた_、さすん_ハ大幸之義_ニ奉_レ存_上候_レ已上

嘉永癸丑十一月十六日

蕭海此策、作_ニ於_レ癸丑之冬、先_レ是墨虜之去、約_ニ明春重來、是時天下和戰之議、紛然而起、有志之士、所_ニ深擔憂_ニ也、而策中無_レ一言及_ニ于此者、以_ニ藩議一定、無_レ所_ニ復憂_ニ耳、但_レ已_レ主_レ戰、而不_レ論_下兵勢兵權_可破_レ敵制_レ勝者_上、而鼓_レ舞將士之氣、則_レ為_ニ一大闕事_ニ矣、然其詞切而不_レ激、婉而不_レ弛、懇々有_レ情、嫻々有_レ態、使_レ讀者不_レ覺伏聽、則_レ豈易_レ及_レ哉、

乙卯四月廿三夜三鼓閱了

松陰漫批

(右寫本に次の説明が附いて居る、筆者平四郎は、蕭海上り十一歳年少の弟にして、後義子となつたものである)

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟)

此擬對策ハ、嘉永六年癸丑、米國ノ使節「彼爾理」軍艦ヲ率ヒ、相州浦賀ニ來リ、通信貿易ヲ求ム、天下騷

春望、

(東京市榊取三郎氏藏 校合濟園)

相州講堂記

安政四年(細字は松陰)

小田村伊之助

抑彼揚我、文章作法、自不
如、是立言、恐
不、是服、至
癸丑之事、有
獨、不、可、罪
大、人、者、焉、
下、無、織、應、
且、與、上、榑、屬、
嫌、何、如、

講堂其先(廢室也)、初彦根侯鎮此地、移三府邸之士充戍卒、將不治兵士、不講武、飲酒酣歌遊蕩度日、癸丑之警、將士愕眙、殆至為夷狄笑、乃台命俾藩代鎮、公事申傲群臣曰、大府以三重地全付寡人、汝群臣不自振、何以揚先公之武、群臣感奮相率而計報、於是遣大臣一人為軍帥、又選于稠人中擢一員為之榑屬、使往董軍事、擊劍揮槍、彎弓盤馬、大小之砲、奇正之兵、凡講戰者莫不舉、遂翫肆業之舍焉、牙營之東、故有二字、拔極易桷、葺而廣之為講堂、使學士司教、每月六回、監軍率戍士上堂聽講、由是文武並舉、熊罷之士有勇且知方、嗟夫可謂盛矣、丁卯十月關東地大震、第宅悉傾、戍營亦不免、乃有同建議曰、講堂豈可一日廢哉、及土木興、首脩堂、然不雇工於市、不賦役於民、敗瓦折材搬而運者、戍士躬服勞、閱月堂告成、未幾而堂災、因再鳩工、構造較朴而廣敞有加于前矣、堂成、肆業之士戶外屢常滿習戰之響、讀書之聲終日不輟、雖因戍士之自新、非監軍得其人而作興應其機、惡能如此乎、先是戍士桀驁不趨繩墨、軍吏患之、勦暴惡者、而猛威益熾、吏不得問、及君來、循々然、謹守規不斥一人、而驕兵悍卒、束手受約束、部伍整肅、遂致今日之盛、皆曰、自有戍營前後所希

以下文情似
送序、非記文
體、且兼及
民職事、最失
要領、何如、

而君之力可謂大哉、見焉、况君兼民職、勸農耕、恤窮乏、相人、安其政、所至有聲、今歲任滿、驛聞、請歸而不見允、蓋亦出于相人之意云、余為幕僚屢蒙激賞、而更番在近、君悵然如羨余歸者、然而要衝重地、所下以鼓士氣而宣布國威、外君更無人、則不得其請亦宜矣、因誌戍士之所歸於治、以慰久住之懷、且堂之廣敞實創于君、而肆業之盛有倍于舊、則記文亦不得係于君、君名某、号默齋、性行廉潔、學術醇深、其養士治民皆驗之所學、如民政之美、待其成政而來歸、記之未為晚也、

(東京市榊取三郎氏藏 校合濟園)

呈大原卿一書

安政五年十二月廿二日(行間細書は松陰の筆)

入江杉藏

長門小 參殿容詞
臣致謹白、自十月得調于殿下來、欠奉呈一書、多罪、伏聞福履安祥、至欣、向急遽之過、京、卒爾請調、其不敬已甚、懼罪之外、不意蒙恩眷之厚、固感佩而歸未嘗忘也、其後聞愚弟亦辱殿下之遇、僻遠之小臣、雖頑也、寧不思報大德于萬一者哉、遲奉一書、亦待其一傲也然、藩國之事、審寅二之書、頃者之勢、甚可憂懼、而臣等誠可恥也、來春、寡君若果參府、臣意難扈而復過畿內一耳、聞部淹京之事、固不可不有結局也、其責固在列藩、而列藩之動靜、殿下大概所見、固此勢而不可已也、殿下若不棄敝藩、則切願出寅二之策、幸

補遺

早春、奸吏為梗者、皆不在國焉、誠為時也、若失此時機、乃參府發駕、則臣等知無復勤 王之秋矣、殿下
果決策、臣等實得死所也、何愛命之有、寅二投獄、非可憂也、可憂者奸吏耳、奸吏而不_即在、事可為也、伏
待殿下決策、早春、仙吉將再上、委悉附口述、

十二月廿二日

草莽入江致再拜

(恐懼)

源三位大原卿殿下執事

伏待

嚴政

江戶京此事皆不遺御安心奉祈候飯田・周布昨日日出足相成候由

(大谷) 又淺橋之事二君共千吉、松介(託)申候返事未之

(良佐) 生田ノ返事未明、遲延多罪、明日差出ス、(松陰筆)

(東京市入江貫一氏藏 校合濟藏)

奉送二十一回先生東行序

安政六年五月廿二日

岡部富太郎

流而不_レ可_レ止者勢也、習而不_レ可_レ變者俗也、嗚呼、神州建基 皇統綿々與天壤無窮、然其勢俗之變革不
_レ可_レ勝言也、而至于近世、墨虜乘我之罷弊、狼貪虎視、而幕府竟不能拒是、其勢所以不可_レ止者也、而
天子赫然震怒下_レ勅幕府、々々不_レ違、遂違_レ勅和虜、而諸侯無一人敢奉_レ勅者、皆觀望待_レ時以偷一時
之安、是其俗所以遷_レ晏安而不可_レ變者也、然而與勢俱往、與俗同波者、即衆人也、能知_レ勢俗之所趨、而確然
特立、以_レ聖賢自期、不_レ浸_レ滲於其中者、豪傑之士也、余師二十一回先生慨然憤_レ神州之左衽、以_レ天下為己

任_レ矣、甲寅春幕府遂和虜、是以為幕吏所縛、已而幕吏感其忠誠憂國士、處之寬典以歸國、在野山獄二年、
荆棘苦身、及歸家、大以尊攘教_レ戒子弟、奮發士氣、頗有維持國家者矣、余始聞其事、將從先生而
游、昨春、會來原外叔歸自江戶、遂因外叔、得_レ游其門、畧聞天下之大勢、而先生憂天下之心、益痒于中、
而不_レ可_レ止、奮然為國振力、將死國事、々蹟謀露、竟又降獄、嗚呼、六七年來、先生之苦心、實不可_レ舉言
矣、而今且有_レ關左之行、余聞之、且悲且喜、將入_レ陰氛魍魎之境、生死未_レ可_レ測、以_レ情言之、安不_レ慘然淚下、
然上為_レ天朝、下為_レ江家、以至誠感_レ幕吏、遂使_レ神州中興、則賈彪・魯仲連不足_レ言也、此行礫_レ之、與
_レ誅之、即奸吏之事也、先生之以_レ至誠、上天實知之、萬世議論實有_レ不可_レ欺者矣、

五月廿二日

岡部利濟再拜

此序簡括善盡_レ樸始末、立論又最美、若更潤澤字句、可_レ以不朽矣、諸友詩歌已附_レ子大、合為_レ一卷、此以當_レ序引、別使_レ子遠
跋_レ之、藏_レ諸村塾、百年之後亦一好話柄耳、(第九卷松陰先生東行送別詩歌集參照)

(全部岡部の自筆)

(東京市三坂圭治氏藏 校合濟藏)

贅言 年代不明

口羽通琦

世有二種人、名曰楊州鶴、蓋兩得之謂也、今政府諸賢、節行清潔、雖萬無_レ足患者、然一辭_レ其賞、不_レ聽、二辭
_レ之、而又不_レ聽、以至四五復、則君臣之間、其勢必不_レ得_レ大爭_レ之、且已受_レ其賞者、見_レ已受而他人辭、其心愧且

補遺

七四一

志者必矣、而我辭愈數、而彼強吾君、而賞我愈力、於是乎我不辭其職、而能辭其賞、則彼已受者、將愧而退矣、而政府諸賢、憂慮固深、恐其朋黨之禍、則甘受賞乎、將自退乎、其策終不出乎此二者、此雖政府諸賢所固講、若或其慮不至乎此、當初固辭者、非能為之所、則辭賞而不辭職者、或不能焉、若又一辭之、而終受之、并利與名得之、則予恐其不免楊州鶴之譏矣、僕言每過於深思、幸其誨焉、妄言、

(松陰) 楊州鶴言似諧、而其憂思深慮、讀去動人、但余謂、甘受賞、因循俗士之為、諸賢決不為矣、自退、詭激好名之行、諸賢亦不為也、然則勢不可辭、則一受然後徐有所獻納、政府似已有其謀、不潔名而貞其志、真老成之謀也、吾勿憂可也、寅白

(寫本神戸市福本義亮氏藏 校合濟園)

送松岡欲訥序

年代不明

(行間細字松陰筆)

門人某

由百世之後、而悉百世之前者、文也、苟無文矣、聖賢經綸之道、英雄成敗之迹、皆莫得而詳焉、詩書易禮春秋、文之至者也、其他為秦漢、為唐宋、皆無不垂諸文、乃使人坐一室而若身居古昔聖賢之時、親接治亂成敗之間者、乃非文之為乎、魏文曰、文章經國之大業、則文之有用於世也、大矣、然余視時文、緩漫綺美之風、奇詐怪巧之習、淺狹可笑者、累々相接也、而開口輒曰唐、曰宋、一旦臨之以筆鋒犀利確乎不可拔者、則不寸而裂者幾希、而所謂秦漢唐宋之文、亦不可復視矣、豈昇平日久、華美之習、有以使然與、松岡欲訥者、土佐儒官也、其來於江府、屢往來於某所、因讀其文詞、無綺美怪巧之態、而汪洋浩潮之氣、卓然溢于紙表、豈

非所謂確乎不可拔者乎、能若此、其見于事者、更如何哉、余欲一接警咳、以聽其高議、而欲訥將去、則欲一見之、不卒得焉、不亦遺憾乎、然觀其文而想其人、則徒止於想其人、而其人之文、亦將止于此矣、乃不若因其文、而更望其大焉者、當今外夷闖入、出不孫語、敢犯我皇威、而苟安之徒、摸稜成風、聞巨礮而心震、觀堅艦而氣奪、狼狽逡巡、曾無舉左足而向焉者、何其無恥之甚也、夫雖勝敗之機未可知、而國體之所關、不甚大乎、而徒以器械之未整、隊伍之未練、甘受其侮而不辭、謂我神州何、抑土州之為國、瀕于大海、凡沿邊之地、皆當虜衝、則他日外寇之警、不在此乎浦賀長崎、而在乎土州乎、固不可知矣、而土州地僻俗朴、能守其舊、而不敢與外藩接、則兵食戒備之要、不可得而知、然吾聞藩侯賢明、群下多才、封內富彊、乃其所以備外虜者、不問而可知、是為知欲訥朝夕講讀之勤、非大為之薰陶乎、雖然以意推之、不實按之、一旦有虜寇、迎而要之、擊而殲之、使吾虜膽寒氣沮、不得汚我尺壤、則彼苟且愉惰之徒、有振策奮勵、取刀而起者、是土州一隅之得失、其繫天下之事何如哉、果能如是、豈非欲訥之大文乎、企而吾望之、

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟園)

欠

欠

格、何則兄非蘇秦、天下亦非六國、幕府之權、猶足牽制諸侯、而駕馭藩鎮、乃和戰之議在於幕府之掌握、故僕爲兄計者、莫如就幕吏之有膽略者而通其議、幕吏悅兄之議者稍夥矣、慷慨有志之士朋比連結、與兄德應之、則其議必行、今計不出於此、奔走道途、栖々遑恐、終無所成、且兄雖流寓四方、係籍於藩、則先獲於吾公、信於宰臣、吾公主張兄之議、朝勤會同、轉告之列侯、々々亦可其議乎、是天下之事可企而望焉、今兄丹心報國、區々窘窮、固當不插意、雖然、以一身難持天下、不可爲天下不自重、僕視兄之議、頗過激、一觸禁忌、則不特得罪於藩、被幕府之禁錮、亦不可測矣、事既至此、悲憤幽鬱、俯仰軒窓、談天下之事、亦何益、此僕所以過慮也、若夫兄之議徹於幕府、憲臺之詢或及兄、兄固踴躍起舞、有所建白、然世之策家容易曰、可戰也、審叩其說、則曰、造大軍艦、精良器械、此雖不待策家、武人俗吏猶能言之、但所以造軍艦、精良器械之術、我擊之而彼無辭、絕其使節而使彼不再瞰我之計、兄之所見必有出二頭地、凡此數件之議、一々破的、則雖幕吏之固執者、不復不收兄之議也、聞江戶之大吏、川路、羽倉之諸公、頗好正論、兄往江戶、出入其門、則必有所得志、慨世之言至此、不覺吐肝膽、兄幸注意、

(東京市榊取三郎氏藏 校合濟囑)

八七八

×小田村伊之助より

嘉永六年十一月頃

小田村在藏
松陰在森松本

啓吉田寅二郎

以明夕約來話者、不過欲使家人奉一晤耳、今日淡水至、曰、明夕要兄會兼重氏、太佳々々、弟亦接高談是望、雖然家人之晤、亦不可虛過、但不得良期而可、吾兄勿愛來杖、佗而悉、

(東京市榊取三郎氏藏 校合濟囑)

八七九 宮部鼎藏に與ふ

安政元年二月晦日

松陰宮部
在江戸

近日は所詮間違候而不_レ得_二拜話_一渴想之至奉_レ存候一昨廿八日濱田生近澤啓藏か參候處永鳥子之事又々申出し候趣を先
日山國(喜八郎)の永鳥之話ニ及候處山國申分ニハ永鳥ハ最早致_二歸國_一候筈なり彼藩人津田山三郎より藤田東湖に申候ニハ永鳥
江戸ニ滯留ひたし候而ハ天下ニ害を引出し候故早速米卿(米田是尊)に申込歸國させ可_レ申といふ事にて東湖も至極可_レ然事といふ
事と申置候段山國より參候由右ニ依て相考候得_二永鳥之身跡蹉跎たるも大抵其淵源相知れ候間昨來の苦心水の泡と
相成候而_二甚氣毒之事ニ候貴兄より米卿に確と此一事御糺し可_レ然奉_レ存候近澤が申せし事直ニ永鳥に申候_二却而同志
中ニ風波ヲ起し候様にてハと存し内々申上候參邸委曲御談合仕度候へ共今明日甚多事にて不_レ任_二心底_一其内餘り事の
後_レさる様にと相考勿々拜啓

二月晦日

尙以天下之事も不_レ可_レ爲退テ春秋を治免られ候尊慮之由甚妙々々

宮部鼎藏様

吉田寅次郎

要用御手拊

(改訂肥後藩國事史料卷一所載 校合濟慶)

八八〇

×土屋蕭海より

安政元年七月十六日

土屋在江戸
松陰在江戸

兩月三度之御手簡拜誦益御多吉欣喜々々早速御答可_レ仕之處金子調達手間取只様及_二延引_一候今日小田村々金子差送り候間早速清川俠

子迄御頼仕候ま_二し外間之事_一を老兄之不_レ知所多く何も僕_二御まかせ可_レ被_レ下候前月金子之事_一を種々様子有_レ之事_一を小田村今迄所
レ贈全數_一盈さる_二故有事にて後日分明相知申候今日小田村所_一贈二圓_一御坐候得共澁木ニ半々與_レ候故右御承知可_レ被_レ下候ま_二し
此事_一小田村之不_レ知事ニ御坐候得_二二圓之御受取可_レ被_レ下候此事_一鳥山(新三郎鼎藏)宮部在居中講_レ之熟矣不_レ必贅_二老兄獨りにて澁木ニ不_レ贈
事_一を老兄も御不_レ案心之事故かく_二取計ひ候也_一小田村之所_一贈_レ悉く老兄_一に附し澁木之分_一を僕等辨し候ハ_二事萬全_一候得共執々孤立之
僕何共致方無_レ之因_レかく_二取計候也_一右之通萬御推察可_レ被_レ下候要_レ之僕雖_二汗下_一非_レ營_二私計利_一者_一也
尊家双親健在杉君_一當時歸國是亦御佳勝何分浩氣勃々之證不_レ挫不_レ折様偏_二奉_一願上_二候
坂本榮二郎文魁堂ニ居らさる由尋るも不_レ相知申_二候當時墨夷_一去帆ま_二し和成る_一々分明ニ御坐候不_レ言而可

七月十六

蕭海生

松陰老兄

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟慶)

八八一

×谷三山より森田節齋に贈る

安政元年七月某日

谷在大和八木
森田在大和五條

尊稿河岳樓詩鈔序安批返壁仕候全篇結構當今稀觀者敬服々々但字句間一二芻言を獻ず取棄是祈

七月

三山

節齋賢契

河岳樓詩鈔序

余已爲_二藤井雨香竹外詩鈔序_一、其友近江人松橋江城、亦寄_二似其河岳樓詩鈔_一徵_二一言_一、江城與_二雨香_一、齡方相若、容貌俊々、如_二鄰
人_一、而其詩雄拔驚_レ人、余恐_二拙劣之文不_レ稱_二巧妙之詩_一、苦思數日、欲_二以成_二可_レ觀之文_一、

補遺

七五七

方字斷々不可用、

巧工に改めばいかん、

既而京師失火、延燒萬餘家、災及鳳闕、皇上幸桂殿、余聞之、嗟累日、文思敗而序不成、

失火を火災とせばいかん、これ下文に天災とあるにこゝに失火とせば矛盾に似たり、故に其詞を遷就する也、

災及鳳闕を宮闕亦燈焉と改むる方可ならん、桂殿は殿名に似たり、桂宮とするも亦宮名に疑はし、駐蹕京極第一とせばいかん、又桂のみやに幸し玉ひしは十年を経し上のこと、此災の時は加茂より聖護院に幸し玉ひしと聞けり、然れば車駕幸聖護院とするも可なるに似たり、又京極第を京極府第とするもよし、明史輿服志に、公主の府第とあるに本づく、直に京極府といへば大阪府界府などいふに嫌ふ、

其後江城、自京寄書促之、乃再把筆欲序之、而一夜地大震、吾和州尤甚、南都郡山、死傷者以千數、余惻然心傷、文思又敗而序不成、

郡山の下に、地方の二字挿入せばいかん、

其後數十日、物情漸定、乃復把筆欲序之、而聞門人吉田生入夷船下獄之變、

定を酬に改めばいかん、情定とはいひがたし、華燭之夕を定情之夕といふにて知るべし、

變を事に改めて可ならん、

初夷船之下碇也、頗猖獗、生慨然有捨身報國之志、一夜潛入夷船、欲刺賊首、不成、自首下獄、

船字刪るべし、頗猖獗の三字妙、

欲刺其首帥不得、近自首于官とせばいかん、或は歸自首とばかりにして于官の二字を去るもよし、不成といへば、荆軻

のこのやうに見ゆる也、

余之於生、親如父子、今聞其變、傷心尤甚、於是文思遂敗而序不成、

親如の二字を視猶と改め傷心尤甚の四字を憂心如惓とせばよからん、

嗚呼詩如江城、序之余素所願也、而已爲天災地變所障、又有二人事之變、是余之所喜其詩三把筆序不成也、

素字固とし、障字攪とせばいかん、

雖然所以序不成、安知不爲序乎、書以質江城、併以問雨香、

成の下に者字、不の下に即可の二字挿入せば宜しからん、

本朝親王を宮と稱す、親王の子も宮といふ、然ども國語讀之曰美也耳、不漢音呼之也、故圓照寺、寺也、稱曰圓照寺宮、

妙法院、院也、稱曰妙法院宮、宮字固不可入文字也、不可稱曰圓照宮妙法宮 雲上明覽の類、有栖川某親王、伏見某親王といふが如き、

近衛鷹司と一例、みな宮の字なし、たゞ桂宮或は宮の字あり、たゞ稱呼の便をとるのみ、もし口これをよべば、則有栖川宮、

伏見宮といふ、みな宮の字を配す、又二の宮、三の宮といふが如き、これを文字に入れば、たゞ皇二子皇三子といはんのみ、

決して宮の字を用ゆべからず、又俗に皇后の宮といはねど、文字には皇后宮と書べきこと勿論也、この類不能盡書、

(三山谷先生遺稿所載 校合濟)

八八二 ×佐久間象山より某に贈る 安政元年九月以後 佐久間在江戸或松代 某在松代

私義門人吉田寅次郎外國へ渡海の企に同意仕重き御國禁に相觸れ候處又亞墨加船渡來横濱御國中 公邊が異船へ近寄申ましき旨嚴

しく御達も御座候處近寄見(不明) 企仕候義不届に付 公邊が右御吟味中揚屋入被仰付 御吟味之上御引渡に相成此表に於蟄居被仰

補遺

七五九

付（不明）兼々難有候 公儀ノ義ニ付別して一時御名代ニ相拘り且又御吟味を蒙り候以來彼是御手數（附てハ御家中の役口口口も相成候儀儀重御替被仰付奉候儀）但し町御奉行所にて御取調ニ相成候口書と申もの外邊へも出候義ニ御坐候へハ右寅次郎一條も皇國の御爲をこゝり候爲苦心仕時宜の斟酌をも仕り候義事の成否は天命の致す所にて不レ及ニ是非候へ共用心の條理世より明白ニ相成一時御名義御外聞等も相碍候様ニ御坐候へとも天下後世御名家の御義ニ背候様のもの有レ之候を（結局）嘆賞仕候者も可レ有御坐候と奉レ存候所右口書と申ものハ廣く外邊へ可レ出ものニ無レ之よしにて御坐候左候へハ私義の兼々も辛苦仕御國恩ニ不レ奉レ背候様心掛候所も遂ニ世ニ明らかならば只管あるましき筋にて御家名迄を讀し候様ニ（不明）の御察當を蒙り奉候様にてハ千歳の遺恨も奉レ存候ニ付段々之次第左ニ申上候御序を以て 殿様御聞よも御達被下候ハ辱仕合可レ奉レ存候抑私義海防の事苦心仕候ハ多年の義にて既に 感應院様御役中海防御掛ニ爲レ成候御も 御内意被ニ成下候御儀も御坐候て乍不レ及天下御武備の萬一をも奉レ補様仕度晝夜心掛既ニ其頃上書仕天下の御大計をも建策仕候所其一時ニハ 御同院様御義よても被レ爲レ行候御儀よも不ニ相爲レ成候所拾年の只今ニ至り候へハ其節申上候船の御制度を被レ爲レ御改正ニ是非西洋制の船御造立ニ相成候様仕度しと申義も御取用ニ相成又西洋より兵法等ニ長し大船の制作巧者のもの等御召邦人ニ修業被ニ仰付候様有御坐一度と申候も十分ニ無レ之候へとも此節御取用ニ相成候扱又其後 御同院様へ申上候儀ハ夷語ニ通し候ハされハ夷情を知候事能ハハ夷情を知り候ハされハ夷類を馭し候事能ハハ義且兵法ニハ彼を知るを以て先務と仕候義ニ付彼の寇患をハ防き候によく彼れを知り其所長を采用候の外無レ之彼れの所長を天下に廣く知らせ候方彼の書を廣く讀せ候ハ外無レ之彼の書（上）を稽ませ候ハ便利なる邦譯字書無レ之候てハ叶ハさる義ニ付當今邦譯字書を板行ニ仕候義即海防の大裨ニ可レ有御坐候と申上候所尤の義被ニ思召ニ其爲願の通出府迄も被ニ仰付候右字書板行之義御何も被ニ成下候所不ニ相成趣の御沙汰御坐候て不レ及ニ是ニ存し罷在候所昨年來蕃學調所も御取立有レ之彼ノ邦譯蕃字書も願人有レ之板行御免ニ相成候よし候へハ是又申上候義御採用ニ相成候義ニ奉レ存候右出府罷在候節心得の爲江戸近海をば巡覽仕候所浦賀のを始として拾數ヶ所の御臺場一ヶ所として實地實用ニ相成候も

の無レ之いつきも無法無稽の限りにて多分の御財用を御費候ひふらら公邊よも諸家（不明）一人其非を存し候もの無レ之候折々渡來の外國人ニ日本ニ無レ人無レ砲術ニ兵法不鍛鍊の證據を示し候わけハ相成候のみの義扱々歎ハしき義ニ奉レ存候御尋の上存寄相認め其節ハ 御同院様御引中ニ付海防掛御老中様迄上書御書上草稿を以奉レ伺候所 御同院様御許ニハ料見候所ハ一々尤の事にて箇様の議論御加判列ニハ御示し申度ものニハ候へとも時勢も有レ之義又折も可レ有レ之候間此節ハ相止め候様殿しく御差留ハ御坐候ニ付無ニ是非一存し留り罷在候所外國の勢も次第ニけハしく罷成其内川路左衛門尉様御勘定奉行ニ御進ミ海防掛被ニ仰付兼て御懇意ニ候故何々と海防の圖御尋も有レ之候ニ付右御差留故ニ夫迄一切（不明）見も許し不レ申候上書草稿持參之上御目こけ候所私の議論半信半疑にて臺場とても夫程迄有レ之ましく又富津の洲等所謂天險も候へハよも外國の船内海ニ乗入御座候様の事ハ有ましく一旦ハ私の議論御信用よも至るべく承候ひし所丑年夏ニ至り亞墨利加四艘爰へ容易ニ乘込剩へ水薪等相贈り侮慢を極め候體たらく既ニ大變の兆たるべし徳川家江戸御建國以來の御耻辱と可レ申のさふら日本開闢以來未曾有之國恥とも可レ申候江戸火消擾て早半鐘を搦候ハん迄ニ至候（不明）爰ニ至り左衛門様も私義の先見の慥なる信服有レ之候趣其後ハ毎事巨細とふく御質問も被レ成候義ニ御坐候私見込の筋御建白の事共も多く御坐候ひき其節左衛門様被ニ仰付候ニ上書致し候ハ取次可レ遣との事に御坐候所私共猶申候ハ私見込之所ハ尊臺迄申上候右を尊臺より御申立御座候て日本の御爲ニ相成候へハ其の志願畢り候義に（不明）存候へハ上書等仕候ハんハ欲する所ニ無ニ御坐ニと申事ニ御坐候然る所此節是非共此邦の人を外國へ遣し候様ニ致し候てハ端的の功を收め難くと御座候所此義のミハ御同人よりは御建議も被レ成かね候様子ニ付左ハ私ハ上書仕候ハんとて當時の急務十ヶ條一書ニ相認左衛門様御取次を以て阿部様迄差出候其第一條ハ西洋製の船御造立ニハ多分の日數も掛り又其成就の上ニ乗習ひ候と申にてハ彌遅延ニ相成候義ニ付才幹有レ之候者を外邊（和蘭人にて御坐候）バタバヤ邊迄も皆々御用として御遣候方事も早く調ひ且其往來の間に船のあつ々ひをも見習ひ其外國外の形勢を知り候の一助も可ニ相成候當時外國にてハいつきの國ニても人を他邦へ遣し候を常事と致し候習ニ御坐候所此節ニ相成候ても御國のミ人を外國

へ被_レ遣候を被_レ爲_レ憚候義有_レ御坐_一ましくと申義も其節既_ニ建言仕候義ニ御坐候然る所非常の時節ニ相成候へども尙御釣法被_レ爲_レ改候ニ不_ニ相成_一候御筋合ニも御坐候と相見候故ニ御取用ニも不_ニ相成_一候所亞墨利加よりハ其型春軍艦數十艘を連ねて其夏差出候國書の御挨拶受取ニ罷越し申との事にて 公邊の御繕様天下の形勢も容易ふらざる體にて今日迄々々無事ニ濟候へハ濟候様のものゝ其節ニハ御世_(不明)の土地を彼の申_一任せ容易_一假し遣ハされ候はん等の事存しも寄らば又彼よりハ飽まで此方の虚實を窺ひ根ふかく企て候事共ニ付たゝ止_ミ申すへきニ無_レ之候へハ十二九迄ハ戰爭ニ相成ハ必然ニ候私義あとして料見仕候へ共らね_レ申候彼を知るの第一著を 公邊にもいつ方にも是迄ゆるうせニ被_レ爲_レ過候ニ付勝算としてハ絶て無_レ之但し情を存し候所へ皇國百代一己にて人心凝固ニ結候所謂やまとたましむと申もの激烈ニ候へハ日本全國の人草あらん限りハ是非とも防つけ候ニ 公邊よて御決着た_一御坐候ハ初の間ハ屢敗績を取り候ても終ニハ御國威の立候時節も可有_レ之候左候ニハ第一ニ彼國の形勢虚實を先つ知り候事無_レ之てハ叶ひ不_レ申孫子ニも必取_ニ於人_一而知_ニ敵情_一とも有_レ之いつれも有用の材有_レ之候者を彼國へ被_レ遣虜情探索せしめられ候の外無_ニ御坐_一候處戰爭始り候後_一數千里の波濤を隔て候國へ間諜を出され候はん_一ハ早速の御用ニ立ち不_レ申早速の御用ニ立ち不_レ申候ても其節ニハ是非とも此事ニ可_レ被_レ及_レ其節ニハ私義ふとの申上候對策早く御取用無_ニ御坐_一候事を御後悔も可有_ニ御坐_一候然る節_一一兩人よてもあらうしめ其心得て彼地_一渡り毎事相應_一探索罷在_リ御疑問備_ハり候もの出て來候ハ_一實ニ中流の一瓠とも可_レ申候へハ何とそ竊_レ此忠舉を運し候はん_一と存し人をは彼是と心にて積り見候所平日出入仕候門人共六百餘人も可有_レ之候へとも可_レニ其任_ニた_一へ可_レ申もの無_レ之其子細ハ漢學の力有_レ之文章達意ニ認め候程のもの無_レ之てハ用立不_レ申尙文章のミ出來候とも西洋の學志通し兵法の才覺無_レ之ものにてハ用立不_レ申西洋の學志通し兵法の才覺有_レ之候ても貧苦の艱苦ニ耐_レ候ものニ無_レ之候てハ用立不_レ申艱苦ニ耐候ても其身順境ニ居り候ものにては孤單の身を以て萬里の波濤を凌ぎ敵國ニ赴きて歸り來り候はん事難_ニ出來_一殆んと其人_(不明)艱_ニ罷在候所_一寅次郎一人のミ可_レ文章も達者にて其家父祖以來兵學教授もし且當時西洋の兵術ニ無_レ之候てハ實用ニ無_レ之候と心得彼

方の兵法砲術を學ひ候義少年ニハ感入候且諸國遊歴も仕候て艱苦を忍ひ候事ハ當人得意の義も有_レ之其上子細有_レ之長州様にて俸祿被_ニ召離_一候尤も君侯ニも其藩人ニも其_(不明)を籍_一一事功を立候へハ本の如く御取立も可有_レ之候はん様子にて國屋敷の出入も相叶候趣隨_ニ承知仕候_一ニ付外國へ罷越事情探索いたし其一長所を見習候て_(不明)之義此者の外有_レ之ましくと見込候_ニて此ものを得候迄多少心計を費し候義ニ御坐候さて密々其積_(不明)候所當人感激仕つり速にも非常の功を立て度存居候内土佐の漂民萬次郎事御呼出しニ相成候趣承知仕候_一悦ひ存し候ハ外國渡海の御國禁弛ひしニハ無_レ之候へとも元來外國へ漂流候ものハ歸朝の後終身禁錮被_ニ仰付_一候御法の所萬次郎義獵師の悴_一て一文不通のものニ候へとも亞墨利加へ漂流罷在候故を以て此度召出され何分の御尋も無_ニ御坐_一候時節と相成候寅次郎も漂流の趣ニ仕成し候へたとひ此儘よて三四年を過ぎ候とも歸朝の後禁錮等可_レ被_ニ仰付_一筋無_レ之五島邊へ罷越し獵師_一紛れ風_一放たれ候體にて先清國へ渡り可_レ申彼國ニハ此節五ヶ所の外國と交易場も有_レ之候へハ東西諸蕃の蒸氣船等も不_レ斷出入可_レ有_レ之候へハ品よく頼_レ候ハ_一亞墨利加へ渡り候義も容易なるべく且近來國內兵亂の様子も風聞有_レ之候へハ夫等も何等の形勢や旁々_(不明)も致し軍國の一助ニ相成第一ハ亞墨利加諸國海門防禦の手充海陸軍備の模様國政の善惡人情の向背等委しく相探り可_レ申_一眞_ニ此方_一も肝心の時節ニ付_一う長滯留致し候は_(カ)頗事機_一後_一後_一候次第_一是非とも辰年ニハ歸朝候様申聞け候て寅次郎義ハ朋友間へハ九州遊歴と申趣にて江戸表出立仕候節愚意存し候_一先つ清國へ漂流可_レ致義_一ニ付彼國ハ文雅の國ニ候へハ師友間送別の詩_一ても所持罷在候ハ_一彼地の者の取持ち方も宜しかるべくと存し候其爲_ニ一詩_一を作候右之通認遣し候義_一御坐候所差當五島邊迄罷越候へとも折節冬天にて遠出の獵船も無_レ之明春三月頃ニ相成候へハ好き便りも可有_レ之候へとも早春ニハ又々夷船渡來も可_レ致其節_一如何様の時勢_一可_レ相成_一哉も難_レ計既_ニ外洋_一出_レけ候上_一不_レ及_ニ是非_一候へとも此地方ニ居候て其事を乍_レ存_ニ三月_一中迄何と_一時日を過し候はん事も心_一忍_レびとて引返し歸府仕候所折節長州様浦賀の御固被_レ蒙_レ仰私方へ大砲製作等の義其御役人より頼も有_レ之候所夫等の義_一も寅次郎義をも又蔭の奉公_一いとして夫等の義_一もよく奔走仕渡洋のこと見合候處ニ御坐候臺場築方等の事研究仕候内

よく出精仕私義ハ横濱御固御人數ニ加り出張仕御目付馬場彌三郎と申し宿所ニ罷在候所或夕方寅次郎義相尋ね候へとも彌三郎も罷在候故巨細の語も無し之纒ニ近作文章直し吳候様ことと文稿一篇差出候一見仕候へハ二人の書生ニ假托致し夷人ニ送り彼國へ同行を求め候文章ニ有レ之候其節私義存候ニ 公邊もて夷人事^(不明)御配慮アル御大勢ニ候へハ尙更の義たとひ一人よて田間を遊あるき候ても必^レ與力同心附添候義ニ付右文章等送り候はん様も無^レ之免ても差當り用立可^レ申ものとも存し不^レ申候へとも文章は可^レ宜^レ出^レ來候ニ付倉卒一兩所點削相遣し候所何そ計らん下田へ相廻り右文章ニ又々別番相添へ竊^レ夷人ニ渡し置き夜^(外)一人とらねて船を漕^(ハ)候事^(ハ)も習^レ置候に付獵船^(ハ)も乗りて夷船へ罷越候同伴之事相^(ハ)候所夷船もて此方の間諜と疑ひ候と相見え承引致さ^(ハ)ばあやよく其夜ハ風をけしく候故夷船へ登り候節繩を以て乗り參り候船を夷船の下へ結付候よしの所彼の疑を得候はさらん爲^レ佩刀其外所持の品々盡く船^(ハ)殘し空手にて彼船ニ入候所風つよく繫き置候船夷船と當り合候故夷人ともつかき置候繩を切り其船をつき出し候よし倍て暫く談判候間其船いつ方へ流され行き候ニ付うれより別ニハツテイラを以て送り返し候趣ニ御坐候右ニ付其流し候船をさくし佩刀等を取り候はん^(ハ)仕候所其船別所ニ吹つけ候を所の者共見つけ一腰の佩刀等有之候をあやし^レ役所へ届けよ及び候跡へ罷越し候故直ニ被^(ハ)召取^(ハ)候^(ハ)候所懷中ニ其前年私^(ハ)送り候詩も有^レ之候△私義も連累仕候義ニ御坐候誠^(ハ)皇國の御爲ニ非常の功を建て候はん^(ハ)とて艱苦をも厭^レ身命を抛ち企て候事行届^レ中途よして敗露^(ハ)及ひ時の補^(ハ)不^(ハ)相成^(ハ)候^(ハ)の^(ハ)ニ無^(ハ)御坐^(ハ)候^(ハ)結句 公邊御苦惱筋ニ罷成候不^(ハ)及^(ハ)是非奉^(ハ)存候左候所外夷要害の土地を迄御假被^(ハ)遣外國^(ハ)不^(ハ)斷出入此方の虚實を窺ひ候義ニハ御心よも不^(ハ)被^(ハ)爲^(ハ)掛此方^(ハ)ハ一切人を出し^(ハ)これの虚實を御探索御坐候義ハ無^(ハ)御坐^(ハ)候事餘り^(ハ)顛倒の御義と欺敷奉^(ハ)存候既^(ハ)獄中^(ハ)於ても古今の變時勢の利害得失を論し上書仕度筆墨指用之義申立候へとも例^(ハ)無^(ハ)之事之由申^(ハ)阿^(ハ)られ候^(ハ)ニ付無^(ハ)是非^(ハ)默止罷在候所出獄の際右脱稿仕候義其儘ニ仕候はんも可^(ハ)惜義且是迄も見込建築仕候義一時行^(ハ)られ候も追々ニハ被^(ハ)行候義御坐候事前條申上候次第ニ御坐候へハ認め置候ハ^(ハ)いつ^(ハ)ハ世用も可^(ハ)相成^(ハ)と丑年秋の上書の草稿の末ニ附録仕置き候^(ハ)ニ付御讀可

レ被^(ハ)成候掛^(ハ)目候義ニ御坐候既ニ御奉行衆様に外國渡海の事ハ御國の御大禁ニ候を辨^(ハ)候ハぬ歟と御坐候ニ付私申立候ハ固より辨へ罷在候乍去昨夏亞墨利加の事起候以來ハ實大非常の御時節とも可^(ハ)申大非常の御時節故^(ハ)外國へ漂流仕候萬次郎義御召出しニ罷成候是迄終身の禁錮も外國渡海^(カ)の可^(ハ)被^(ハ)御召出し^(ハ)被^(ハ)御召上^(ハ)ハ表向御達し^(ハ)無^(ハ)御坐^(ハ)とも御國禁も或^(ハ)ハ相弛^(ハ)候やニ奉^(ハ)存寅次郎へも諸事萬次郎^(ハ)倣^(ハ)候様申候義ニ御坐候と申立候所萬次郎ハ萬次郎之義 公邊もてい^(ハ)ふる思召被^(ハ)爲^(ハ)在候や下の知るへき義ニ無^(ハ)之と御坐候ニ付 公邊の御法ハ御畫一の義と奉^(ハ)存候所萬次郎ハ萬次郎の義と御坐候上^(ハ)不^(ハ)及^(ハ)是非^(ハ)候と申遣候義ニ御坐候又被^(ハ)御聞候ニ其方御名重役も相勤め候身分^(ハ)有^(ハ)之ふ^(ハ)ら 公邊^(ハ)異船へ^(ハ)近寄り申ましき旨段々御達しも有^(ハ)之候處水夫^(ハ)紛れ異船^(ハ)近寄るへき等の企に^(不明)候義心得違の義右様 公邊御達しも相觸れ候もの^(ハ)義ニ付尙如何様の心得違も可^(ハ)有^(ハ)之と御坐候ニ付私申立候ハ 公邊^(ハ)異船近寄るましき由御達しも有^(ハ)之候を右ニ相背き候段の御察當を蒙り候義ハ奉^(ハ)恐^(ハ)入^(ハ)候へとも御名重役をも可^(ハ)勤候身分^(ハ)心得違と被^(ハ)仰候義ハ拙者ニ於て敢て心得違とも不^(ハ)奉^(ハ)存候と申立候所夫^(ハ)如何と御坐候ニ付去れハ^(ハ)御坐候御名横濱表應接場警衛被^(ハ)御付^(ハ)人數差出し候節夷情の程も難^(ハ)斗^(ハ)ニ付或^(ハ)ハ戰闘^(ハ)及候義も可^(ハ)有^(ハ)之と料見仕大砲小銃其他の兵器を備^(ハ)及候拙者義ハ軍議役と申^(ハ)被^(ハ)御付^(ハ)軍務の義被^(ハ)相任^(ハ)候筋も御坐候所兼々陸地ニ用^(ハ)候銃砲の義ハ稍相辨へ罷在候へとも被^(ハ)國船艦の様子ハ聊か一二の書上よて一見仕候の^(ハ)是迄眞物の實檢仕候義無^(ハ)御坐^(ハ)候依て萬一事^(ハ)及ひ候節實験之心得無^(ハ)之候てハ事を誤る義も可^(ハ)有^(ハ)之事を^(下)缺

(象山は安政元年九月江戸獄を出で郷里松代に送られた、この書はその頃諸人某宛書簡の下書であらう、全くの未定稿で誤脱等も多く且つ塗抹甚多(非)に難讀のものである、従つて誤讀なきを保せず、成るべく讀み易き様行間の添書は行中に入れ、削は省き必要已むを得ざるもの、みに残した)

八八三

×杉梅太郎より來原良藏に贈る

安政元年十月三日

杉在藏 來原在相模

先日者追々御首尾能被^(ハ)爲^(ハ)蒙^(ハ)仰重疊之御儀奉^(ハ)賀候引續御堅勝御勉勵可^(ハ)被^(ハ)成奉^(ハ)存候ニ私義禁錮中な^(ハ)ら氣壯健團圓ニ目を終

へ申候間乍憚此段者御放念可被成遣候折角拜青之期も御座候ハ、入々御願申上見度義御座候へ共禁錮中之義ニ付寸歩も自ら轉し候事不能御枉駕を御願と申候者余り失躰之義ニ付彼是ト思惟仕居候處大意之處私共父子慎之義最早百三十日及こも相成候へ共舍弟義幕府之御咎片付候上こる御宥免之御沙汰有之義こる可有御座哉左候者兎角舍弟御裁許之義者永引キ先者打込置こも可相成趣こも聞へ申候ニ付五年こる濟可申哉十年こる濟可申哉何共目途も無御座甚以當惑仕困究之至此事ニ奉存候間何卒此場相得と御躰察被仰付候る江戸方御政府こる井上・周布杯者尊公様兼る御懇意間之御事柄こも御座候ハ、何卒格別之筋を以舍弟不拘私共計先御裁許被仰付候様之御詮義振リ之義入々御乞憐被仰越被遣問敷哉此段深ク奉願上候紙面こる者鄙懷難盡候へ共大意此事ニ御座候間何卒御舊誼被思召記御心入之御取計伏奉希上候書外萬々御下察可被成遣候爲右勿々頓首

十月三日

尙々隨時御氣躰御加養專要奉存候以上

良藏様 内呈

梅太郎

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟園)

八八四

×森田節齋より森田葆庵に贈る

安政元年十二月五日

節齋在大和五條 葆庵在備中鹿瀬

霜月念一日出の手書到來、四日五日之大變、備中如何と案じ候處、得來書大安心也、此方より無事之書狀、早速知せ申候、定て相達可申と奉存候、浪花熊野東海道、死人尤多、誠に希世の大變なれど、天下之事、可憂有更大焉者、僕等、與海内豪傑、聲息相通、日夜用心於海防、僕門下、海防に付出三奇士(北厚治・安元杜預藏・吉田寅次郎)事、具於與應井雨香書、三奇士中、長藩吉田生、最奇、此春異船軍師へ漢文を投じ、西洋へ渡り欲審彼事情、事不成、則意在刺主將、惜哉不得近、自首下獄、々中有奇僕詩、其詩並公

朝裁斷書、相送申候、御一見同志へ傳示可然候、此生、來大和、從僕半年餘、當時僕等、十津川農兵訓練、凡二千人、意在護鳳輦、備中用達組、定て、意氣慷慨、報國之志、如鐵石と奉察候如何々々(以下關係なきを以て略す)

臘月五日認

節齋

葆庵賢弟

副(略)

(森田節齋の生涯所載 校合濟園)

八八五

×森田節齋より藤井雨香に贈る

安政元年

森田在大和五條 藤井在攝津高槻

復藤井雨香書

雨香兄足下、辱賜書、承高著上梓在、見促拙序、拙序已成、乃淨寫一本以呈、適學詩堂詩鈔序亦成、併錄以乞正、僕之於文、兄之於詩、嗜之如命、稍似有悟入、然皆無用於天地間、況當今邊疆有警、豈志士從事於筆硯之時乎、僕門有三奇士焉、今錄以告兄、安元生之事、僕已於學詩堂詩鈔序略記之、吉田生與安元生同庚、慨好義、深憤醜虜之猖獗、欲跋涉五洲、以觀其形勢、而國有三大禁、不得妄航、一夜潛入夷船、自托首帥、首帥拒不納、乃自首下獄、有詩曰、功業未成將徒死、英雄心緒亂如絲、事在今春三月某日、北生與僕同鄉、上書其君、舉家產巨萬、以資海防軍備、其君賞之進秩、固辭不受、嗚呼、如三子者、可不謂奇士乎、就中吉田生事出於人意之表、僕每讀其詩、未曾不流涕悲其志也、想兄亦當然耳、僕天資疎狂、唯耽酒、絕不近女色、是以齡過強仕無子、諸友交責僕、以爲廢人倫、向者與兄別、歸途過浪華、訪藤澤翁、翁亦責之、僕曰、聞翁有女弟子、醜而好讀書、是可爲僕配乎、翁曰、兄不厭其醜娶之、則老夫敬服其高義、跪拜路傍耳、乃使其女出見焉、醜陋果勝所聞、試之讀書如流、談論驚人、僕奇之、歸後使北生納聘、夫娶妻不厭

醜、似不近人情、然奇氣如此女、安知不他日生奇士如三子者乎、是僕之所以娶之也、兄以爲何如、筆迹、兄僕拙所レ知也、拙序請用有氣骨之書手、其字雖工、柔軟似美人、則僕所不喜也、頓首、
(節齋遺稿所載 校合濟慶)

八八六 妻木士保に與ふ

安政二年三月廿七日

松蔭在野山獄 妻木在藏

般景仁、学不爲文、敏有思致、口不談義、深達理体、至於国典朝儀、旧章記注、莫不撰錄、識者知其有當世之志、
通鑑晉 紀四十

劉湛、自弱年、即有宰物之情、常自比管葛、博涉書史、不爲文章、不喜談議、王裕甚重之、
同上末 紀一

語誦如何ニも善キ思召也假令不尺譜亦熟讀スベシ熟讀サヘスレハ古人の書ヲ置タリハ皆面白シ中ニも李綱ノ文陳竜川の文又南塘子ノ膽氣篇刪定紀初新 書ニ載ス等実ニ今日の事務ニ的切あり有志之人々へ熟復サセ度事也七書正文校字之事是亦熟復の一方便ナルベシ扱又輿地ノ学後進生御誘掖事務ト奉レ存候坤輿圖識一部ニるも精讀スレハ其益不レ少其次ハ畧古今ヲ知子ハナラヌ故國史畧・元明史畧等課業ノ如クして次ヲ逐て後進へ御讀セ可レ被レ成候其外仕事甚多シ兵之勝敗ハ不在ニ衆寡強弱一兵機ヲ得る事大眼目也古人以レ少敗衆、以レ弱敗強者不レ少、是皆有機存焉、無和漢古今、右等之大戰ヲ十ヶ条計りも抄録被レ成間々論評共加へ置候ハ、他日登壇之人必有其機ヲ知らるむる一助あらん申度事多ケレト紙尽
此事鄙説甚長 (原本上欄) 待他日也

(東京市妻木栗造氏藏 校合濟慶)

八八七

×桂小五郎より

安政二年五月廿八日

桂在大阪 松蔭在野山獄

日々暑き相催候處彌 御清壯奉欣賀候僕船中不順ニ而廿三日着坂仕候發足之節は連々御教諭追々塾讀仕其切なる事如父兄實に御深誠之處仰山却卑、望海却淺、徒に奉感涙候僕八歳より戴恩録未 君父に報る處鴻毛も無之朝暮痛慨仕候幼年羸弱獨不能レ報ニ於 君父と常に爲憂候處四年前より纒に得レ快候處時に米夷之事有り何卒身を國家に殉し少時 君父之恩平生之志を建と存而事不レ到殘念に存申候世人多踏ニ利録實に人臣之處耻國士何可ニ痛哭一仕候僕固淺學疎陋と雖外六十州之情形勢を探索し内海陸隊一人より練り立候事を精窮仕度存候然し其主たる處は則火技なり須臾も不レ有不學然處今度傍軍艦の内命も蒙り其已大工等も如僕如願被差出候故先浦がに至り大工も一々彼製造場に入込せ僕中島の若黨になり共製造場成入込自由に致し彼れ等を鼓舞致し何卒一々吞込候様に仕度存候而僕は又概海軍練兵矩則等精窮仕度存候時に先達而も申上候通士氣不レ揮も甚氣に懸り申候實に時之變動は不レ可計兵は三兵を不レ出戰處は三處を不レ出候故命有而一々手を着る事有之候得ば自揮も可レ致かと奉レ存候 兄之御高諭是願候大概如此ものと奉レ存候○頃日暑き俄に嚴敷御坐候故幸天満橋下を游試んと存少々踏貫仕候故今以滯留仕一昨日本多爲助を訪申候處格別之話も無之候然し炮術は隨分盛に致し申候御城付與力同心は彼の和流に固着致し居候得共一同共を以貫積りに御坐候故當時一様之西洋流よりは宜敷御坐候我閉藤澤東涯も尋申候砲術家に而濱松の藩に岡村貞一郎と申者有之候故尋申候處留守に而御坐候浪人に田結莊省藏と申人有之候故訪候處隨分盛に精窮仕候様に御坐候崎陽に而は手塚律藏なども付合大分讀書も有之浪華之人に有之申候一面識故暗拂之事可承と存候處崎陽退帆後は何たる事も無之候御來書中暗食鈍辰は御尤に存候○又相知貴知レ心、見レ面何爲不堪一笑也と僕口に申時は服中十に八共は不レ奉レ被レ申候況書を以告る時は其半も不レ能レ述尙先年時に過年交臂如骨肉而今久絶不レ臨レ面、其情に到而自有不レ言所也○浦がに參り候而鳥渡出府仕愚兄之廟參も仕度存候故鳥山・松田、尙北山・蟻川・塚田

之中可尋存候○爲金子詞章案候得共未得^{決而}句申候鳥山なそよりも承詞章松幾迄可差出置候○御序之節吉村に御一聲是願候○岸和田之君公去年魯夷來り候以後別而大に感慨被^レ致今春遂に逝去被^レ致候由御坐候臣下に宜^レ養育之候者有^レ之候得は左様なる君はいか様にも引立可^レ申と存候可^レ惜々々々

兄之知己は何と申人有^レ之候哉御序之節御知せ可^レ被^レ遣候○此中與力の内に奉行之見分有^レ之到而先ハ早々奉^レ呈候御氣分御保護第一いつれ追々可^レ申上候敬白

五月廿八日

五郎拜

矩方契兄呈几下

△區々とし而空忍^レ送^レ光哉、我聞與^{同安}國家共危^{マ、}、以此獲^レ罪、亦無^レ所^レ恨と故に可^レ成だけは何分にも盡度存申候思に今之急務○

(木戸孝允文書第一卷所載 校合濟慶)

八八八 月性に與ふ 安政二年六月廿六日

松陰在蘇野山獄 月性在周防國遠崎

園牆一間、飲^レ食焉、洩^レ溺焉、鳥飛兔走、陽去陰來、無^レ有^レ交涉、想 上人方且大声壯語、勢傾^レ山嶽、氣吞^レ湖海、使^レ草木魚鼈游泳^レ生植于其間、而自^レ不知^レ其所以也、聞林隱士猶留^レ貴地、秋敦介亦在^レ其邑、計且暮往來、益張^レ其氣勢、而壯^レ其語聲、如^レ僕者、氣益折、勢益沮、其語聲細弱如^レ蚯蚓、如^レ蟋蟀、欲^レ強向^レ東一叫、而^レ不能也、然平生之志、確然不拔、愈益與^レ同囚一切磋、近日獄中駸々向^レ風、其未^レ就^レ學者、十僅^レ二三耳、乃至^レ于司獄、亦來請^レ業、皆言、四十年前、浮屠大癡在^レ獄、亦善^レ以^レ書誨^レ人、事傳至^レ今、而來未^レ曾有^レ今日之盛也、假使^レ僕得^レ終^レ天

年于此、則數十年之後、安知^レ無^レ獄中乃產^レ一二傑物乎、昔者、王豹處^レ於淇、而河西善謳、繇駒處^レ於高唐、而齊右善歌、華周杞梁之妻、善哭^レ其夫、而麥^レ國俗、僕雖^レ棄^レ於世、不能^レ復齒^レ於士君子之林、猶或可^レ與^レ此輩^レ比並^レ與、但自^レ上人^レ視^レ之、猶燭火之於^レ曠日、涓流之於^レ大海耳、然途有^レ通塞、勢有^レ難易、乃尔幸勿^レ蔑視^レ焉、與^レ林隱士^レ書一通、併往、幸致^レ意焉、更願^レ併^レ此書^レ轉^レ示^レ敦介、使^レ知^レ僕之今日、寅白、

六月念六

清狂上人座下

(本文大體は第二卷二七頁與清狂書同意なるも、數十字の相違あり、且つこれには月性に贈りたる實物であらう、寫眞には原本は内田友治氏藏と記してある)

(寫眞東京市佐伯仲藏氏藏 校合濟慶)

八八九 ×中村道太郎より月性に贈る

安政二年七月十日

中村在蘇 月性在周防國遠崎

○鶴江砲臺も大半途○參政痔病不快いつもシカミ顔議事も先ハ差控候方なる候○來原新婚不^レ諧候由蜈蚣ふれハ其苦心可^レ知矢之助依^レ舊授^レ讀杉氏不^レ相變^レ懇^レ爲^{松陰}幽囚生^レ周旋を此外社中無^レ可^レ報○いつれ非^レ拜晤^レ不^レ盡秋涼相催候ハ必々を飛錫待人候且又御歸郷後ハ蕭海方よて江戸登樓談ふとよて排闥罷在候心魂ハ常ニ在^レ阿月遠崎之間^レ御一笑可^レ被^レ下候何とぞ大議論御齋齋御出萩節ハ滿城君子を御壓倒不^レ亦快^レ哉爲^レ神州^レ御保重

七月十日

旭拜

月性上人獅座下

補遺

此書妄言無忌憚御一覽後御投火是所

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟慶)

八九〇 來原良藏に與ふ 安政二年七月廿二日

松陰在野山獄
來原在松本

先日湯淺生貴宅罷出候由ニ老兄御西遊之事獄中へ寄聲致候ゆへ走ニ書可申奉存候内得ニ貴書乍ニ匆卒ニ奉ニ拜復候西遊ハ僕も深く慇懃仕度存候故ハ英雄逸群之士ハ不知候得共衆人之情勢ニ相考候ハ郷土ニ居付候者俗事蝟聚學業墓行申さぬものに御座候且他邦ニ居候得者物毎ニ付テ志氣を發勵致し候次ニハ新聞異識も可有之候因る相考候ハ先鹿兒城へ衝懸ケ御出可然奉存候薩ハ御考通近時軍政更張特ニ大藩明主定テ藩中可觀事も可多人物も乏かるはしく特ニ琉人之風聞等も心得ニ可相成事可有之奉存候尤御志ハ矢張蟹行學可被爲在ニ付彼藩僕雖不知其人青木醫師と定テ可_レ知、有名の蘭學家を御指し可_レ然奉存候彼藩之風として我官府より御頼みと申事候ハハ厚ク周旋仕候故鹿兒城と御決着相成候ハ、官府より一書御乞可_レ然奉存候幸長崎聞役も此節出張ニ可有之候ハ如何様共御手都合ハ出來可_レ申奉存候左あく候る萍水の御遊歴まは御無益ニ可有之候

因ニ云薩人某自ラ云往年軍艦造立ニ付宇和島候より御頼有_レ之見ニ參り候分ハ君侯目見も有_レ之造艦廠内之様子等も逐一指示し候いし肥前より内々ニテ來り候分へも少しも見セ不_レ申云々是弊藩之流義ありと申候
先ツ鎮西ニるハ兩肥よりも薩國手厚き様被_レ相考候ゆへ右様御決着妙ナルヘシ人物ハ知り不_レ申併肥前ニる枝吉平左衛門必御尋可_レ被_レ成候僕も一面識ノミニる悉シクハ存不_レ申候へ共奇男子と奉_レ存候

長崎人物拂底可_レ憐愚魯不堪語候得共大木藤十郎ハ御尋可_レ然奉存候英拂之新聞あり共可有_レ之奉存候外ニ宮部の朋友一人醫者ニる奇あるもの有_レ之再遊之節連夜快談仕り候處忘_レ其名ニ併是も浮躁淺露且學識ゆるこも非ス但其氣可_レ愛耳長崎御滞り蘭學ナレハ阿部魯菴ニ可有_レ之候得共長崎ハ實ニ寂莫之郷花實共無、港口之形勢御一覽被_レ成候へハ早速肥後ニ航し薩摩ニ入るヨシクナシ
序ニ申候

幽厄後妙忘_レ人名ニ無_レ他僕之將_レ入_レ東海曝骨裏尸、萬々自期、故ニ癸丑八九月後接スル所ノ事都テ不_レ加_レ意焉是所ニ以致_レ忘也御慰笑可_レ被_レ下候

且本藩人多く薩國を踏候もの無_レ之老兄此行嚆矢とある亦一快といふべし如何々々扱湯淺・郡司東遊可_レ喜事ニハ御座候へ共甚氣遣_レしく相考候賊_レ夫人之子候ハねバよきがと存候湯淺生不學ハ深く憂ふるニ不_レ足候へ共輕俊ハ甚氣遣_レしく御座候特ニ下會禰塾中なとも武夫血氣之寄集りある事知るべし吾師象山常云嚴師友あくして都下ニ遊ふハ人を賊ふもの十常八九僕毎_レ聞_レ人遊學ニ則以喜、一則以憂、何卒可_レ然人物アラハ兩生之事を東都へ託し被_レ遣候様奉_レ頼候

廿二日

寅二郎

良三様

拜復勿々尙又先日大失禮之評語後悔不_レ少奉_レ存候處却て謝言被_レ仰下_レ恐縮之至存候

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟慶)

八九一 ×桂小五郎より 安政二年七月某日 桂在通賢 松陰在蕨野山獄

六月廿三日之御花墨過ル十七日相届奉_レ拜見候先以君 兩公様益御機嫌克御互に奉_レ恐悅候 老兄愈御清健に可_レ被_レ成_レ御所勤_一と奉_レ大賀候二に私於_レ浪華_一病み大に難儀仕候處思之外早く快氣仕過月十七日夜出立廿九日當地に着仕候其後大工之趣も不_レ承旅中大に心急候得共始終少々不快に而今以_レ全快不_レ仕込入申候然處大工ハ十三日當地に着仕候而只様待兼御手大工庄之進方一應中島に面會仕候由故私朔日に中島に参り三郎助に面會仕悉細之趣談候處引請振も至而宜敷彼の論にも何れ日本に而製造致し候得ハ宜き書を得而研究致し候より外ハ無_レ之候事故東條も参り候ハ、且而米より舶來致し候製造書ヲ悉敷相調べ雛形を先造り立候積りに御坐候故一々是等之事申付候蒙申候其中伊豆に而スクウチル製造有_レ之候故此方にも遣し候様申候此節其故私も中島に寄食仕_二疊半程の鹽_一物固屋有_レ之候故座を張吳候様申候時に舟大工道中以來不快に而此節且々快氣仕候位の事に而昨日漸浦が大工方に入込申候差當而軍艦の中造作少々有_レ之候故此方に取掛り申候今春三郎助出府仕候節薩州邸に参り御庭御泉水之臺場雛形蒸氣船雛形拜見仕候處奇妙に出來之由に而大に感伏仕候△故此度幸野村八十八劍術爲_レ稽古_一出府仕候故此段談し中島之轉書持中村庄太郎と申者○御小納戸役に而勤且右等之事加り實上の不_レ然は兩駒二方迄遣し直傳授爲致積りに御坐候左候ハ、有益御坐候かと奉_レ存候同邸石切何某と申而是迄時計者に而近頃蒸氣之事を研究仕至而巧者に相成候由右の蒸氣船も此兩人造り候由に御坐候纒に火を入候而車に仕懸候哉否鼠の飛が如くは泉水の向迄着候様子に御坐候 致候様被_レ仰付_一近頃 同召上 歸り次第(マ、) 至而手 (マ、) 相見申候 (マ、) 中談

爲_レ其奉_レ呈候余は後鴻可_レ申上_一候

△則船大工駒二と申者長崎之産に而巧者に付薩州に被_レ召把_一追々軍艦も製造仕此度江戸に被_レ召上_一江戸邸に居候由に御坐候浦が表に而御用有_レ之候ハ、御存分に御用被_レ仰付_一候様中島迄其沙汰有_レ之申候故兩人彼の通事より浦が呼候趣有_レ之様子に御坐候 (この書は草稿である) (木戸孝允文書第一卷所載 校合濟慶)

八九二 來原良藏に與ふ 安政二年九月某日 松陰在野山獄 來原在蕨松本

松田重助在阪之趣ニ承知ゆ_レし候御都合次第御尋訪被_レ成義と奉_レ存候 (來原は九月九日裁發、十月三日江戸着)
轟木武兵衛今以在江戸と被_レ察候右兩人へ御相對も御座候ハ、鄙狀可_レ然御演述奉_レ頼候吾樓又候出府之由嗟愕此事ニ御座候右ニ付鄙見書付久保清太郎へ遣し候間高見如何浦氏も東役秋良も従行來島も行兄亦行桂・赤川二生も江戸へ出る事非_レ難、去年ノ光景可_レ想像_一也今月朔日ノ大令ハ實ニ以事體重大安_レ叙慮_一の三字公上滿腔沁心臣子たるもの何以奉_レ對揚_一可_レ申哉幕府之處置悉ク安_レ叙慮_一候ハ、論こも不_レ及無_レ左候ハ、天下之大悉ク公上之身上ニあり立_レ節倡_レ始、濟_レ艱立_レ動、公等之責なり公若有_レ爲、寅在獄中提_レ如_レ椽之大筆_一以待焉 (寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟慶)

八九三 ×默霖より月性に贈る 安政三年五月廿二日 默霖在九州旅行中 月性在周防國遠崎

一翰呈啓候自_レ客秋_一至_レ仲冬_一事々蒙_レ上人周旋_一大感_レ其情_一申候事也越歲ハ岐波_一て仕申候桑孤志極九年遊、見尽人文六十州、正大補遺 七七五

公論誰鐵案、四方八面独行求、ナト、戲言シテ詩曆仕申候初春六日ヲ以テ赤間関ニ下申候不_レ得意也、唯見_二青樓_一、而不_二紫閣_一、迺就焉、好色仕申候時ニ空囊ト成ル去テ入_レ豊走_レ筑、訪_二旧知万行寺主_一、又叩_二鳥水旧蹟_一、拜_二八幡_一、拜_二天神_一、独言、揮_レ涙唯念_三王家之衰再見_二復古之秋_一、吁_レ迂男兒也、亦不_レ可_レ復言_一矣、入_二筑後_一詣_二高山奥墓_一、過_二柴山文平_一、叩_二奥自殺本末_一、渠答_レ之曰、苟有_二義氣_一者、以不_レ詳_二奥事_一却適_二奥之意_一也、媚儒之言如此、乃足_三以知_二當年自殺時情_一矣、僕穿_二其墓_一去、他日將_レ樹_二碑_一表_二先生精忠_一耳、草場立太ハ入洛之由今年夏中帰江也トソ彼地ニテ文武館ニ七八日留申候諸儒來會セラレ候も王覇之論ニ及_レハ藩士皆退席ス大氏九州士ニハ皇朝ノ貴重ヲ感戴スルヨフナル人品未_レ見_二一人_一候中国人ニ及サル益遠矣二月中浣ニ平門_一ニ着_レ申候光明寺ニ居申候事二十餘日也滞在願モ相畢申候三年留錫相約申候其間衣食一切供養ナル_二上人介紹書_一ノ如シ公庫書ハ郭門外ヘハ古_レ不_レ出申_一由_二候併乍_一拙當ヨリ老侯ヘ申候て隨分ソノ_二相成由_一候も元來僕ハ拙當ヲ見損タリソノ_二媚ル_一糞虫ノ汚ニ似タリソノ_二志果如何_一ソヤ士人服セスダ、老侯ヲソロシキマ、ニ口ヲ開テ云_レナキノ_二拙當臆病ノ人ナレ_一ハ中々氣節ニ乏シク大義ニ暗シ是以不_レ知_二僕之志_一、然渠遇_レ僕太_レ以_レ禮、僕亦可_レ以_レ常人_一視_レ之、雖_レ然其人不知_二我志_一、而屢々有_レ德_二乎我_一、々不_レ以_レ爲_レ德也、故速去ルソノ_二中熟_一ト試申候処三年ハツ、クマシシカレハ志モ不_レ知_二人ノ恩_一ヲ蒙ル_レ僕所_レ不_レ喜亦上人ノミルトコロも自殺ノ望ノ_二処渠大ニ駭_一キ且ハ藝人二人先來在_二塾類_一抑_レ之、筆舌ノ能争トコロニ非ス乃去テ崎陽ニ往_レキ入_二火後_一申候近日入_レ薩申候拙生文稿史管等於_二平戸_一盡燒申候事也薩ニ入_レリ勢ニ之_レキ申度ソノ中薩ニテ僧分ニ付_レキ危キ事候ハ、拙生志ヲ話可_レ申天照公ノ_二皇家_一ヲ亡シ玉_レハ我不_レ知_レ之也、我敬_レ事敬_二薩人_一、其奈_二予何_一、明春迄ニハ委敷書狀出シ可_レ申候吉田子脱獄之事承申候も如何掛念々々此便ハ防中之士人ニ遇申候故ニ一輪托申候ノ_二去年已來書翰_一差上_レ不_レ申太失_二本意_一勿_レ以_レ爲_レ罪不_二

今年ハ文章三四篇作申候ノ_二ミ也_一詩ハ作ル心モ御座ナク沽々自喜風流柔弱詩人ト才思ヲ争ヒ浮華之辞ヲ咄テ樂トスル_二第一_一僕ノ惡ムトコロナレハ九州人品ノ_二貴キ事_一ヲ不_レ知候詩人斗多シ媚言之徒強顏稱_レ儒、鮮矣仁、呵々

五月廿二日

史狂白

清狂法兄

尙々暑中御自愛專一老人にもよろしく御傳言可_レ被_レ下候向嶋ノウトント公ノ_二ヒラ_一グキヲ思出_レノ_二九州_一ニハ飲_レキ酒一_レ処モナシ大ニ困候コノ節ハ粟飯ヲ食ヒ腹ヲ下ス也一笑々々(原本、文首にある) (須佐町大谷實繼氏藏 校合濟園)

八九四 來原良藏に與ふ

安政三年七月三日

松陰、來原在藏松本

高翰拜閱意中人物ト申ハ兄之_二村度_一之通ニ違ヒ不_レ申候然共彼書面人_二御見_一セ被_レ成候とハ扱々痛心之至ニ御座候區々之身ハ雖_二刎斬_一萬々不_レ足_レ惜候へ共國家之大事ヲ容易ニ議シ候様ニ_二る_一ハ政體ヲ輕ンシ候様ニ當リ不_二相濟_一事ニ_二是_一ヲ痛心仕候然共後悔先ニ不_レ立候へハ先此意ヲ御心ニ留メラレ後來之御心得ニ被_レ成候様奉_レ存候拜復耳不_レ悉

七月三日

來原良藏様御親拆

(兄の名を借る) 杉梅太郎拜復

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟園)

八九五 來原良藏に與ふ

安政三年八月廿九日

松陰、來原在藏松本

僕默霖ヲ信スル_二大方_一ナラス先日ハ禁ヲ破リ度々往復得_二鴻益_一候老兄ノ月旦ニテ彼輩ヲ評スル_二何如_一是ニ付拜晤ノ時

補遺

七七七

もアラハ申度下多シ不益老兄則必益僕也

八月廿九日

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟園)

松陰寅

八九六

×土屋蕭海より桂小五郎に贈る 安政三年十一月十九日

土屋在哉 桂在江戸

十月廿五日ノ貴東只今落手蕭誦益御多福ノ由奉レ賀候僕無レ恙御放慮是祈、(桂の妹が来原と結婚した事を云)婿事既成此節ハ如レ弟如レ兄御闔家輯睦ノ模様傍觀御羨敷奉レ存候計ルニ 老兄來年御歸國ノ頃其人如レ玉ノ慶アランモ不レ知御安心々々々爰元情況モ亦江戸同様愉快ノ事無レ之過日椋梨氏辭レ官代レ之以三宅氏ニ是非ノ論未レ定高論如何、周布氏如レ舊可レ惜ノ至也坪翁豐鏢如レ舊一危一安有レ可レ行之策、有レ不レ可レ行之説、老練波瀾方略涉レ微、此翁ニ歸シ申候彈大夫銳意治ヲ計ラレ輔佐モ亦非レ無レ人後來ノ望捨テ大夫ニ外ニハ望不レ申候來原君剛直翁ノ門下不レ意有レ此人ニ也翁モ此人ニハ愛服致サレ候模様ニ相見ヘ申候北條・中村各當ニ其職ニ可レ賀タレ々 (松陰)吉田先生著述讀書無レ他志、神州一豪傑竟不レ得レ不レ推此人ニ也、浦大夫ハ無レ可無レ不可、好宰相ニ有レ之ベク乎乍レ去唐ノ盧懷慎ニ似リト申人モ有レ之候何分英雄ノ少キニハ込入申候都下ノ情事被レ仰越今更可レ驚事モ無レ之何卒千萬御自重近日ノ用ニ御立被レ成候ヘカシト奉ニ願上ニ候 (又兵衛)乃姪直君苟且因循實ニ可レ患姉君ノ督促モ嚴ナラス込入候事ト來原君トモ咄シ申候

十一月十九日

土屋矢之介拜

桂小五郎様侍史

英夷ノ願ハ定而大阪其外ヘ商館ノ置度事ナルベシ何卒巧ミニ御斷ガ立バヨイガ可レ憂タレ々 古人云巧詐ハ不レ如拙誠ト僕幕府ノ

拙ナラサルヲ憂ヲルナリ

鳥山ノ死實ニ可レ憐兼々世話ニ相成候事故爰元同志中申合セ各金二朱ツ、贈リ候間何卒來鳥君櫻任藏ナド御申合サレ谷中、蒲生君藏ノ碑碣邊へ一片石ヲ御立被レ成候様奉ニ希上ニ候下總人間中某高山仲繼ノ碑ヲ蒲生墓ノ併ニ立候由鳥山モ同志ノ人墓ノ中ニテ語合ヒ候ハ、不ニ寥々ニ事ト存申候來鳴君ト被レ仰合ニ緩々相成ヌ様奉ニ希上ニ候

義堂鳥山新三郎墓

碑文ハ五郎ニ御書セ可レ被レ成候彼其人也乍レ去金ノ一件ハ御世話被レ成間敷候

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟園)

八九七

×小田村伊之助より

安政三年十一月某日

小田村在相模 松陰在萩松本

寄松陰書

郵遞至、接ニ吾兄去月念之手教副以高文一道、捧讀教回、因審ニ放囚之始末、此議在レ藩爲ニ無前之舉、洵如ニ兄之言、承河生亦脫レ繫、僕固可レ賀也、然爲レ生則是、而爲ニ國家ニ謀則非也、凡事有ニ先後ニ勢有ニ緩急、苟相府揣ニ其先者急者、而爲レ之裁處、則政事舉矣、放囚在ニ今日ニ非ニ必急務、而汲々爲レ之、非ニ老點之吏賣ニ私恩、則銳果之少年欲ニ速集ニ功耳、兄之所ニ揄揚、僕則排ニ斥之、兄或疑レ爲ニ媚嫉、僕雖無レ似下粗知ニ古今ニ會中可レ論之事、而默默掛口者、有レ慙ニ於平生、故不レ得レ不レ議焉、夫彈劾之餘雖庸人ニ可ニ奮揚、去秋政府之吏、連引被レ譴、爾後中外肅然、望ニ惟新之令、方ニ是時ニ捉レ機乘レ勢爲ニ之區画、則政事可レ成矣、而僕竊怖、學校之政日衰、而所以振レ之、未レ有ニ成規、夷狄之憂將レ刺レ牀、而所以防レ之、未レ見ニ定算、此誠今日之急務、而相府恬然置之不問、驟及ニ放囚之議、謂ニ之倒行逆施ニ亦可也、向者惡少年數十結レ社、街市之間謹叻橫行、抄ニ掠婦女、或白刃刳行、客逮而鞠レ之、則皆士人之子也、府

城之下有二抄掠之虞、士人之子有盜賊之行、任國家之責者、豈不深可愧邪、僕嘗考其所由來、蓋非且夕之故、從相府以武簡士、血氣之徒、不知禮義廉恥爲何物、慄慄自許爲豪傑、遂至紊律犯法不可禁焉、然而使此輩檢束趨約束者、存於教、今置學校於度外、使少壯之士相率而陷于盜賊、必有任其咎者、且紊法犯律之徒衆、則刑獄不得不繁、隨放隨繫、於是刑濫而威狃、今國家之事雖未至如此、倒行逆施、他日之弊可知焉耳、僕在相州舉所見言之、軍政不振、戍士之所爲、醉飽歌呼優游度日、十八之陣訓練之者、月不過兩三次、炮煩之技姑循格而演之、防堵之間、恐不堪迂緩、然而總軍主司膺關外之寄者、有掣肘之憂、兵權彌輕而威令不行、是以戍士益驕而抱跋扈之心、吁天下無事則已矣、一旦有虞誰保其不技捩、凡此件在相府、宜畢力殫慮以更張之、而今乃不然、豈非可惟哉、大抵決滯訟、斷疑獄、自古有爲之士遭時得尹者、所首行、然非揣事勢而舉作、則徒爲要空名而邀實禍之事、僕竊以、須佐大夫、雖有英傑之姿、亦血氣之少年、前田氏才則富矣、然謂之練達、則不可、道太輩亦以氣合者、大夫好讀書、安知其非徒慕古人爲崖異之行、欲速集中功名、而前田氏輒之前、道太輩推之後耶、昔者岳飛犯法將刑、宋澤釋之、使飛立功贖罪、夫澤之所行一時之權、惟可施之繁劇紛擾之日、在今日模倣之、則爲行險邀倖、雖然比歲邊陲騷然、天下之勢不復無事、其所以釋之、猶澤之於飛未可知焉、抑釋之之人有深之才、而被赦之輩有飛之志、則國家賴以強、社稷賴以安矣、苟不然、則梟視狼顧、縱豺虎於山、置鷹鷂於叢者、閭藩被其慘不少、惟兄思之、僕不能已於言者、以其涉崖異耳、兄如謂僕不知交通、徒持固陋之見、爲此迂濶之說、則非僕所知也、不宣、

別啓

○聞近日政府庶曹執掌之暇、往々狩山漁海、膏梁之家而爲之、愈於運甓二方々、向者西濱有試砲舉旗之舉、並庶曹之外不許他人預焉、顧亦作興之一端、倡先首議必有其人矣、而僕前所陳置邊事於不問、兄或疑言之過激、請略辨之、吳起曰、用

兵之法、教而戒之爲先務、令一人學戰、教成十人、十人教成百人、推之至三軍、皆然、吾藩教之地有練兵場在、苟規律嚴旗鼓整、則闔國之士皆可教也、然訓練之政不揚、旗鼓寂寥曠莫之場、徒聞風號樹吼、問所更張之、則政府曰不暇、此西濱之舉、不免爲游戲三昧、以是爲作興之端、僕則不信矣、
被示吉川大夫之文、立意太奇、首尾針線、字句旋潔、亦復可觀也、即此足見管下文事之盛、聞大夫舉止詳雅、言語明晰、頗通曉時事、顧六家之大夫慙於吉川氏、不獨文章、

○宋代有家樹之會、與婦人會相肖、即所以合家庭之歡、自今稱婦人會曰家樹、推令妹兒玉氏爲社長、令家人輩票指使亦妙、聞每會集講武家女鑑、鄉書中間有強人意處、頗覺高誨之孚于闔家、僕在都日、借烈婦傳讀之、良齋翁亦書夫人傳、僕嘗寫一本、他日當繼女鑑而講之、
(東京市榊取三郎氏藏 校合濟慶)

八九八 秋良敦之助に贈る

安政四年八月十五日

松陰在款 秋良在阿月

爾後彌御堅剛可被成御座珍重奉存候ニ小生義且々無異消光仕候間乍憚御放慮被成下一候様奉存候扱ハ此度近所罷居候松浦松洞當時根來之家臣と申畫師方今之孝子義人之像を畫キ候志有之大津之やわ小郡之いゝ深浦之まさくして廣島之木原松桂ニ至り候積りよる其間有志之士ニ交り志氣を勵まし度所存ニ出懸け候ニ付御地罷出候ハ、何卒相應ニ御激勵被成遣候様奉頼候余ハ彼者御直々被聞召可被下候不能申上候へ共秋冷相催候時分柄別爲爲皇國ニ御自重專ニ奉存候毎々御面倒之御願申上奉恐入候先ハ右御願爲可申上早々如斯御座候書外期ニ後鴻候恐惶謹言

八月十五日

杉梅太郎修道

尚々幾應も爲三國家御自重奉三專一候尙白井小助子御地迄御歸在之由定る御健在と奉三察候歸萩之上拜眉を待居申候不一

秋良敦之助様 玉机下

(寫本にて筆跡を確むる事能はざるも、原本は多分松陰の自筆にて兄の名を借りたるものであらう)

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟慶)

八九九

×口羽通琦より久坂玄瑞に贈る 安政四年十二月某日 口羽・久坂 在萩

君不^(吉川元春)見隨浪川公、擇配後^三委色、江家兵威布^三鄰國、又不^三見淺利太郎、慕力不^三嫌^レ嫌、報國志欲^レ生^二虎兒、到頭百事助^三吾志、英杰氣象自淋漓、古今人跡如一命、何獨賢愚異^三其性、今人擇^レ配唯論^レ容、不^レ問^三氏姓與^二性行、少年秀才、日生玄瑞號^三秋湖、英氣鬱勃溢^三肺腑、不幸喪^レ父又喪^レ母、有^レ兄亦逝一身孤、志學深信^三丘軻道、一蹴直欲^レ窮^三奧區、世間尤儒多迂僻、鞭策爭馭汗血駒、天緣日奇逢^三好女、忽相許^三貞淑、居^三深室、乃是杉氏女、杉氏累世家風溫、況復今日英粹萃^三其門、太郎志行頗朴敦、次郎氣欲^レ摩^三鯨鯢、大耳猶怕^三孫郎妹、班超同胞定英媛、孤鶴得^レ配又得^レ朝、喬樹自占^三安栖地、相呼相答度^三青天、日生從^レ是當^レ展^レ志、聞々吾亦喜裁^レ詩贈^三日生、浪言君勿^レ怒、自是故人情、所^レ願唯期琴瑟和、音調滿室青風日奏^三雍和聲、

贈^三玄瑞

通琦拜草

(東京市楫取三郎氏藏 校合濟慶)

第六卷書簡

九〇〇 清水圖書新三に贈る

安政五年正月九日 松陰在萩松本 清水在萩

先達る者格別之御拔擢無^三此上^三奉^三欣喜^三候先年於^三長崎表^一初^レ得^三拜顔^一候節被^レ仰聞^三候不智^レ不忠^レと申御議論今以胸中ニ徹し得^レ忘^レま^レ不^レ申候處不^レ圖も國家今日之大変ニ立至り癸丑甲寅之時さへ大変と相考候所昨年二月蘭人申立同四月下田長崎兩奉行へ之 幕命等なるハ三千年之皇國も今ハ墨夷之屬國と相成可^レ申勢ニ相見候加^レ之墨夷之使節當時江戸逗留仕候一儀漢土戰國之頃新垣行・張儀杯之故智^三似寄候事と被^三相考^一候中々皇國之御恥辱と申も愚^レて幕府へ對し御匡救之御一言無^レ之る者御當家之御瑕瑾と奉^レ存候就る者貴公様肝要之御役柄ニ被^レ為^レ居候上ハ魯仲連ヤ屈原ナト之忠魂御欽慕不^レ被^レ成る者不^三相濟^一儀と奉^レ存候右ニ付第一皇國之墨夷^三臣^一らさるる大義 君公様へ被^レ仰上^一可^レ然奉^レ存候若已ニ 幕府匡救之思召も被^レ為^レ在候ハ、御同列様ハ勿論有志之諸藩且幕吏之中ニも志あるものハ篤と御談合被^レ遊候儀肝要奉^レ存候尤^レ道傍之舍と申事も有^レ之候へと彼^レ訪^レ是^レ謀^レり候のミ^レて根本之定見をくる者大事成就不^レ仕候故天下ニも同志之人無^レ之候ハ、御當家計り墨夷ニ臣^レらさると御決心被^レ遊候様奉^レ祈候第二ニ飛耳長目ハ今日之急務ニ御座候所只今要路之歴々のとく人材御嫌被^レ成天下之士へ一向御交遊無^三御座^一候る者井蛙之謗難^レ免候此弊差急キ御破^レり被^レ成候様奉^レ冀候差當り桂小五郎久敷江戸遊学仕居候事ニ付萬事御訊問可^レ被^レ成候其外來嶋

又兵衛・來原良藏杯も在役ありら意ヲ人材ニ用候様兼々承及候何分彼三人杯被_レ仰合_二天下之模様得_レと御吞込被_レ成有_レ儘ニ君公様へ被_レ仰上_二可_レ然奉_レ存候第三朋黨と申事漢唐宋明共ニ其季世ニハ専ら盛ニ成行終ニ滅亡ニ立至り候よし明末ニ至りる者殊ニ其弊甚敷候處本藩三五年來全ク其兆相顯_レ此一条実ニ浩嘆之至ニ御座候何卒君公様寛容洪大之御德量御承順可_レ被_レ成候元來朋黨ハ人臣無_レ上_二之心_一起り候事ニ実ニ勿体なき事と奉_レ存候此外今日之急務数々愚存仕候事御座候得共先ハ此三ヶ條ニ落着仕候事ニ御座候若此三ヶ條幕々敷參り不_レ申候者皇国も御當家も不_レ一方_二御大事殊ニ貴公様御役柄ニ被_レ對不忠不智之謗難_レ被_レ成_二御免_一東海を踏_レ汨羅_一に投せらる_レ何分之御覺悟無_レ御座候者不_レ相濟_二儀奉_レ存候私儀只今之身分_一なる者は等之事も憚多ク奉_レ存候へ共先年長崎表之御一言実以忘却難_レ仕且ハ国家之大變難_レ默止_二如此_一ニ御座候千萬御熱慮可_レ被_レ成候以上

正月九日夜認

吉田寅次郎矩方再拜

宋富弼曰、勿_レ以_二同異_一為_レ喜怒、喜怒為_レ用舍、司馬光曰、才智之士、必得_二忠直之人_一從_レ旁制_レ之、明鄒智曰、三代而下、人臣不_レ得_レ見_レ君、所_レ以_二事事苟且_一、周宗建曰、國家要_レ以_二邊事_一為_レ首務、毋_レ自起_二室內之戈_一、右富公・司馬公之二語ハ今日人材御採用之要法ニ御座候鄒智之語ハ今日之急務ニ御座候臨朝聽政之法御復古をらる者古道行_レ不_レ申候周宗建ハ明末之忠臣ニテ所謂朋黨ヲ憂候議論ニ御座候此事今日之的症ニ御座候要路之人ハ夫々入割も可_レ有_二御座_一候得共私式_一考察仕候へ一人も邊事ヲ務と仕候部ハ無_レ之只管室内之戈の起_レ候事三五年來之事ニ御座候此一事ハ後來必思召當_レ候事可_レ有_レ之と奉_レ存候

※(清水は安政四年十二月九日直目付に任ぜらる)

(東京市妻木栗造氏藏 校合濟園)

九〇一 ×久坂玄瑞より富永有隣に贈る

安政五年二月廿日以後

久坂東行中 富永在菴

與_二富永有隣_一書

有隣兄足下、僕之東、道經_二中國_一、叩_二平日所_レ耳文人學士門_一、一見無_レ足驚者、乃謂文人學士不_レ難_レ得、而獨_レ乏_二個儻氣概之士_一耳、然天下之大、安無_二其人_一哉、近得_二三奇士_一焉、曰山岡、曰安元、曰日柳、日柳通稱長次郎、號_二燕石_一、讚岐金毘羅人、性好_二任俠_一、樂_二飲博_一、又喜_二而讀_レ書作_レ詩、博徒有_二數百人_一、氣使_レ願_レ指、如_二臂之於_レ指、僕近_レ讀_二其所_レ著_レ柳東軒詩抄_一、其詩句老辭壯、雄偉而超絕、可_レ以_レ概_二其爲_レ人矣、安元大和郡山藩士也、稱_二杜預藏_一、甲寅之變、恍惚趨_レ難、路病_レ癱、一割而死、頗雖_レ似_二過劇_一、其壯憤勇斷、稍足強_二人意_一、事詳_二森田節翁文_一、今謄_二寫一本_一、贈_二松陰先生_一、吾兄亦賜_二瀏覽_一焉、山岡之事、亦屬_二甲寅_一、山岡稱_二八十郎_一、事_二阿部勢州_一爲_二元締_一、屢上書、言_二可_レ戰而不_レ可_レ和_一、官以_二密議_一已和_レ不_レ聽、乃以爲_二不_レ如_二以_レ死諫_一之爲_レ愈也、初山岡舉家居_二江邸_一、於是、使_二母氏往_二弟治左衛門舍_一、妻婢從_レ焉、乃作_二書二通_一、使_二子某贈_二諸弟舍_一、僕致_二諸同僚_一、然後自鎖_二戶_一、着_二朝衣_一坐_レ巖、掛_二父書一幅於壁上_一、伏_レ劍而死、時年四十許、實爲_二八月廿三日_一、父曰_二源左衛門_一、亦奇士、嘗書_二朝聞_一道夕死可矣數字、爲_二三幅_一、以授_二兄弟_一、今其掛_レ壁者是也、僕嚮_二過_二福山_一、逢_レ人必叩_レ之、未_レ曾_レ不_レ濟然濕_レ襟也、山岡之與_二安元_一、雖_二氣概之士_一、皆已上_二鬼錄_一、則無_レ奈_二之何_一、唯使_二人不堪_二追悼_一耳、獨金毘羅偉男子、可_レ以_二共結_レ交矣、方今國運就_二頹弛_一、風俗羸弱、文人學士不_レ足_レ言、而個儻磊落、如_二日柳_一者、今世所_レ不_レ易_レ得、一旦有_レ事、則決_レ非_二區區_一意問_レ者也、僕輩常憂_二無人_一、今而得_レ之、得_レ之安可_レ棄_レ斥_二吾兄卓犖不羈_一、修軀怪偉、吾知_レ有_二其與_二日柳_一合_レ也、蓋_二一游_レ讚岐_一、過_二其家_一、把_レ臂接_レ欸也、日柳亦節翁之所_レ知、僕聞_二之節翁_一、日柳頗喜_二松陰子入_レ海之舉_一、今吾兄爲_二松陰子獄友_一、則更最爲_レ妙、吾兄以爲_二何如_一、松陰子固與_二安元_一善、今當_レ不_レ知_二其變_一、

而山岡之事未得其詳、吾兄幸致此書焉、剔旅燈、草忽走筆、不一、

(江月齋遺集所載 校合濟園)

九〇二 梁川星巖に贈る 安政五年五月十五日 松陰在萩松本 梁川在京都

急便に託し候故誠に差急ぎ何も略申候萬御推恕可被下候
千萬唐突之至御座候得共杞人之憂無止奉呈書候本月二日同志友中村道太郎歸着京師近況尙老先生御動止相伺降
念仕候先是弊邸吏宍戸九郎兵衛と申者 勅答之寫其外差贈り是非幕府より寡君様へも御下問可有之と相考弊
藩政府に而も色々評議仕語り 勅旨不可不奉也之句に國是相定居候處十二日江戸飛脚到着果して 勅答に付
て寡君に幕府御下問之書翰參り依之政府之吏周布政之助と申者國元家老中之連署之書所持昨十四日夜江戸に向ひ
出立仕候此後幕府之義如何相成候哉誠に難測候得共小生之畫計は別紙對策並愚論之通に御座候御懇考之上可然思召
被下候何卒密に青雲遼廓之上に達し候様御處置被下間布哉幽囚之身是等之事も實以恐多奉存候得共杞憂之已を得
ざる如レ此に御座候間何卒御一計萬々奉祈候

五月十五日

吉田寅次郎再拜

梁川星巖老先生侍員

僧月性本月二日より脚氣上改(頭カ)に而同十日物故致候方外之一義人を失ひ弊藩の一衰に御座候此段御知せ仕候以上
又曰幽囚之身他邦への往復用捨御座候故上封は他人に仕候此人は僕が外弟に而同志之者に御座候間御承知被置被

下候様奉存候以上

(上封は久保清太郎の名を使用せしものならん)

(梁川星巖翁附紅蘭女史所載 校合濟園)

九〇三 梁川星巖に贈る 安政五年六月二日 松陰在萩松本 梁川在京都

一翰奉敬呈候吉便拙策愚論呈坐上候分最早御一閱被下候御事に奉遠察候然る處餘意未竭候付續論相認差出候
節此人に託申候此人中谷正亮名實字賓卿に而小生從來之大知己に御座候此度遊學中姑く滯京何歟周旋仕候存念に御座
候右に付可然御差引被成下一度且又拙策之當否も御教示奉待候小子幽囚中村童輩少々來聚仕聊以慰閑候近況中谷
より御聞取可被成候要用迄閣筆仕候草々萬恕

六月二日

寅次郎拜白

星巖梁川先生座右

再白 中谷生之事幾回も宜敷御指引奉願候下間生外同志之宿所御序に御示し可被下候已上
(梁川星巖翁附紅蘭女史所載 校合濟園)

九〇四 清水圖書に贈る 安政五年六月廿八日 松陰在萩清水

先日者御歸着被成候由珍重奉存候陳天下之形勢も日々変革危急存亡益々目前に迫り候様被相考候へそ國家之御政

補遺

七八七

道も少補なるを逆も捌ケ不_レ申大處置之御工夫專一ニ奉_レ存候別番ハ先達テ御歸城當日目安箱へ投入仕候覺悟ニ御座候得共少々議論有_レ之其儀ハ打止メ申候且_。今日ニ至りてハ最早過去り候事ニ付無用之反古ニ御座候得共私案付候大處置之眼目ハ御直裁之一義ニ御座候御直裁之外ハ只今之大臣なる大處置出來候目途丸ニ無_レ之候御直裁之議御決着相成候上ハ君側へ人物御撰擧肝要ニ御座候右ニ付口羽徳祐・宍戸九郎兵衛等之論も仕候徳祐之論行_レ候ハ、実ニ裨益不_レ少事ニ奉_レ存候併是も不_レ被_レ行候ハ、其段内々御聞せ被_レ成度竊ニ御願仕候左候ハ、別ニ一工夫御座候其餘之事数々申度事御座候得共右之兩事行_レれ難ク候へハ先卷而懷_レ之以待_レ其時_レ之存念ニ御座候愚意ハ何分當 御在国中ハ誠ニ肝要ニ此 御在国中萬事餘程墓行候様仕度奉_レ祈候拙著狂夫之言・對策・愚論等ハ先日彈正殿_。君覽ニ備られ候由誠ニ感激之至ニ御座候何卒追々実事行_レ候様所_レ希_レる徒ら_。特恩ヲノミ誇り居ても却テ恐多キ_。ニ奉_レ存候長崎墨夷之風説も中々虚妄居多_。相見候へ共孰れハ來航ハ相違も無_レ之事と奉_レ存候左候へ_。差當り輦轂下之大変可_レ慮事ニ御座候国家之事ハ逆も小田原評説_。なるハ相濟不_レ申様奉_レ存候

六月念八日

寅次郎再拜

清水君座下

幾重も小生存念ハ當 御在国中肝要之時節ニ付愚存之所不_レ遺心底申出度内存ニ御座候是ニ因テ罪ノ上ニ又罪ヲ得候共一身ヲ以テ国家ニ替へ候事ニ付一向頓着不_レ仕候尤も色々申出候事幽囚之身分不相當_。なる却テ 国家之御不為と申事ニ御座候ハ、_。箝黙仕一身之覺悟仕候積リニ御座候此儀少も無_。御遠慮ニ御教示可_レ被_レ下候奉_レ頼候

(東京市妻木栗造氏藏 校合濟_。)

九〇五 來原良藏に與ふ

安政五年七月十六日

松陰・來原
在萩松本

昨夜ノ時義略論且々相認只今清介_。へ持セ申候高文御調被_レ成候御事と奉_レ察候陳昨夕チト申候高杉生兵庫不_レ可_レ不_レ辭ノ論大覺_。有_。其理_。夕方までニハ一策認可_レ申と奉_レ存候且今夕方ニハ高杉來り送別議論仕候約束ニ御座候間相成候ハ、遅ク共御來會被_レ下度奉_。萬祈_。候高杉生も老兄の高論未タ盡ササルヲ兼て恨居候間何分奉_レ願候也

七月十六日

松下村塾

來原良藏様

要用

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟_。)

九〇六 來原良藏に與ふ

安政五年八月一日

松陰・來原
在萩松本

原田熊五郎
高橋藤之進

右兩生_。蕭海門_。下ニる讀書之才も有_レ之ものニ候處近日戸倉豐_。從_。洋銃相學ヒ懸ケ甚ハツミ居候處へ豐長崎行_。ニる甚失_レ力岩國へ參り二宮ニ學ヒ度存念ニ御座候依_レ之老臺ヨリ一書貫度段僕迄申來候間何卒御頼仕候事

補遺

七九〇

朔日

寅二拜

良三様

(外封)

來原良三様

松陰拜

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟園)

九〇七 來原良藏に與ふ

安政五年八月十八日

松陰・來原
在藏松本

昨夜ハ大ニ失禮仕候陳今朝京師ハ飛脚歸り水戸へ内勅降り候様子相伺奉ニ感涙ニ候僕儀近日丸ニ絶ニ議論ニ候積之處此事
三家二門之諸藩ハ外大藩へ波及仕候ハ必然ニ候へハ豫メ決策無レ之る者相濟不レ申一度絶候議論も此時と發シ可レ申と
奉レ存候併騒々敷無レ之實著ニ仕度存念ニ御座候以上

十八日

來原様

要用

松陰拜

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟園)

九〇八 來原良藏に與ふ

安政五年八月廿四日

松陰・來原
在藏松本

昨日京師之大變定被^(密勅一件の事か)聞召ニ候歟乍爾如何哉と御案申上候ニ付呈ニ一書ニ候間高策之事も同度候付草々御出被^(下候へ)

忝奉レ存候頓首

廿四日

來原良三様

急用

松下塾

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟園)

九〇九

×來原良藏より桂小五郎に與ふ

安政五年九月廿五日

來原在藏松本
桂在江戸

一筆致^(啓上)候 御兩殿様益御機嫌能^(遊)御座ニ恐悅至極奉^(レ)存候將又貴公様彌御勇壯先達而ハ大檢使役被^(蒙)仰御首尾能重疊珍
重ノ御事奉^(レ)存候於^(ニ)御留守ニ皆々様御安全被^(成)御暮ニ候間御安心被^(成)候様奉^(レ)存候次ニ私義無^(ニ)別條ニ罷居申候間乍^(レ)憚御放念奉^(レ)頼
候御吹聴ト候而早速貴札被^(成)下ニ猶又過ル九日ノ尊書御地其外ノ様子委曲被^(仰)下ニ毎々御懇篤ノ至辱奉^(レ)存候水戸ノ一件ハ如何ニモ
國家ノ不幸イツクモ同シ御家御大事御身上御大事ト申事ガ平穩家ノ通論ニ而是ガ爲ニ機會ヲ失ヒ事ヲ誤ル事不^(レ)少爰元モ大義ノ行ハ
レヌハヤハリ同様ニ而結局ハ本氣ニ成リ候事ハ水戸ノ方ガ強キカト被^(相)考ニ申候シカシ周布政之助上京一件ハ何カ宜シキ事モ可^(レ)有
レ之哉様子一向承リ不^(レ)申尤^(松陰)吉田ハドウカ聞取シヤノ趣ナレ共私モ近日得逢不^(レ)申決シテ彼方ヨリイツレヘカ可^(ニ)申越^(ト)被^(相)考ニ申候
右ニ付テモ當時ハ言路丈ハ至而ヨク開ケ言ヒサヘスレハヨキ事ハ随分用ラレ且直ニ 君覽ニ達シ候次第故知リツ、言ハヌハ御互ノ
罪ト存候間御氣付モ候ハ、早速御書立ニシテ御奉^(レ)被^(成)度奉^(レ)存候上御出府ノ事ハ實ニ當今ノ上策ナレ共恐ラクハ行ハレマシクト
申テ捨テハ置^(レ)ス候ユヘ利害得失トクト御勘考ノ上彌是ガ御爲ト也御議論一定候ハ、家ニモ身ニモ不^(レ)被^(レ)替速ニ御上書被^(成)ル、宜^(分)
シク何時ニ而モ御取次ハ可^(レ)仕候過ル七月ノ 御意書ハ頓ニ可^(レ)被^(成)御承知^{(右ノ内ニハ今日ヨリ異變ニ臨ム心得トノ御事實ニ有難}

補遺

七九一

キ事ナレ共六十日餘リ今日迄何一ツ異變ニ臨ムトイフ形ハ少シモ無^レ之候右ニ付衣食住ハ元ヨリ其外用ノ諸事何茂異變ニ臨ミ候形ニ相成候様有^レ之度此義少々心配仕懸候御高見モ候ハ、御慈教奉^レ願候長井杯ハ如何ノ論ニ候哉此度ハ書狀不^レ出御序モ候ハ、乍^レ憚御致意奉^レ願候先ハ御歡猶此内ノ御答旁爲^レ可^レ得^レ貴意^ニ如^レ斯ニ御座候猶期ニ後音ノ時ニ候恐惶謹言

九月廿五日

來原良藏盛吉(花押)

猶以申茂乍^レ疎益々御氣色御自愛專一ニ奉^レ存候御留守へ被^レ仰越^レ候御送り物ノ義來ル廿八日飯田正伯出足ニ付金子并ニシメ上^下等被^レ差送^レ候様子候間右様御承知可^レ被^レ成候且又御婚儀モ粗御約誼相濟候由重疊目出度奉^レ存候友藏事ハ如何ニモ可^レ憐何共難^レ堪事ニ候書外後音ニ付シ候以上

桂小五郎様

人々御中

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟)

九一〇 來原良藏に與ふ

安政五年十月八日頃

松陰・來原
在萩松本

送^ニ來原老兄帶^レ事往^レ崎

特爲^ニ壯士督^一、往將^レ問^ニ狄韃^一、君氣元旁薄、洋陳學^ニ止齋^一、豈比^ニ陳濤^一邪、拘^レ古徒粉^レ齏、從行亦人有、非^ニ復長吉奚^一、乘^ニ此小春好^一、踏破海之西、

辱交生松下陳人寅

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟)

九一一 來原良藏に與ふ

安政五年十一月十二日

松陰・來原
在萩松本

長井發足不^レ遠ニ付昨夕中夜起座磨^レ墨裁^レ書今日休日ヲ狙^レ彈相[・]前田[・]穴戸等ヲ論し追々長井へ逼り候積りにて今日榮太ヲ杉藏迄遣候處兩人僕^レ心事諒察致不^レ吳老兄へ達候事遲延ニ相成殘念之至ニ御座候議論ト高見合候ハ、何卒今夕彈相へ御論込奉^レ頼候此一事小生生死之決候處ナルハ不^レ足^レ言候得共天下正論ノ起仆必此一舉ニ可^レ有^レ之ニ付小生苦心御深察奉^レ祈候今世之事事々機會ニ後^レ候事計り夫と申も有志之士緩慢^レ起り候事にて榮太・杉藏スラ如^レ此候事誠ニ失望之至ニ御座候偏意之奴と御笑可^レ被^レ成候へ共心事不^レ得^レ已又呈^ニ此書^一候也

十二日

鄙見不當御座候得^レ如何せん今夕御來光奉^レ待候

來原様

急用

松下塾

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟)

九一二 來原良藏に與ふ

安政五年十一月十四日

松陰・來原
在萩松本

今朝直八^(時山)へ御傳語不^レ得^ニ要領^一今夕御來光只様御待仕候得共隙取候ニ付杉藏・榮太差出申候國家之大事如^レ此遲滯ニ相成候事不平ニ堪不^レ申候折惡ク岡部生來、顔子ニ及さる小生遷^レ怒、跡にて致^ニ後悔^一候小生主意別紙ニ相認候確報二生へ

補遺

七九三

奉頼候也

十四夜

寅二拜

良藏様

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟慶)

九一三 來原良藏に與ふ 安政五年十一月十五日

松陰來原
在松本

堅田駿州一條如何御周旋被遣候哉彼臣紀令ヨリ申越候書御覽可被下候駿州遊學候へ者堅田一家ニる一方之正氣を伸へ候一助ニ者必相成可申哉と愚按仕候今日御序共御座候へバと存し候故申上候頓首

十五日

今朝承候へハ駿州ヨリ急ニ紀令召出し候沙汰申付候由

良藏様

寅二

要用

(第六卷第五二六號はこの書の答であらう)

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟慶)

九一四 作間寺忠三郎に與ふ

安政五年十二月十一日

松陰在松本
作間在萩

芳墨捧讀彌御無事御憤慨之様子逐一承知仕候小生借牢願今日相濟申候扶植綱常ニ在ニ此行ニと存候(イツレモ讀書ヲ勉強)

スル様子盛之由傳聞仕候併隔牆之榮太さへ不レ得ニ面ニ程之儀ニる何も不レ盡ニ心事ハ御同様ニ御座候 神州未タ地ニ墜不

レ申候ハ、随分可レ爲之時有レ之事ニ付御急迫ハ御無用ト存候

高詠皆妙就中可レ誦(第四卷一六六頁参照)奸吏等ヨ云々ノ一章あり又

賤り身ハ兎ニも角ニも輕らぬ君の御上ハゆゑ、して懸

と御改メニテハイカ、

(伊之助・清太郎)小田村・久保ニ君色々周旋アリ

京師より(岡)仙吉歸ル

天朝正論彌堅御氣遣被成間布候

十二月十一日

松陰

子大兄足下

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟慶)

九一五 ×久坂玄瑞より桂小五郎に贈る

安政五年十二月十五日

久坂在江戸
桂江戸發西行中

此節ハ御船中御無聊奉察候陳ハ松下塾義舉一件如何思召候哉姑息ノ儀申上候様御座候得共實ニ世上ノ人氣モ將軍宣下ニテ稍靜候得ハ義舉ナト甚六ヶ敷事是ヨリハ何か一ノ變動無レ之テハ中々容易ニハ動(カ)レス能々御熱熱御爭諫可被成候實ニ上様ノ害ノミナラス松下塾義士モ徒ニ囚奴トナル事甚残念ニ候得ハ爲國御爭奉祈候僕も不レ遠歸國何モ草々頓首

臘仲五

尙々爲レ國御自重專一ニ奉レ存候乍ニ御面倒ニ此書御届可レ被レ下候
圭木老兄

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟園)

疥癬病夫

九一六 佐世八十郎に與ふ 安政五年十二月廿二日

松陰在萩松本 佐世在萩

近日御疎濶如何被レ爲レ在候哉政府之吏何程論シテモ僕投獄之上あらふと暴徒之禁錮ヲ弛メ不レ吳不平之事ニ御座候周
不レ遠 布も、東行之由來鳴・桂も帰着來鳴爲ニ御所帶方ニ此後之天地如何變候哉別番呈ニ左右ニ候告ニ同志ニ京師々之書も懸ニ御目
候幕吏頻ニ召捕ノ様子憎む愈し早々決策せ給ニ相捌不レ申候いつニ大策成就まで拜顔不ニ出來一事と明ラメ申候僕投獄
ハ年内ニ致候積り父ノ病も大分目途相見候只今之振にて四五日も参り候ハ、医者も安心之趣ニ申候
唐人送り歸り候よし來原之様子未レ承案居申候

十二月廿二日

松陰白

佐世盟兄

足下

(福井縣熊谷三太郎氏藏寫眞 校合濟園)

九一七

×入江杉藏より來島又兵衛に贈る

安政六年正月十九日

入江在萩 來島在萩

平島 寬助

門人 平島竹太郎 (三カ)

口上

伏惟方今 聖天子被レ惱ニ 宸襟ニ候ハ全癸丑甲寅已來夷狄之猖獗被レ爲レ對ニ 神宮御代々ニ御震怒被レ爲レ在去年三月之 勅諭
汗發ニ相成其後幕府之奸吏色々不道理之取計有レ之御大事御連延ニ只今ニ至リ申候此上ハ大藩忠義之諸侯 公武一和之御周旋可
レ然御座候左候得ハ幕府ニもいつき 叔慮御遵奉可ニ相成ニ其上ニ^(ムシ)畢竟外夷御打拂ニ歸シ可レ申候其節ハ 皇國御一体上
天子ヨリ下萬民迄一敵愾可ニ相成ニ候此御時節ニ候得レ諸侯方々武器京師御獻納も可レ有レ之候内 御當藩ハ御門地之儀ニ付不レ及レ申
御事奉レ存候就御甲冑御獻納之御詮儀共有レ之候ハ、私年來眞野故實着甲製作心得居候付工人之助力ナリ共仕報國之一端仕度年來
之存念ニ御座候間此度遙々御國罷下リ乍レ恐此段相伺候事

正月十八日

平島寬助ハ本名大高又二郎播州林田之藩中にて乃赤穂義士之一人大高源吾六代目之英雄にて

武士も驚開て立よらり

と申さる子葉之末裔にて御座候矣戸君へ御對面御願申上度儀別番にて至意之由御面談六ヶ敷ニ付口上書昨夜私方迄差越申候年來尼
子之御甲冑製作仕度存念是又一箇之英雄にてハ有ニ御座ニ間布哉政府ニ御議論色々滞留ハ六ヶ敷との義甚難ニ心得ニ候甲冑師之滞留中
落劍いさせと申候へハ落劍いとして滞留も可レ仕とふ巷別番尖戸翁と被ニ仰合ニ此一事御心配奉レ祈候此度御參府御上京之節御甲冑御
獻納相成候ハ、長藩目出度事と奉レ存候御即位料之故事ニ引續き天下可レ仰候何も御思慮奉レ祈候 以上

補遺

補遺

七九八

十九日

杉拜

來嶋君執事

(下關市森祐三郎氏藏 校合濟堂)

九一八

×佐世八十郎より岡部富太郎に贈る

安政六年二月十五日

佐世岡部
在藏

崎陽行の序に馬關より亡命僕甚々難トセズ且京師ニテ大原卿エ謁シ候事杯モ固リ容易キコナリ左候大原卿ハ僕等ガ論ヲ用ヒラルベシ大原以上ノ正論ノ公卿如何アラン若万一公卿方ノ仰ニ汝等ガ心切誠ニ辱シ乍爾先日岡部撰夷ノ命ヲ蒙リ候左候処事火急ニ行ヒ難キニ付借スニ數月ヲ以スルナリ万一此度ノ勅モ亦奉ゼヌ時ハ頼ムトカ長門エ勅ヲ下ストカ被レ申候時ハ僕甚々困ルナリ困ル所以ハ此度ハ私ノ亡命ニ非ズ何ニシテモ命ヲ蒙リ崎行スル身ナリ夫故暴露スルヤ否ヤ直ニ上ノ尋子人トナルナリ私ノ亡命ナレハ此事決メナシ七日過レハ出奔届ケニテ濟ナリ

一僕此度ノ西行是非止ント欲ス乍爾愚父エ論ジルニ諸君ノ力ヲカラチハ出來ヌナリ且又小田村先生ヨリ此節御国ノ様子天下ノ動靜且僕此度ノ西行命ヲ蒙ルイエ氏君公之御參府ニ附ルハ何如ナル變モアルベキモシレズ故ニ病氣ニ成候モ止リ候方ニ忠義存杯トカ云ヤウナ御教示之御書簡一通モライタシ隨分精密程妙ナリ此位ノ事獨斷テ來ヌ奴ツナレハ取ルニ足ラヌ奴ツ議ルニ足ラヌ奴ト諸君ノ罵笑モ愧カシケレ氏僕カ賤劣ハ允シ玉ヘ(上欄)義卿先生人海之時モ決斷ハ多ク友ニアルカ

一西行止テ後ニ亡命ハ僕スベシ是ハ私ノ亡命故実ニ僧侶ニナリテモ或學僕ニナリテモ又手代ニナリテモヨキ故假令事ガナキトテモ毫モツカエ候事ハナキナリ又家ヲ脱スルノ策モ僕按シツキタリ此事ハ同志中ナレハ誰エナリトモ語り玉エ僕決メ偽ラザルナリ

一夜前ヨリ膝ノ痛ミ増シ候是亦一幸也

一僕実ニ不周旋故ニ此度ノ事起リシ也諸君エ對シ実ニ面目ナク心痛無ニ此上ニ候

右之事件御同志被ニ仰合ニ御廻復奉レ願候乍爾松陰先生ヘハ此事急ニ知レヌ様被ニ成遣ニ候様奉レ希候萬々俗論奉レ耻候不全

十五日

八十郎拜

富太様 侍史

追啓

- 一(松陰)先生兄ノ酒ヲ禁スルコトハ已ニ獄中御對面ノ時ニ先生ノ口エ三度マデモ出タル由夫テサエモ遂ニ先生兄エ言能ハズ遂ニ書ヲ以ス僕ガ父ト断然爭ハヌヲ兄等嘸カシヲカシク腹誹シ玉フカナレ氏極ク言苦シク候間得失ヲ委細ニ解キタル書ヲ玉ハレカシ苦心言語ニ盡シ難シ憐察シ賜エ
- 一僕カ往処ハ前後左右東西南北悉ク大澤トハナントヲカシキコトニテハナキ乎
- 一松陰先生ヨリ賜フ処ノ書小田村ニ願ハクハ取ヨセ吳タマエ
- 一書餘可レ申テ山海ナリ面陳ヲ期ス

八十良白

子楫岡部君足下

(東京市楫取三郎氏藏 校合濟堂)

九一九

×久坂玄瑞より岡耕次郎に贈る

安政六年二月十五日以後

久坂在藏
岡在山口

與ニ岡耕次郎ニ書己未年

僕之寓湯田ハ吾兄頻繁叩ニ逆旅ハ説レ文論レ時、快甚快甚、先年見ニ足下於土松如家ハ、僕窃以ニ足下ニ爲ニ浮躁不レ足爲、今足下不レ吝ニ改悔、以ニ着實ニ爲レ學、寸赤吐露、盡告ニ之我、是所レ向不レ設ニ城府ニ也、頃日、足下讀ニ何書ニ爲ニ何事、僕謂、在ニ山口ハ、不レ若レ來ニ城

補遺

七九九

下也、足下、向游大田稻香門、不_レ合而去、又遊越氏塾、又不_レ合、夫越塾之與稻香、不足_レ言也、向足下從_二松如_一而學文、厭_二城下輕薄_一而去、蓋輕薄三田尻右田皆同也、而何齊菽爲_レ然、而若_二山口_一勿_レ乃輕薄之風歟、然則書之所_レ多、是我所_レ學、朋友所_レ在、是我所_レ游、書與_レ朋、菽城爲_レ最多、非_二山口諸方所_一能及、然則足下所_レ學、必爲_二瀨岐_一、天下道衰、無_レ行而不_二輕薄_一、輕薄則不_レ學可乎、足下何不_レ負_レ笈來_二松下塾_一、松陰子既_レ嚴、因_二塾甚衰_一、因_二三志士_一、將_レ起_二其餘燼_一、足下何不_レ來_二添_レ薪也、如_二村塾_一雖_レ既衰、志士所_レ會、而書亦不_レ甚_レ乏、雖_レ則有_レ乏、借_レ覽諸學校及同志士、則以_二三三年之力_一、尙不_レ易_レ遽讀_二矣_一、足下何不_レ來也、奇人宮田平五郎、頃爲_二何如狀態_一、聞_二之足下_一、彼屢上書、上書卿在、幸_レ騰_二寫一本_一贈焉、令兄起居何如、別無_レ書、春寒自重、向所_レ約、李忠定公奏議、楊椒山文集、今不_レ致_レ此、唯待_二足下來_一菽、

(江月齋遺集所載 校合濟慶)

九二〇

×中村道太郎より來原良藏に贈る

安政六年二月某日

中村在菽
來原在長崎

京師之近況報知之儀被_二仰越_一候處風說而已_二る_一、慥成儀聞兼只樣延引仕候處一兩日前北條氏歸國_(御内用有_レ之去月四日)傳聞之概略之通_(左脱カ)御座候間部_(下總守・豐後守)内藤上京諸大夫諸宰人等を召捕詭計陰謀を以_レ紳家を恐喝し三公以上自然と御落飾之被_二仰出_一も有_レ之様仕成し 寂慮_(寂慮)ニおゐて聊御變ハ不_レ被_レ爲_レ在候へ共九條關白久我殿を以來夷之御取扱先幕議通りニ御任セ暫く之間御見合執_レ 勅諭通り取計候段及_二奏達_一舊臘廿九日間部參内 天類拜頂戴物等有_レ之近日歸府相成候由畢竟堂上方之御恐怖而已ふら_レ列藩とる表幕威之暴ふるよ畏縮セしより 主上者御孤立之形ち_二被_レ爲_レ成其上久我殿を御信任ゆへ右之次第_二相成候様被_二仰聞_一候事も有_レ之由_二候得_レ運速ハ合と申_二るハ無_レ之正義之堂上方之内に深_レ旨趣有_レ之姑くの間參内差控居きとの儀御内密被_二仰聞_一候事も有_レ之由_二候得_レ運速ハ不_レ知候へ共又々變態を生し候ニハ相違有_レ之間敷候事右之趣ニ付紛々議論も有_レ之候得共事機已_二一失_一以_レ最早無_レ致方_二力行待_レ時之外見込も無_レ之候廟謨深遠不_レ測候へ共定_二右邊_一一定と被_二相伺_一候間御互ニ勉勵仕度候吉田_(松陰)後依_レ舊事を不_レ得_レ成兎角者敗きを取

リ申候否様惡敷男子ニ御座候ま_レし例之氣魄ゆへ囚中健在之由ニ付御安慮可_レ被_レ成候來島歸國大ニ力を得申候申上度事不_レ止_レ此草々聞筆

二月

清旭拜啓

良藏仁兄座下

合藥リントル管有合之品無_レ之此度之便_二不_レ相運_一追_レ差送可_レ申候

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟慶)

九二一

×福原與三兵衛より井上_(與四)内藤_(萬里)に贈る

安政六年三月十七日

福原在京師
井上・内藤在兵庫附近

殿様益御機嫌能_レ被_レ遊_二御旅行_一恐悅至極奉_レ存候各様彌御堅壯可_レ被_レ成_二御供_一珍重奉_レ存候扱_レ昨十六日鴨溪方に正三方度々御使有_レ之急キ參殿之事申參り候由與今朝御彼方罷出候處大原卿粗暴之趣岩倉殿_(野村)御密話之儀有_レ之於_二正三_一も深く御掛念之御様子尤右之趣_(福井忠次郎)追々御掛合ニ及候大高・平島等杉藏・和作杯申合せ候義より出タル趣_(野村)ニ狂暴虛喝之義_(野村)ニ候得共正三・岩倉之兩卿殊之外御氣遣被_二思召_一候御様子承り候_(野村)るも其儘打捨置候様_(野村)ニも難_二相成_一尤於_二只今_一大高・平島等在坂中之模様先日_(野村)和作歸國一件_(野村)ニ付_二るも福忠事_(福井忠次郎)手相振被_二是_一ニ付_二るも最早再發仕候模様_(野村)ニも無_レ之其餘黨類らしき者於_二爰元_一一向承り不_レ申義_(野村)ニ付_二大原御父子_(野村)の_二御處置_一ニ_レ強_レる格別之儀_(野村)有_レ之間敷と_レ相考候得とも現場御應對仕候儀_(野村)ニも無_レ之右兩卿案思之趣何とも打捨難_(野村)置候間鴨溪事唯今_(野村)方出足御旅中迄差越申候間委曲正三御密話之趣御直々御承知被_レ下_(野村)此段於_二爰元_一い_レら_レ取計可_レ然哉御考合被_レ下_(野村)何分之御差引被_二仰越_一可_レ被_レ下_(野村)候細々_(野村)明後日於_二伏水_一可_レ申承_二候得とも其段御内々得_二貴意_一候恐惶謹言

三月十七日夕八ツ時

與三兵衛世民(花押)

尙又前書之趣筆紙難_二申解_一尙近_(近衛・廣司・三條)鷹_(三條)御各方御模様も兩三日已前發陽仕掛候次第も有_レ之由義委敷鴨溪_(野村)御聞可_レ被_レ下_(野村)候尙又先

達る得_レ貴意候大坂御城代御道中差問有_レ之來ル十九日夕伏見御着同夜御乘船ニ御下坂之由御座候右ニ付下宿其外之事一昨夜一應大坂方_レ飛脚差立及_レ御注進候由ニ候得とも猶錢屋方_レいよ下宿之儀御受ケ申出候ハ其上一ニ今一應御注進仕候覺悟ニ御坐候間御内々右様被_レ御承知可_レ被_レ下候以上

與四郎様

萬里助様

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟慶)

九二二

×久坂玄瑞より中谷正亮に贈る

安政六年三月某日 久坂在蘇中谷在山口附近

與中谷實卿書

向者來_レ萩辱_レ過訪、時將_レ煩_レ老兄_レ作_レ與村塾、老兄諾焉、而遂不_レ復來、僕疑_レ之、何遽諾而忽變也、老兄曾告_レ僕曰、國家之事、不可_レ得_レ爲、吾將_レ入_レ常榮精舍、獨居讀_レ書、跌座養_レ心、僕亦可_レ之、然至_レ頃日_レ熟_レ考之、是不_レ過_レ獨善_レ耳、獨善孰_レ與及_レ人也、僕觀_レ村塾、松陰子在_レ岸獄、富永有隣亦去、有隣前日氣慨如_レ索然也、久保清太吏務蚩聚、無_レ邊_レ講習、獨小田村士毅、時時往反耳、然備_レ員學校都講、兼助_レ祐筆、則不_レ得_レ大盡_レ力、於是村塾索莫、將_レ蜘蛛而雀巢_レ矣、僕窃謂、村塾不_レ振、我藩不_レ振也、村塾無人、我藩無人也、村塾盛衰、係_レ我藩汗隆、維_レ持_レ二國、亦頗不_レ爲_レ妙、而今既如_レ茲矣、諸同志士所_レ爲_レ深惜也、僕頃蒙_レ官命、將_レ入_レ蘭學會、然獨善不_レ忍爲、吾以間而時々往返、我欲_レ盡_レ吾可_レ盡也、豈以_レ獨善_レ自期哉、蓋以_レ村塾_レ維_レ持_レ二州、是松陰子之志也、又士毅清太諸子之心也、老兄何不_レ來_レ寓戮_レ力從事於此也、老兄入_レ山不出、令姪亦向_レ已去塾、諸士皆曰、甚矣其叔姪何憚_レ物議_レ之至此也、是雖_レ僕所_レ不_レ得_レ無疑、矧其不知_レ老兄_レ者乎、頃寓_レ塾者、富太又四郎德民耳、皆有_レ待_レ於老兄_レ焉、願諒察焉、夫俱講俱讀、是爲_レ己爲_レ人者、讀_レ書何於_レ獨居、左_レ右_レ經史、稽_レ覽古今、觀_レ忠孝節義之跡、足以_レ養_レ其心焉、養_レ心詎_レ於

跌坐、國是未_レ定、村塾將_レ廢、老兄安可_レ以_レ獨善_レ自居、而謂_レ々々之一諾、亦有_レ不_レ可_レ試者、

先月念四、和作遂脫走、念八夜、杉藏囚_レ揚屋、其云云策、雖似_レ未_レ盡、其忠慨悲憤、爲_レ國忘_レ家、實僕等所_レ不_レ可_レ不_レ慚也、夫

兄弟固甘_レ死者、然自_レ常情_レ觀_レ之、老母與_レ幼妹、其心寔可_レ悲耳、紙有_レ餘白、書以_レ報焉、不知_レ老兄已聽否、

(江月齋遺集所載 校合濟慶)

九二三

×久坂玄瑞より福川犀之助に贈る

安政六年五月十七日

久坂福川在蘇

與福川犀之助書

福川兄足下、頃聞我師二十一回猛士、將_レ執_レ拘於江戸、發期應_レ在_レ近也、猛士_レ憤慨_レ氣節、爲_レ國忘_レ家、視_レ死如_レ歸、蹈_レ危不_レ疑、實_レ今_レ之世_レ不_レ易_レ得、而後世_レ氣節_レ之士、所_レ必_レ仰慕_レ者、今關左之行、生歸難_レ期、此以_レ平生故舊、欲_レ一見_レ其面、而後永訣、而牢獄有_レ禁、相見甚難、僕等心事、將_レ何以堪焉、今足下爲_レ獄司、獄中之事、事無_レ大小、皆所_レ與知_レ也、猛士即固嚴譴囚之士、官不_レ許_レ它人往反、然猛士之心、上天實知_レ之、不_レ可_レ與_レ奸夫惡漢_レ同視_レ矣、況其如_レ江戸、不_レ止_レ一身之生死、而係_レ邦家之得喪、不_レ爲_レ妙、然則官固宜_レ寬_レ待_レ之、縱令官無_レ寬_レ待、足下讀_レ書、稍知_レ猛士_レ者、焉忍_レ不_レ以_レ寬_レ待_レ之哉、且夫自古忠臣義士之蒙_レ罪遭_レ禍、其故舊子弟、禍福不_レ顧、斷然抽_レ身、或訴_レ冤、或代_レ死、或爲_レ之斂_レ尸者、青史往々接踵、此皆千古美談、而編_レ史者、不_レ別立_レ本傳、則必載_レ諸附傳、而赫々照_レ人之耳目矣、今猛士之事、雖_レ與_レ之或異、生死固不_レ可_レ測者、足下宜_レ陽爲_レ不_レ知、使其故舊苟得_レ相見_レ也、事或敗露、僕等以_レ此蒙_レ禍、固所_レ不_レ敢避、而足下若得_レ罪、則僕等大論_レ諸政府間、以_レ救解焉、救解且不_レ聽、亦其寬_レ待_レ義士之名、與_レ夫訴_レ冤代_レ死斂_レ尸者、當_レ相_レ傳於千載矣、何禍福之顧、墨_レ守_レ常格_レ哉、抑人之往_レ它邦、其歸期不_レ過_レ二二年間_レ耳、然臨_レ其別、握手歎_レ離情惘然、尙_レ不_レ可_レ勝_レ言、況今猛士將_レ深入_レ於魍魎魍蛇之域、馬角瓶乳、生歸難_レ測、今發期甚迫

矣、過三四日、則山川遼闊、隔世之人、而非夢魂恍茫外、無路相見也、今日永訣、何當離情惘然而已哉、使僕等得往反晤語無遺憾者、勿乃在足下之方寸乎、噫、如猛士今有幾人、不可再得者、足下以是得禍、宜甘受之、僕亦所不敢辭也、五月十七日、
(江月齋遺集所載 校合濟慶)

九二四

×久坂玄瑞より高杉晋作に贈る 安政六年五月廿四日

久坂在萩
高杉在江戸

與高杉暢夫一書

屢辱尊書、辭意重疊、捧讀之際、愧悚而未敢奉答書、緩備之罪、海涵是祈、頃老兄及飯田・尾寺、前月念一手書至、報同先生東行之行、且勸一身代難、辨大義、動中幕吏、先生去臘以來、既期此行、及見三兄書、益喜得知己之言、因使僕作書陳謝、昨窃見先生於獄、瘦骨嶮嶮、髮亂被面、而視死如歸、無有難色、然僕窃謂、自以此數年、國家之事、又不可為、庸相當路尚可、姦相執柄則事已矣、廟堂諸公、稱為善人者、率乏氣膽、其有才力者、乃將弄權張威、前途實可悲也、因憶、昨年夏在江戸時、國弊一變、士氣大振、名士撰用、言路洞開、雖如先生在幽囚者、而得吐露肝膽、筆諸書以達、明公賢相之前、於是驛使絡繹、皆報維新之美、噫、是一年左右事耳、而今既如此、何其興廢之不可測也、先生頻言老兄、又為老兄立策、擬與到府日、宜伺變相見也、老兄近時議論何如、僕西歸後、三變其見、將敢質諸老兄、然先生發在明旦、心事萬緒、不復一一、它待後鴻、老兄若與三子會、幸致先生之意焉、五月念四、
(江月齋遺集所載 校合濟慶)

九二五

×久坂玄瑞より某に與ふ 安政六年五月廿五日

久坂在萩
某在萩

與某書

士大夫之病、不在愚、而在磊落、不在敦實、而在輕俊、輕俊磊落、其弊也為浮薄、愚、敦實、乃多忠厚節義之士、而今之人、磊落輕俊、昂然自得、遭敦實而愚、觀笑癡、漢視之、以是所以浮薄為俗、而忠厚之風、竟掃地也、足下稟性拳拳、喜酒自豪、細謹是不屑、所期在事業、蓋酒人之所嗜、肉人之所嗜、其嗜之與好之、莫有所失、則不足深言也、頃聞之、我師二十一回猛士、執拘如江戸、因將以大義論服老翁、僕亦義不贊之、猛士自入海來、六年於茲、百謀百蹟、荆棘薄身、而邦家之事、夢寐不能忘於懷、酒肉共絕、燥腸枯甚、至限日食、以中二合飯、或絕粒數日、憔悴骨立、而今且有左之行、然而生死不測、再會難期、以情言之、實有不堪痛嘆者、昨有人言足下大醉淋漓、頹然自放狀、果信則僕不得無一言、足下與猛士、無半面則已、未及聞其東、則已、然而知猛士既非一日矣、聞知其東、亦熟矣、而今反如斯、何其磊落之甚至此也、且近時有司、寬法弛政、而風俗墮壞、驕侈日甚、且足下在學校、學校之衰、又至今日一極矣、浮華相競、輕薄為交、托事博一醉、以罄己歡、且相會飲、夕相排謗、未會觀有忠厚之風、足下其翹楚、而足以維持學風者、尙以磊落自是、學校之衰、不可再興、國家之事、復竟可知、而足下所謂事業、何處施之、何日成之、足下以生三日壞之時世、在日益衰之學校、當有所自揉矣、矧友人生死亦未可知乎、嗚呼、拳拳可奇者常多、可癡漢視者常寡、而風俗日頹、士氣益不、掉者、是果何如也、敢問足下審其所由歟、五月廿六日
(五)

※松陰の藏出發は廿五日である

(江月齋遺集所載 校合濟慶)

九二六

作問寺島忠三郎に與ふ

安政六年某月(五月)八日

松陰在野山獄
作問在萩

德民へ文稿多クナシ詩稿大分アリ近日示スヘシト御申可被下候

補遺

二首ハ感吟何ソ問聽セン

カナシオナシ智ナシ學もあし（カ）心もあひが死（カ）またくもあし

才智ハ天賦あれハ勉めちし力學ハ勉メラルレ共一朝ニ無ものをある様ニハ出來すされハいつきもあしといふも可也
心と志ハ遂ニあしとハ不レ可レ言故ニ中七文字改て見た如何虚喝チい（カ）ぬハ妙あらん然とも自棄ニ墜ル様ナ辭ハ誓てい
とぬがよし

二白心もあひら自妙婉曲ノ體ヲ得タリ未ニ必改ニ只鄙意かく（カ）ことし

八日

寅二

子大兄足下

心ト志ハ固別然共無心有心ナト云詞ハ志と通してみるへし

福又ハ僕トハ手段異ナレハ議論明白正義ヲ踏へり僕講孟割記ヲ作タ時ノ論ナリ（富太郎）岡部待レ時ノ論亦有ニ一理ニあらし

カホウハチテ待テト云論ニちりし

（寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟慶）

九二七

×桂小五郎より某に贈る

安政六年十月十九日

桂在江戸
某在萩

（前文缺）先月評定等留役手島金八郎と申もの一刀兩断にやられ候よし前日町人くじ申出候所私か裁判致其違懸と申事に御坐候（遺恨カ）

義郷の事前段不ニ申上ニ一昨日高晋作歸り候間直に御聞可レ被レ成候同人は度々應復も致し金の事は便宜を以入用之節着贈り申候決而（差カ）

杉より返済に及候儀には無レ之事と被レ存候十に九命は大丈夫とも存不レ申候（以下缺）

（木戸孝允文書第一卷所載 校合濟慶）

九二八

×佐世八十郎より來原良藏に贈る

安政六年十一月一日

佐世在萩
來原東上中

寒氣相募申候得共 殿様益御機嫌克可レ被レ遊ニ御座ニ奉ニ恐悦ニ候於ニ御國ニも若殿様益御機嫌克被レ遊ニ御座ニ候且又尊兄様益御壯可レ被
レ爲レ在奉ニ敬賀ニ候其後關東之容子一向不レ承節角如何奉レ按候松陰先生之様子御聞被レ成候は、御申越奉レ願候○杉藏事周布、内藤杯へ
宜御話被レ成遣ニ候様に偏に奉ニ懇願ニ候杉藏は只和作之事え座し候事に而御痛めに付最早二百餘日も繋囚被レ致居候事故是に而何卒宥
囚に相成候様に偏に御周旋奉レ希候行相府之諸君子へ何卒宜く被レ仰入ニ是非々々赦獄に相成候様に御執成萬々奉ニ至願ニ候桂兄へ可
レ然御傳話奉レ希候且杉藏事御疎も有ニ御座ニ間敷候へ共桂兄にも御周旋被レ成遣ニ候様に奉レ願候僕儀胸痛日々相募り申候而所詮怠惰
に消光仕候加レ之俗事も亦繁允御憐察奉レ願候

來春御歸國之節何卒葦山笠壹つ御取歸り奉レ願候

御留守様には御揃被レ成御安全に御座候御放念可レ被レ成候

其中辰下御自重專一に奉ニ存上ニ候右御見舞且御願旁奉レ呈ニ腐毫ニ候書外奉レ期ニ後鴻ニ候恐惶謹言

十一月朔日

八十郎一誠

二白幾回モ御自重專一に奉ニ存候本文之趣幾回も宜御願申上候取紛前後雜出不敬萬々御仁恕奉レ願候

來原良藏様 執事

（前原一誠傳所載 校合濟慶）

九二九 × 生田良佐より淨念に贈る 安政六年十一月某日

生田在阿月 淨念在某地

呈淨念師

辱知良佐啓淨念老師坐下、相別而契濶、未審祿履定如何、不堪思想耳、僕也懶怠不曾走一紙筆、以候玉音、而自爲斯疎隔者、多罪何言、僕近得政府之命、云、良佐好學微聞達公聽、今也命而使入國學、命下之日悻怖不定、意者鄙野之人、何人虛揚而至于此、過而蒙明命、恐非不才之所堪、抑國家隆治、學校之設、育才之政、下愚不遺、草莽之祭、嗟乎亦盛哉、願意去歲自萩城歸、偶成一律云、未免率制塵俗羈、今朝又速促歸期、當知天下紛紜日、非是鄉裏棲息時、經濟術存方寸裏、做頑意寄數篇詩、莫言勿率行客裝、尊羹鱸魚解思想、今而觀之、當時大言、何做何頑、語有之、居則曰、不吾知、如有知爾則何以爲、僕、唯自愧自憐耳、雖然男兒居世、一出都會、試其驚才者、其志所期也、而幸得使不率塵俗、不屈閭里、而琢磨其愚鈍、則其榮何如之乎、近日世上流言又紛々、吁嗟醜虐之狂妄、幕府自取之、而狂妄益甚、則雖幕府又將不堪焉耳、幕府之處置水府亦甚、吉田氏再收、不堪歎息、或傳吉田氏遭在囚獄也、自絕食飲、幕吏無如之何、再還于公邸、今也有故、又遭囚繫云、而問者、邑吏從萩耶還、稱得江報、吉田氏其始對獄辭、讞言正論、動出于幕吏掩耳之事、幕吏恐疑、而今也不復鞠問、依然在囚獄、此言頗似得要領者、意吉田氏當如此耳、然今未審其孰實孰虛也、去歲來、慷慨平穩爲黨派、至今而爲甚矣、要之讞言類慷慨、俗論類平穩、而慷慨者不爲人所容、常爲人所毀、豈讞言者少而俗者多乎、嗟乎白黑不混、正邪爲別、自古然矣、不容之亦可、人毀之亦可、唯恨兩地隔絕、不得會面論談、又一慷慨耳、行期在近、不得相見、冀加保護、僕又不二々、良佐敬白、

昇平之久、士氣愉惰、可難哉、僕在松下時、嘗與松陰論此事、歎息痛恨、或中夜而起、不能相遺、乃拈拾史傳、勉讀古今之成敗、至其切時情者、則相見感泣、誦聲不擇音、松陰怒髮指天、予亦不自勝、乃相謂曰、此何終極、廢而不讀、幡然吟咏前人之詩、多是文天祥過平原、及水滸瀟瀟東湖三決死之作、則々衝口、以遺一時之悶、相謂曰、此先得我心者、嗟乎三決死、其事已偉矣、至其十一十二之句、則曰、苟明大義、正人心、皇道何患不興起、東湖自任甚重、而松陰今已知是、我輩勉強、志在報國、欲有爲而言之、則人不信我、人不信我、吏人輩一聞忠讞之言、則掩耳而走、愚俗鄙陋、一何有極、僕自思此弊村之乏人耳、然而弊村之乏人、是本藩之乏人、々々々々、是日本之乏人、是所謂昇平之弊乎、月性所謂化而爲女子乎、滔々天下皆是、而我輩徒以口吻從事于其中、人心何得正、皇道何得興、報國之効、茫如捕風、徒勞何益、夫果如此乎、志士忠臣、往將折其銳、而東湖何獨能然乎、至其尾則曰、斯心奮發誓神明、古人有云斃而已、松陰蓋有取于此、而東湖神精明斷、高出于人意表、忠臣志士、豈不可如如是乎、而我輩咏吟自喜、竊高某氏之行、又思所以體其意者上耳、嗟乎僕不才、而所志遠大、果得人不謂我非其人也乎哉、我不敢知也、而如老師正其人也耳、於其去、書以爲贈、以示相勸勉之意、且以質之老師坐下、々々其歸、所謂貴邑之二三子有志、此中者、近而勞之茶間、若及弊村之事、其語曰、某也者學、某也者行、某也者才、某也者勉、而幸不殘僕也、示以此文、僕雖不敏、以志行自處者、若有交照同忠憤者、則雲山之外得一知己、僕也何幸如之、敢陳愚情、良佐敬白、

(熊本市生田鐵石氏藏 校合濟慶)

九三〇 × 作間寺忠三郎より赤根武人に贈る 安政六年十二月十三日

寺島在萩 赤根在阿月

亂筆失敬先文言モ可有之眞平御免

別紙一通ハ和作ノ託セシナリ近比消息如何回顧已ニ一年君ノ起臥ヲ聞カス果而如何モや僕ハ未タ決而御存シニハ有之之間敷候僕ハ向ニ松陰先生之命ニテ幾度カ君ノ處ニ行ントスレ共未タ能ハス此夏モ鳥渡訪ントシテ遂ニ能ハス嗚是天乎陳ハ松陰先生モ如レ此ナリ玉

フ事故如何モ致シ方無是非共今來ハ共々ニ往復シタシ實ニ已矣夫天下事泰山頽乎哲人已乎ノ歎ニ候○于今禁錮ニ而者僕モ來春ハ一日ノ稀談ニ成共可レ參と思ひ居候是又行テモ痛ク幽囚トモナラン(ト)諸友ノ内ニ申者有レ之故ニ未タ決シ不レ申候に貴報ヲ是待候○村塾之諸友よりも可レ然様傳聲トノ事ニ候餘者萬端筆紙ニ難レ盡候隨分御氣保肝要々々

十二月十三日

昌昭白

君ニ贈ル拙敵此間ヲヘラレ候所未タ未定稿故御便ヲ是待ツ愚歌一章

晚菊 まとふ身ヲ誰の知ふん色も香も雪ノ軒端ノ菊の一もと

偶作 武士ふ者名此ミ武士々々と五十餘の年を如何て過らん

武人老兄ニ贈ル

武士ノ道こそ多き世のふるよ只一筋の大和魂

(不明) 老兄足下

(寫本東京市毛利元昭氏藏 校合濟齋)

九三二

×桂小五郎より來島又兵衛に贈る 萬延元年正月十二日

桂在江戸 來島在萩

新禧芽出度先以 列宮倍御機嫌克被遊御超歳恐悅至極に奉存候將又 老兄始御滿堂様御揃御壯榮被爲成御越年一欣喜不レ少奉存候二私も舊臘三日夜より疫症相煩甚難儀仕所詮生活も無覺束一と覺悟仕居候所不レ計廿六日より快方に傾き漸々と氣分も宜敷相成且々加年仕此節筆も取られ候位不レ遠中全快可レ仕候間乍憚御安慮奉願候其故昨年十一月廿七日御書狀舊臘中旬前に相届候得とも逐一御答も不レ得仕一失敬至極御高許奉願候龜之進様にも頼に御歸着此節は御折合被成乍然余程之御在府故積る御嘶も御盡被レ成間敷と奉恐察候(中略)

一松陰先生の事如何にも難忘幕より申來候由に而墓石を取拂せ申候姦權可レ惡病中には御坐候得とも舊臘十六日は四十九日故聊いとなみ可レ仕と兼々存居候所景斗 上之御恐悅に而所致不レ得仕一實に混雜千萬之世の中大道何れに有レ之候哉痛憤之至御坐候(後略)

(木戸孝允文書第一卷所載 校合濟齋)

九三三

×桂小五郎より佐世^{八十}岡部^{富太}に贈る 萬延元年正月十七日

桂在江戸 佐世岡部在萩

新禧芽出度先以 列宮倍御機嫌克被遊御超歳恐悅候將又 各兄彌御壯榮被成御越年一奉恐賀一候二僕舊臘疫症にて甚難儀仕死も難計御坐候所廿六日より快方に傾き且々加年仕此節漸筆を取られ候位に相成候故近日中全快可レ仕乍憚御安慮奉願候昨年ハ度々御投書逐一御答可レ仕之所 松陰先生之儀は不レ及申始終不平のみ多く懸々筆を取りて申上候程之愉快は絶而無レ之且又杉藏之儀先生被申置候事も有レ之候と承り候故尙更於御國御嘶仕候言相貫可レ申と周旋仕候得とも先生御書下け之次第不レ分だのなんだの、かだの、と所詮六つヶ敷其故幕之書面手に入度と存種々手を廻し候得とも此度之儀は姦權とも私意大不正之廉多が故秘秘に致し世間に洩し不レ申候橋本頼も同様一圓もれ不レ申候乍然たとへ右書面もれずとも脱獄之儀周旋相貫可レ申と存候然し舊冬より彼是五十日程も丸々外出不レ得仕候間近來政府よりも何事も承り不レ申候快氣次第催促可レ仕候 御國當節之形勢如何御坐候哉後便御聞知奉願候且又今春は是非兩兄共御東行奉待候岡部兄申上候留守に御同居被成遣候段先便被御聞奉承候嘸々萬事可レ蒙御高情何分可レ然御氣被就られ候様奉願候佐世兄申上候家大人様始御滿堂御安榮可レ被爲居所詮御存之懶惰に而御無沙汰のみ申上奉恐縮候乍失敬可レ然御致聲奉願上候先は年頭之賀詞且積る御無音御詫奉呈候余期ニ永日之時候恐惶謹言

(正カ) 五月十七日

小五郎花押

尙々乍失敬御同志方へ可レ然御一聲奉願候拜

八十郎 兩大兄 床下

(木戸孝允文書第一卷所載 校合濟慶)

九三三 ×時山直八より杉山松介に贈る 文久元年四月廿九日

時山在江戸 杉山在萩

三月十五日の御投書細々敷被_レ仰下_ニ忝拜見仕候愈以御清祥奉_ニ欣賀_ニ候次僕無事罷在候此段御放慮可_レ被_レ下候(中略)

(山縣小助)

○月性の護國論三四部御面倒ながら御贈りの程奉_レ希候他藩有志へ差贈度候御國中の美事は逐一示し度と存候間千東と被_ニ仰合_ニ御願仕候そして梅翁(前田孫右衛門)に村田翁の筆は無_レ之哉御閉合頂戴可_ニ相成_ニ儀に候は_レ御周旋御願仕候是は諸藩より望を請け候事に御坐候隨

分城中には持合居候ものは可_レ有_レ之と存候是又御周旋(松陰)先師の分は久阪澤山所持故追々乞ひ候者に贈り申候(下略)

四月廿九日夜

梅南生

寒縁老兄足下

(懷舊記事所載 校合濟慶)

九三四 ×杉山松介より山縣小輔に贈る 文久二年十一月十一日

杉山在京都 山縣在萩

(本文略)

十一月十一日夜認

寒縁拜

二白、和作も快起に相成此度英太郎(吉田) 尙肥後有志一人同伴にて俄に肥後罷下り申候右は肥後國俗論一件に付先日蕭海(土屋) 下向等の事にて彼方有志歎願の筋有_レ之中山殿の旨を以て彈正太夫(益田) 書翰持下り申候何れ越中守様御上京に相成候半右に付有志輩豫參の事我藩より申越候これも正義に相成候へば九州は大概一新の風に相向ひ申候半松陰先生建墓一件尙遺續の事も有_レ之由建墓は吉田支蕃船翁建墓の事に付先生のも同様周旋仕候由遺續の事は當時庶子は杉君嫡子との事にて是は杉氏の子を取り吉田氏を繼ぎ

候事何れ公義にて可_レ有_レ之様相考申候和作・英太郎歸京の砌は何れ一寸なりとも萩表立歸可_レ申候餘は後便可_ニ申上_ニ候頓首

(懷舊記事所載 校合濟慶)

千東大兄几下

九三五 ×杉百合之助より吉田久滿に贈る 慶應元年四月十八日

百合之助在萩 久滿在黒川村

いよく御障りのふ御暮し候へとめてさくそんしより此内小太郎参り大キ御世話ニ相成色々御馳走殊ニ何より之御土産御送り下され數々忝そんしより扱愚老氣分相ニ付御地金毘羅様に御立願相成嶮岨之山上に毎々御参詣にて丹誠を御抽テふされ候よし 御祈り之力にて追々全快いさを癒くと頼み多くそんしより御ふとづて此おもむき三介性根なしにて打忘せ昨夜ニ至り思ひ出し候由にて申参り初る承り候付眞ニ一筆あら_レ申殘しよりめてさくうしく

四月十八日

百合之助

尙々返すも御深切之品感心ニたをそんしより筆末ニ森田方皆々様によるしく御傳御頼申より其内時候御厭ひせんもし二そんしよりうしく

よし田

御部屋様

上る

(阿武郡福川村森田豊吉氏藏 校合濟慶)

九三六 ×小田村壽より吉田久滿に贈る 慶應二年十月廿六日

壽在萩 久滿在黒川村

打たへ御床しくそんしよりむさまさり候へ共いよく御無事ニ御くらし遊ハし候半と目出度きんしより扱又明日は兄きは七年の

補遺

八一三

御いとふみ被_レ成候とて私共に御_案補んとし_二御安内被_レ成候へ共はい_一心こま_レせす御無禮申上_レとおそ_レ来春はゆる_レ御とう_レま_レ被_レ成候よお_二御出待入_一ふ_レ又先を_レしよき御品御送り遣_レはされ有_レさくそん_レし_レ筆末ふ_レらとふ_レさ_レは_レにもよ_レ後敷御申上遣_レはされ候よおと_レ補_レひ_レて度_レらしこ

十月廿六日

小田むら内か

よし田

おむ様 無事

(阿武郡福川村森田豊吉氏藏 校合濟)

九三七

×東條頼介より野村靖に贈る 明治十五年十一月十六日

東條野村
在東京

拜啓陳昨日從二位殿依_レ召御參内相成候處左之通り被_レ仰出_二候

從二位 毛利元徳

今般松陰神社創立之趣被_レ 開食_二金三百圓下賜候事

明治十五年十一月十六日

宮内省

右來ル廿一日御祭典之節從二位殿御參社御備可_レ被_レ成との御事ニ付旁爲_二御承知_一申上候間御序ニ御一列に御傳へ可_レ被_レ下候也

十一月十七日

頼介

靖様

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟)

九三八

×徳大寺實則より三條實美に贈る

明治十五年十二月卅日

徳大寺三條
在東京

松陰肖像 留魂錄 遺書二卷 山河襟帶詩幅

右吉田寅二郎遺書供_二天覽_一候處深寂感被_レ爲_レ在候即御下付相成候條御收手有_レ之度候也

明治十五年十二月三十日

宮内卿徳大寺實則

太政大臣三條實美殿

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟)

九三九

×杉民治より吉田庫三に與ふ

明治卅四年七月六日

杉在藏
吉田在小田原

六月廿日之御狀に對してハ返答差出し候哉不_レ覺候處大御無沙汰ニ打過申候先以御安泰御精勤珍重此事ニ我一家無事消日罷在候御母御老健一段ナリ梅雨未_レ晴霖雨續キ隨分困_レ候 大姉暑中休と申も近日之事ニ候早く引上ケ之手續相成_レし 相次郎も此度之御供上京中も色々御客事御_{不明}ひ事有_レ之最後ニ當春御誕生之御姫様御卒去と申様之事嘸々心配ニ可_レ有_レ之と察し入候余リ書狀も吳不_レ申候 道助ハ暑休ニハ三田尻に歸ると申居候三田尻ニ遊ぶよりハ我許の方_レ然とハ考へ候へ共先つ當年は其意ニ任せて置候と存候 靜が學問事御注意忝御座候然處迎も英語迄ニハ得及び不_レ申外史も申たる計止メ置可_レ申高等女學校迄ハ得出し不_レ申候裁縫を第一と致サセ置候假名交り文の雜誌類を讀事ハ大好キと見へ不_レ絶園を偷_レ讀何々抄録の様の事致し候鈍ナル奴ニ_二且々人の後に續キテ往キ度と心掛ケニ付一寸一分の光陰も惜み候へ共兎角人ニ後きると見へ我に不_レ申候へ共母にハ毎々他之某ハ何が能出來某ハ何が上手と人之美を稱し羨み候様子ニ有_レ之候修學の事ハ干涉ニ不_レ及自分にて成丈ケ奮發いたし候横山達三唐津中學校所勤と見へ被校より博文館發行英才詞苑夏之卷(明治三十四年六月廿五日發行中學世界臨時增刊號)を送り吳内ニ自著の松陰と村塾といふものアリ添狀ハなし能出來居候様考へ候一讀人をして感せしむ浩漭の松陰傳より一寸人を感ずる事深き様ニ思ひ候再讀して誤植より其外間違ひの事我が心付き候事

ハ摘抄して昨日横山に及ニ返答ニ置候既ニ御一見相成候哉未タニ候ハ、御一見有レ之度候」定價廿錢なるべし達三に申遣したる重も立候事丈ケ御覽ニ入レ候達にハ誤字迄正し候ヘ共夫ハ略ス

三頁下段十行目越三年〔安政二年乙卯十二月獄ヲ免レ家ニ歸ル〕

四下十四特例〔罪餘ノ遊學ハ特例〕

六上六左折〔右ナリ〕

七上五南園〔西ナリ〕

八佐々木源藏妻ノ實家〔佐々木四郎兵衛ノ邸ニテハ如何〕

十南園〔西ナリ〕

十一小路ノ東方〔南ナリ〕

十二〔追々生徒増加シ八疊ニテ容レ不レ得ニヨリテ解拂ノ賣家ヲ買ヒ建添ヘタリ其工事大体ハモトヨリ大工ノ手…先生ノ顔ニ抹スト云其ウチ七疊半ト三疊ノ二室ト少許ノ土間アリ〕

八上六友之〔友之允〕

十三萩藩〔防長一円ニ付長州藩ト稱ス萩藩トハ不レ云細川ノ如キ毛利公ヨリハ石高多キモ肥後一円ニ非ルニ付肥後藩ト稱スルヲ不レ得唯熊本藩ト稱スト聞ク〕

下十六安政二年〔萩ニ歸リタルハ安政元年十月祖母ノ十三回忌ハ二年卯九月ナリ〕

九上十五爲之兄兄弟中〔爲之兄ハ高須爲之進也省キテ爲之兄トス兄弟中ノ長者也〕

十二上十一阿父之稱〔文之進ノ文ヲ與フ〕

十九翌戊午〔東ニ送ラレタルハ六年己未〕

下十四福原〔福川ニ〕

十七病床ニアリ〔病床ニアリ往テ云々ハ戊午十二月獄ニ行ク時ノ投獄（紀）記事ニ詳ナリ東行ノ時ハ無事ナリ〕

十五上三戊午ノ東行〔己未ナリ〕

十三上九活ヲ開キ〔活眼ヲ〕

下十七治心氣齋山田公章〔宇右衛門ナリ是ガ違ヒテハ大變ナリ〕

十五下四山鹿素水〔葉山鎧軒ナリ左内ト稱ス亦山鹿流ヲ學ブ素水ヘハ明年江戸ニテ逢フ〕

十六上一〔四月江戸ニ歸リ亡命ノ罪ヲ自訴ス國ニ遣リ屏居罪ヲ待タシム十二月八日ニ至リ祿ヲ奪ヒ籍ヲ削ル是ヨリ松陰ノ境遇一變ス〕

變ス〕

十七下十二禮服ナシ〔公駕陪シ奉行ス麻上下等慰斗目迄持チ行士分一と通リノ禮服ニ支リナシ此事誰カノ書キタルモノニモ見ル何カノ誤聞ナリ〕

十八下十八幕府ノ手當嚴重〔非ナリ回顧録附録長崎紀行庫三按ニ至則既去矣トアリ松陰手書ノ物ニモ此事ハアルベシ〕

二四下十九知事〔縣令ナリ何レニテモ可レ然レモ何年迄ハ令何年ヨリハ知と後人ノ考證ニモナル名分ノ事ハ可レ慎〕

二六上十五紙燃リ〔此御看破御炯眼感服ス此事ナシト冷泉ニ申遣シタルニ不レ削後亦申遣シタレハ正誤シテ此條ヲ削ル〕

二八上二十安政二年春〔三年丙辰五月廿三夜在獄ノ時ノコト云フテ講シタルナリ〕

三三下四二ノ曲輪〔南ハ極樂橋東ハ御臺所御内ヨリ内ヲ御本丸トス今ノ志都岐社ノ處ナリ東御門南御門の内を三ノ郭トス兩門今

尙外形存ス北ノ惣門中ノ惣門平安古ノ惣門の内ヲ三ノ郭トス今尙惣門の部且々分リ居ル明倫舊館ハ三ノ郭平安古惣門ニ近キ處ニ

アリタリ

四嘉永元年〔新館落成式聖廟木主御遷座等二年酉ノ正月ナリ〕

十新館ノ始まり素讀ハ毎日卯時辰時迄居寮生巡次ニ講堂ニテ授ク手習場ハ西門ノ北ノ方ニアリ先生ハ木村茂兵衛ナリ後小川甚兵衛となる

三九下一講修〔校讎心苦慎塗乙、吟諷聲悲交歌哭〕讐

四二上十四其手寫ノ〔按スルニ九月十八日長崎行ノ發足其十二夜ナレバ留別ノ意ナルベシ此行深密ノ謀象山ノ外友人義所・長取・桂三人ノミ〕

六村塾ノ佐藤〔佐藤信寛ハ民治ヨリ長スル事十三年ニ松陰若年ノキハ兵要録の講義ヲ聞キ先生貞ニテ村塾ニ而學フ人ニ非ス〕

四三下十三〔助手ハ搗者ト並ヒ又鳥居ノ向フニモ並ヒ立蛸集シテ會讀ス〕

四四上十五研藏ノ書〔資治通鑑ナリ〕

十八村内鳴盟社〔嚶鳴社ハ村内ニ非ス周布・北條等多人數ノ社員萩ニテハ盛ナル社ナリ其通鑑青木ノ先キヲ借ル〕

五十下五出板ス〔先ノ分本板半紙本五册ナルヲ活版縮本一册ニシタルナリ〕

五一上六活字板〔合議書活字板ニ非ス本板ニテ板下タハ藤田與次衛門の筆ナリ現ニ其本民治今尙保存ス〕

其外ハ略ス

右御一覽可被下候〔玉本正之 文之進去月廿五日字品出帆清國に行き候由其後の報ナシ御用心專要之祈〕

七月六日

庫三様

民治

〔正誤表は第十卷關係雜纂にその大意を掲ぐ〕

〔東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏〕

九四〇

×濱野章吉より半井榮に贈る

大正二年頃

謹啓尊書薫讀久々にて無御變御近況相伺奉大賀候陳者御下問の件執れも五十餘年前の事にて其頃之舊記は往年火災に罹り悉皆燒失取調方無之且小生本年八十九歳の老耄百事忘却僅に記憶の一二を擧て塞責の外無御座候何れも御問合以外不必要の件にて御不滿之程察上不堪恐懼偏に御垂憐奉仰候

土屋彌之助・江幡五郎兩人とは坂井虎山師同門同窓の親友にて土屋とは最も懇親の間柄に候舊江戸留學中も不絶往來互に文事講習以外今更思出候へば同人は小生の同郷人五弓豊太郎と共に好劇家にて時々兩人來り猿若町へ誘引するを相斷候へば兩人直に箒塵拂等を持出し擬劇を始め大騒をなし困らされ候間無已同行當百錢一枚を拂ひ高棧敷の後に立終日見物致し候様の事も有之候是等は同人の逸事と申程の事には無之候へども無二の親友たるを御承知被下度旁申上候五弓は本朝歴史に通じ最力を徳川氏事跡取調に盡し事實文編三百餘卷を著したる人物に候

鳥山新三郎とは土屋の紹介にて一兩度面會致候而已に御座候只一事申上度は嘉永の末頃かと被存候へども其干支年度等は覺兼候も月日は十二月十四日赤穂義士復讐の當日を期し江幡五郎叔父とかの復讐の爲め出立歸國の送別會を十三日夜鳥山氏の宅に於て開く〔五〕の報に接し土屋と共に參會致候處宮部鼎藏外兩三名先あり薩人畫家狩野某壯烈なる薩摩琵琶を彈するに感動せられ涕泣する者あり劍舞する者あり義士の祭文を朗讀する者あり悲歌慷慨實に尋常の宴會に非ず宮部は刀劍一口を江幡に贈り曰く是を以て仇首を斬れと吉田松陰は江幡と松島迄同行を約したるに深更に及ぶも來らず一同訝敷思ふ折柄長藩士三人來り曰く吉田江幡と同行の約あり頻に其筋へ旅行許可を促せども許さず今夜脱走したり事不〔四〕容易も今更致し方無之旅費に困らんと是を渡し吳迎一封金を江幡に托

したり是蓋し松陰脱藩得罪たる跡ならん既にして天明く即ち十二月十四日(五)一同泉岳寺義士の墳墓へ参拜の後江幡へ別を告て去りたり江幡は毎度人に向ひ叔父の仇を復する様の事を盛んに吹聴致し居たるに終に實行せず非評を招きたり吉田の旅費を持参したる三人の内には後征長の前後謝罪の爲國老三人の外十二人斬首せられたる者もありし歟と存候右にて鳥山氏の當時志士談合の集會處たりしを想像せられ候間御参考の一に申上候小生右手宿疾あり運筆不自由又左眼失明一目病手筆筆不レ成レ字萬々御判讀奉レ願候草々拜復不乙

五月廿四日

濱野章吉

半井榮(マ)

(義所鳥山先生傳所載 校合濟)

九四一

×福永亨吉より中山伸一に贈る 昭和四年八月八日

(前略) 福永叔人號紅等 亡父と松陰先生と交誼ありし事は亡父よりも承り居候又亡父歿後品川子爵及松陰門下之高足佐々木松墩二氏より度々承り申候(初稱筆太)〔松墩は本姓荻野稱貞介松陰之文稿中送序又は字說等大分澤山見え候老生とは京都にて特別に親交致し其細君は明治二十年比山口師範校にて舎監を勤め居候〕交誼の一例を挙げ候得は松墩翁之談に自分が松陰先生に侍せし折柄尊父(亡父を斥す)先生を訪はれ盛に當時之竹刀之長き弊を説かれ斯くては實地に臨み何の役にも立たず云云松陰先生も卓識と稱せられしとか申居られ候又亡父の談に松陰を訪ひし時先生が詩稿を出し推敵を乞れしが其時始めに新しき朱筆を出し口にて噛み破らんとせしが忽ち惜矣とて机之引出を搜して秃筆を出し朱硯に染めて出されたその惜矣之一言は到底凡人の言ふ能はざる所英雄光明無翳之雅量を見るに足る云々と話され候事有レ之候右之二事は老生之品川内相に贈る書に稍委しく述べ候者有レ之他日機を得て御一覽を願ひ可レ申候(下略)

(寫本萩市安藤紀一氏藏 校合濟)

第七卷稽古事控

操練當日之次第 安政五年八月十八日

(周防國戸田村の壯士二十六名、松下村塾に來りて安政五年八月一日より十數日間連日銃陣を學んだ、この事に刺戟され、松門の兵學生が同十八日萩郊外大井濱に演習を行ふ、これはその當日經過相書の家である、その計畫は皆松陰の指圖による、第四卷戊午幽室文籍田村中村名字説、第六卷第四七六號書簡、第七卷四〇頁調練願書控、第九卷二四二頁参照)

安政戊午八月十五日於大井濱操練、當朝七ツ時松下村塾相揃、各陣笠腰兵糧用意三度分着腹稽古胴衣稽古袴、銃隊六と小銃六玉拾六玉之間途、胴亂首懸、短兵隊と稽古槍稽古をへ短銃等、伍長ハ鞭或ハ袋をへ等、隊長ハ白旗采幣等所持可レ仕、左候る一番貝兵糧を遣ひ、二番貝列を正し、三番貝出途、行軍と一伍ツ、段々繰出し、尤金鼓等不二相用一候事、大井濱差備と三ヶ處ニ疊ム、左隊右隊ハ銃兵也、中軍ハ短兵なり、休息少時ニして貝鳴序鼓、中軍旗のむらふ所ニ隨ひ陳をし、

左隊ハ左ニ押出し、右隊ハ右ニ押出し、中軍ハ中軍ハ原地ニ折敷彎月の形をなせ、左右隊共ニ各其隊長之心(カ)に任せ一手ノ練掛練引衝(不明)變化自在なるへし、此時急鼓を用ゆ、金鳴中軍旗動ク、左右隊旗是を受矢留各疊備を作ル、貝鳴急鼓二る短兵隊二ツに分レ左右の間二出、左ハ左隊を廻り右ハ右隊を廻り各中軍二歸り、惣軍勝鬨を擧る也、金鳴中軍旗應ク、左右隊原地ニ歸り休息兵糧を遣フ、貝鳴序鼓中軍旗中央を指せ、左右隊長合ノ長蛇之備をなせ、破鼓急鼓二て戰始り、中軍短兵皆其後ニ隨ひ追々進歩

補遺

八二一

ス、敵已ニ退散するを察し、金鳴り備を覺ミ、短兵覺備ノ右左に廻り、金鳴り左方ニ折敷惣勝鬨を擧る也、貝鳴り序鼓中軍旗の指揮ニ左隊を繰出し一戦し、短兵其左に出折敷鬨を發し聲援をなし、左隊ハ繰引よて右隊右ハ繰懸り敵を受取一戰、金鳴り三隊共ニ踏留トドマシメ少シク息揃之上右隊右に繰出し、短兵隊より左方ニ折敷、夫ハ金鼓貝打交吹ませ、進ミ烈敷合戰、短兵も中央ハ頻ニ聲を發し短銃を打放し戰勢を助ケ、おもふ儘に敵を却ケ、金鳴り折敷勝鬨序鼓よて原地ニ歸り、貝よて分散たるへし、

尙委細モ口傳に存レ

(この一行松陰自筆) 夕分散
右之次第を以今日八ツ時過相仕舞引取仕候此段爲ニ御届ニ如此御座候以上

(本文の筆者は富水有隣なれども、勿論松陰の指圖によつて書いたものであらう)

(萩市松陰神社藏 校合濟)

條々 安政五年八月十八日

- 一各隊之戰勢、中軍ハ不レ可レ制候尤戰地之指示者中軍ハ出る事ニ付各隊決る不レ可レ有ニ違背ニ候事
- 一隊長モ伍長と合体ニ諸事可ニ申談ニ候尤隊長ハ命をる旨伍長自由ニ増損を爲らざる事
- 一伍兵モ伍長之指揮ニ從ふハ勿論也伍尾ハ伍長の不レ及を補ふの心得專要ニるる事
- 一旗役ハ専ら隊長の命令ニ從ひ相勤め尤隊長之闕を補ひ候心得甚以可レ爲ニ肝要ニ候事
- 一階級持方らしき儀一向不ニ申出ニ勞役之事不レ拘ニ尊卑ニ不レ論ニ長幼ニ各親睦之心得專一ニるる事

右之條々申不レ及事ニ候得共三令五申モ軍中之常ニ付事らしき書付置處如レ件

安政戊午八月

兵學場各中

(操練當日の訓令寫である、筆者は富水有隣なれども、勿論松陰の指圖によつたものであらう)

(萩市松陰神社藏 校合濟)

第九卷書人類

孫吳副詮書入 嘉永五年十二月

（編者曰松陰が佐藤一齋著孫吳副詮木版本二冊に、頼山陽と或人の批評とを書記し、尙ほ自己の所見を記入したものである、勿論頼及び或人の批評の抄録は特記する必要はないから、松陰自身の文のみを掲げる、

（孫子副詮の初め上欄にある松陰筆）

朱書者、爲三山陽頼翁評、墨書者、未詳爲何人語、原本錄之、故余亦因之、而不知其說果有當否也、蓬頭子識

（火攻第十二終り頃の部に松陰の所見がある、本文の前後に所見を掲げる、句讀點點送假名皆原本の通りである）

抑々夫戰而勝、攻而取、則宜速賞賜其有功者、然而吝財費、不脩舉其功者、必來怨望、却招大凶、費亦不貲、命曰費留、謂財竭師老、而不_レ得_レ歸也、故語曰、明主於賞罰深慮之、良將於功罪慎修之、非_レ有_レ所_レ利、則當_レ不_レ動衆、非_レ有_レ所_レ得、則當_レ不_レ用兵、非_レ有_レ危事、則當_レ不_レ戰鬪、人主不_レ可_レ以_レ憤怒而興師、將帥不_レ可_レ以_レ愠恚而致戰、必當_レ合_レ於利而動、不_レ合_レ於利而止也、

（上欄）矩方云、合_レ於利二句明々、與_レ非_レ利不_レ動、相喚呼、何得_レ曰_レ與_レ上文_レ不_レ中_レ相蒙_レ乎、（松陰筆）

（裏表紙の内方に書せるもの）

嘉永壬子十二月九日 墨二評並寫畢

吉田大二郎矩方識

（奥子副詮には松陰の文はない、裏表紙の内方に記せるもの）

嘉永壬子十二月十五日朱評寫畢

吉田松次郎矩方識

（千葉縣宇山瀧藏氏藏 校合濟慶）

第九卷雜纂

補遺

八二六

默霖所贈鏡 安政五年十二月廿五日

(松陰筆
上包紙) 默霖法師

所贈 戊午臘月
念五記

(以下默霖筆)

(鏡蓋表) 古人之面不可目

古人之心可得而

觀(已カ) 史狂題

(鏡蓋裏) 楳溪

(鏡裏) 與照面 楳溪

寧照心

心歟面 史狂生
此意深

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟)

補遺

八二七